



\* 0026621000 \*

0026621-000

335.7-Z99t

統制会必携

重要産業協議会・編

帝国出版創立事務所

昭和19年版

1944 2版

ADF











統制會必携

昭和十九年版

重要産業協議會編  
帝國出版株式會社刊



335.7  
Z99c



404259

寄贈

日立製作所

亀有工場

### は し が き

重要産業團體令に基く統制會が、わが國重要産業の殆ど凡ての部門を網羅して結成され、複雑多岐を極めてゐた統制經濟機構に、一つの秩序と方向が與へられてより、はやくも二年餘の歳月を経た。その間、貿易統制會の交易營團への合體、羊毛・綿スフ・人絹絹・麻の四統制會の纖維統制會への統合など、急激な内外情勢の推移を反映しつつ、統制會の歩める路も決して平坦なるものではなかつた。しかしながら、この二ヶ年の困難を極めた試煉を通じて、その事務局の整備、業界との緊密なる結合、調査資料の完備、企業整備への協力、その他政府の諸施策への協力等の過程において、統制會も、いまやその態勢を充實し、戦時統制經濟下にあつて極めて重要な役割を果しつつある。

之迄、政治情勢の變轉に伴ひ、統制會の活用、その役割については屢々各種の意見が行はれ、特に戦局の逼迫に伴ふ一種の焦躁感から、統制會か國家管理か、軍需會社か統制會かといふが如き一面的視角より、時として統制會無用論の如き極端なる議論さへみられた。然し、これらの「議論」にも拘らず、統制會そのも



のは戦時統制經濟推進の中核的支柱として、益々重要な役割を果しつつある現状は、凡ての机上的空論、一切の輕卒な毀譽褒貶を超越した一つの歴史的事實となつてゐる。殊に、軍需省の設置をみてからは、發註調整、計畫生産の推進に伴ひ、統制會はいよいよ業界との結合を固くし、主管廳原局と一體化の方向にあり、その遂行すべき使命は一層多く一段と重きを加へるに至つたことは、既に周知のところであらう。

いまや各統制會の機構上の全資料を完全な形で一つに纏めておくことは、戦時國民經濟運営上の必要事となり、諸官廳並に業界の各方面からも、當會事務局に對して、その刊行を實現するやうにと熱心なる懇懇を寄せられたこと一再でなかつた。これに應へて「統制會必携」の編輯に着手したのは、既に一年前であつたが、その後、各統制會の諸規程、役員、機構等の變動が相繼いだため、編輯の中途において屢々改訂を餘儀なくされ、遂に刊行は今日まで遅延するの已むなきに至つた。なほ印刷後の變動については卷末に改訂補遺などを以て極力之が補正に努めたけれども、なほそれにも間に合はなかつた部分については、大方の御了承をお願いし度い。

本書編纂の最初の計畫においては、産業統制會關係の資料のみを纏める豫定であつたが、その利用價值を更に廣めるために、統制會傘下の各統制組合、統制會社、並に金融關係各統制會の定款、統制規程、役員氏

名等をも収録することが要請せられるに至り、そのため頁數もかく歴大なものとなつた。

本書は差當り十九年度版とし、今後變更のあつた部分は更に改訂を加へ、内容を一層充實せしめて明年度版を準備して置き度い。關係方面各位に對しては倍舊の御協力をお願いする次第である。

最後に、當協議會の出版物刊行の意義について深き理解をもたれ、常に犠牲的協力を惜しまれず、本書の刊行に當つても、幾多煩雜なる改訂校正をもこころよく容れて戴いた帝國出版株式會社の三ツ木隆治氏に深き感謝の意を表したい。

昭和十九年四月

重要産業協議會

事務局長 帆 足 計



目次

基本法規	三
鐵鋼統制會	一三
石炭統制會	一七
鑛山統制會	三九
セメント統制會	二八九
車輛統制會	三二五
自動車統制會	三五三
精密機械統制會	三九一
電氣機械統制會	四五三
產業機械統制會	五一九



# 統制會必携

昭和十九年版

金屬工業統制會	六二五
造船統制會	六六三
鐵道軌道統制會	七〇二
輕金屬統制會	七五三
皮革統制會	七八三
油脂統制會	八一九
化學工業統制會	八七一
ゴム統制會	九二二
纖維統制會	九七五
金融統制會	一〇〇三
附錄	一〇六七
統制會關係改訂	一〇九二



基  
本  
法  
規



基本法規

一 經濟新體制確立要綱	五	十一 行政官廳職權委讓令施行規則	六
二 重要産業團體令	七	十二 鐵道省所管の職權に關する行政官廳職權委讓令施行規則	六
三 重要産業團體令施行規則	五	十三 行政官廳職權委讓令第十四條第一項第六號及第七號の施行に關する件	六
四 統制會に關する閣議申合せ	三	十四 統制會に對する勤勞行政職權委讓等に關する件	六
五 重要産業指定規則	三	十五 財政金融基本方針要綱	六
六 商工組合法	三	十六 金融統制團體令	六
七 商工組合法施行令	四		
八 商工組合法施行規則	四		
九 行政官廳職權委讓法	六		
十 行政官廳職權委讓令	六		

一 經濟新體制確立要綱 (昭和十五年十二月七日閣議決定)

第一 基本方針

日滿支を一環として大東亞を包容して自給自足の共榮圈を確立し、その圈内における資源に基きて國防經濟の自主性を確保し官民協力の下に重要産業を中心として綜合的計畫經濟を遂行し以て時局の緊急に對處し國防國家體制の完成に資し依つて軍備の充實國民生活の安定國民經濟の恒久的繁榮を圖らんとす。而して之が爲には、

- 一、企業體制を確立し資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして國家綜合計畫の下に國民經濟の構成部分として企業擔當者の創意と責任とに於て自主的經營に任せしめその最高能率の發揮に依つて生産力を増強せしめ
- 二、公益優先、職分奉公の趣旨に従つて國民經濟を指導すると共に經濟團體の編成に依り國民經濟をして有機的一體として國家總力を發揮し高度國防の國家目的を達成せしむるを要す

本要綱の實施に當りては現下の時局に鑑みその緊急なるものに重點を置き必要に應じ逐次之を實施するものとし生産力の低下、配給の不圓滑を生ずることなく民心の不安を來すことなきを期す。尙本體制の整備に即應して關係行政機構及びその事務の再編成を行ふ。

第二 企業體制

企業體制を確立し各個の企業をして國家目的に従ひ其の創意と責任とに於て之を經營せしめ生産の確保増強を期す。

- 一、企業は民營を本位とし國營及び國策會社に依る經營は特別の必要ある場合に限る
- 二、企業は其の性質に依り一定の基準に従ひ之が設立等に付き必要に應じ制限を加ふ
- 三、企業は其の性質に依り一定の基準に従ひ生産計畫並に技術的見地より見て之を分離結合せしむることを得
- 四、中小企業は之を維持育成す、但し其の維持困難なる場



合に於ては自主的に整理統合せしめ且其の圓滑なる轉移を助成す

五、企業は國家的生産増強に寄與せしめ又其の恒久的發展を遂げしむる爲適當なる指導統制を加ふ

(イ) 主要物資の價格を公定するに當りては中庸生産費を基礎とし適正利潤を計上す

(ロ) 國民經濟の秩序保持に障害ある投機的利潤及び獨占的利潤の發生を防止すると共に適正なる企業利潤を認め特に國家生産の増強に寄與したる者に對しては其の利潤の増加を認む

(ハ) 企業利益の分配に當りては適當なる制限を加ふるも其の超過部分は公債其の他を以て留保し一定條件に従ひ一定期間後に於て處分するの途を拓く

(ニ) 發明發見に依り國家生産の増強に寄與したる者に對しては特別なる報奨の途を講ず

(ホ) 技術は之を公開するの途を拓き其の優秀なるものに對しては適當の報奨を與へ以て其の進歩を促進す

(ヘ) 企業の設備更新を容易ならしめ其の他企業の基礎を強固ならしむる爲償却を強化す

(ト) 企業の國家的生産増強に對する寄與に應じ重點的にその擴充發展を助成す

六、農業水産業經營の企業體制に付ては別途之を考慮す

### 第三 經濟團體

#### 一、經濟團體組織

(イ) 重要産業部門に就ては企業及び組合を單位とし同一業種に屬する業者又は同一物資に關する業者を網羅する業種別又は物資別經濟團體を組織す  
其の基本條件左の如し

(1) 經濟團體は之を特殊法人とす

(2) 經濟團體は業者の推薦に基き政府の認可する理事者指導の下に之を運営す

(ロ) 其他の産業は前項に準じ必要に應じ業種別又は地域別系統團體に組織す

(ハ) 外地の企業は外地各地域において前各項に準じ夫々經濟團體を組織す但し内地との一元的統制を特に必要とするものに就ては全國的統制に付適當なる措置を講ず

(ニ) 經濟團體を組織するに付特に留意すべき事項左の如し

(i) 經濟團體の編成に當りては重要なものより逐次必要の順序に依りこれを組織す

(2) 軍事上特に必要ある企業に就ては別途之を考慮す

(3) 全産業を統轄する最高經濟團體は必要ありと認めたるときにおいてこれを設置す

#### 二、經濟團體の職能

(イ) 重要産業經濟團體の職能左の如し

(1) 政府の協力機關として重要政策の立案に對し政府に協力すると共に實施計畫の立案及びその計畫實行の責に任じ且必要ある場合においては政府に意見を具申す

(2) 前項の計畫實行に付下部經濟團體及所屬企業の指導に任ず

(3) 必要に應じ生産、配給等經營の實績調査を爲すと共に生産品の品質規格の検査の衝に當り下部經濟團體を監督す

(4) 共同計算その他の方法に依り犠牲事業等に對し補助の實を擧げ産業の發展に資す

(ロ) その他の團體の職能も概ね右に準ず

(イ) 政府の監督及び大政翼賛會との關係

經濟團體の整備に伴ひその運営は之を出來得る限り自主的ならしめ指導監督は大綱に止む

(ロ) 政府は經濟團體の組成發達を圖るため大政翼賛會と協力す

四、農林水産業に關する經濟團體組織に付ては別途之を考慮す

## 二 重要産業團體令

昭和十六年八月三十日公布  
昭和十七年四月十四日改正  
昭和十八年七月十六日改正



第一章 總 則

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て依る場合を含む以下同じ）第十八條の規定に基く重要産業に於ける事業の統制を目的とする團體に付ては別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令を適用すべき重要産業は閣令を以て之を定む

第三條 本令に依る團體は統制會とす  
統制會は其の名稱中に統制會又は統制組合なる文字を用ふべし但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第二章 統 制 會

第四條 統制會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲當該産業の綜合的統制運營を圖り且當該産業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第五條 統制會は産業の種類別に之を設立す

第六條 統制會は其の目的を達する爲左に掲ぐる事業を行ふ

一 當該産業に於ける生産及配給並に當該産業に要する資材、資金、勞務等の需給に關する政府の計畫其の他當該産業に關する政府の計畫に對する參畫

二 當該産業に於ける生産及配給に關する統制指導其の他會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に關する事業に關する統制指導

三 當該産業の整備確立

四 技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善其の他會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に關する事業の發達に關する施設

五 當該産業に關する調査及研究

六 會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に關する事業に關する検査

七 前各號に掲ぐるものの外統制會の目的を達するに必要なる事業

第七條 統制會の會員たる資格を有する者は左に掲ぐる者にして主務大臣の指定するものとす

- 一 當該産業を營む者
- 二 當該産業を營む者を以て組織する團體

三、第一號に掲ぐる者及前號に掲ぐる團體を以て組織する團體又は前號に掲ぐる團體を以て組織する團體

第八條 主務大臣統制會を設立せしめんとするときは閣令の定むる所に依り前條の規定に依り會員たる資格を有する者に對し統制會の設立を命ずべし

前項の規定に依る統制會の設立の命令ありたるときは閣令の定むる所に依り創立總會を開き之に諮りて定款其の他統制會の設立に必要な事項を定め主務大臣の認可を受くべし

第九條 統制會の定款には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所の所在地
- 四 會員に關する規定
- 五 事業及其の執行に關する規定
- 六 役員に關する規定
- 七 會議に關する規定
- 八 會計に關する規定

第十條 統制會は第八條第二項の認可ありたる時又は國家

總動員法第十八條第三項の規定に依り定款の作成ありたる時成立す

前項の場合に於ては主務大臣は統制會成立の旨及定款を告示すべし

第十一條 統制會成立したるときは其の會員たる資格を有する者は總て其の統制會の會員とす

第十二條 統制會には左の役員を置くべし

- 會長 一人
- 理事 若干人
- 監事 若干人
- 評議員 若干人

統制會には前項の役員の外定款の定むる所に依り副會長二人以内又は理事長一人を置くことを得

第十三條 會長は統制會を代表し當該産業の統制指導其の他の會務を總理す

副會長は會長を輔佐し豫め會長の定むる順位に依り會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事長は會長及副會長を輔佐し會務を掌理し會長及副會長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及副會長



共に缺員のときは會長の職務を行ふ

理事は會長、副會長及理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定むる順位に依り會長、副會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長、副會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は統制會の財産の状況を監査す

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第十四條 會長は銓衡委員の推薦したる者の中より主務大臣之を命ず

前項の銓衡委員は當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より主務大臣之を命ず

副會長、理事長、理事及評議員は當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命ず

監事は閣令の定むる所に依り評議員之を選任す

第三項の規定に依る副會長、理事長及理事の任命は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

主務大臣第一項の規定に依る任命又は前項の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

第十五條 統制會の役員任期は左の通とす

會長 三年

副會長 三年

理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も副會長、理事長又は理事を解任することを得

前項の解任は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

主務大臣前項の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

第十六條 會長、副會長、理事長及理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第十七條 統制會は當該産業に關する事項に付關係各大臣に建議することを得

統制會は關係各大臣の諮問に對し答申すべし

第十八條 統制會は其の會員及會員たる團體を組織する者に對し當該産業に關する事項の調査を爲す爲必要な資料の提出を求むることを得

前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は遲滞なく之を提出すべし

第十九條 統制會は定款の定むる所に依り其の會員に對し經費を賦課することを得

第二十條 統制會は其の事業を行ふ爲特に必要あるときは閣令の定むる所に依り主務大臣の認可を受け其の會員の全部又は一部に對し前條の規定に依り賦課金の外特別の賦課金を課することを得

第二十一條 統制會は定款の定むる所に依り定款又は統制規程に違反したる會員に對し過怠金を課することを得

第二十二條 第十九條若は第二十條の規定に依る賦課金又は過怠金を滞納する者ある場合に於て統制會の請求あるときは市町村は市町村税の例に依り之を處分す此の場合に於て統制會は其の徴收金額の百分の四を市町村に交付すべし

前項中町村とあるは町村制を施行せざる地に在りては之

に準ずべきものとす

第一項の規定に依る徴收金の先取特權の順位は市町村其他之に準ずべきものの徴收金に次ぎ其の時効に付ては市町村税の例に依る

第二十三條 統制會は其の會員又會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する統制規程を設定すべし

第二十四條 定款の變更並に統制規程の設定及變更は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

主務大臣前項の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

第二十五條 統制會の會員及會員たる團體を組織する者は當該統制會の統制規程に依るべし

第二十六條 統制會必要ありと認むるときは統制會の役員又は使用人をして會員及會員たる團體を組織する者の業務若は財産の状況又は帳簿、書類、設備其の他の物件を檢査せしむることを得

統制會の會員及會員たる團體を組織する者は前項の規定に依る檢査を拒み、妨げ又は忌避することを得ず



統制會第一項の規定に依り役員又は使用人をして検査せしむる場合に於ては其身分を示す證券を携帯せしむべし

第二十七條 會長當該統制會の會員たる法人又は會員たる團體を組織する法人の理事、取締役其の他法人の業務を執行する役員が行爲が左の各號の一に該當し當該産業の統制運営上特に支障ありと認むるときは主務大臣の認可を受け當該法人に對し其の役員を命ずることを得但當該統制會の會員たる統制組合の理事長に付ては此の限りに在らず

一 法令又は法令に基きて爲す行政官廳の處分に違反したるとき

二 公益を害したるとき

三 統制規程に違反したるとき

第二十八條 通常總會は毎年一回會長之を招集す

會長必要ありと認むるときは何時にても臨時總會を招集することを得

第二十九條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

一 定款の変更

二 收支豫算

三 第十九條又は第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第三十條 會長は毎年總會に統制會の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむべし

第三十一條 行政官廳必要ありと認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に依り統制會又は其の會員若は會員たる團體を組織する者より其の事業に關し報告を徴し又は當該官吏をして其の事務所、營業所、工場、事業場其の他の場所に臨檢し業務の状況若は帳簿書類、設備其の他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證券を携帯せしむべし

第三十二條 關係各大臣は統制會に對し當該産業に關する事項の調査を命ずることを得

第三十三條 主務大臣當該産業の統制運営上必要ありと認むるときは統制會に對し必要なる事業の施行を命じ又は定款の変更其の他必要なる事項を命ずることを得

第三十四條 主務大臣は統制會に對し業務及會計に關し監督上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得

主務大臣必要ありと認むるときは監事をして監査の結果を報告せしむることを得

第三十五條 主務大臣は會長の行爲が法令又は法令に基きて爲す處分に違反したるとき、公益を害したるとき其の他當該産業の統制運営上會長を不適當なりと認むるときは之を解任することを得

主務大臣は副會長、理事長、理事、監事又は評議員の行爲が法令若は法令に基きて爲す處分に違反したるとき又は公益を害したるときは解任することを得

主務大臣前二項の規定に依り會長、副會長、理事長又は理事を解任したるときは其の旨を告示すべし

第三十六條 統制會は主務大臣の命令に因りて解散す  
主務大臣前項の命令を爲したるときは其の旨を告示すべし

第三章 雜則

第三十七條 第十七條第二項、第三十一條第一項、第三十二條及第三十三條中關係各大臣、行政官廳又は主務大臣とあるは當該諮問、報告、臨檢検査又は命令が軍事上の

必要に基く場合に於ては陸軍大臣又は海軍大臣とす

陸軍大臣又は海軍大臣第三十三條の規定に依り命令を爲さんとするときは當該統制會の所管大臣に協議すべし

第三十八條 當該統制會の所管大臣第三十三條の規定に依り命令を爲さんとする場合に於て當該命令が軍事上に影響を及ぼすべきものなるときは陸軍大臣又は海軍大臣に協議すべし

第三十九條 第三十七條第一項、前條、第四十條第一項第二項、第四十一條及第四十二條の場合を除くの外本令中主務大臣又は所管大臣とあるは地方鐵道事業及軌道事業の統制會に關しては鐵道大臣とす但し第二十四條、第二十七條、第三十三條、第三十四條第一項(會計に關する場合を除く)及第三十七條第二項中主務大臣又は所管大臣とあるは軌道事業に關する事項に付ては鐵道大臣及内務大臣とす

第四十條 第三十七條第一項の場合を除くの外本令中主務大臣、關係各大臣又は當該統制會の所管大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島(以下外地と稱す)に在りては各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官



とす

第七條各號の一に該當する者にして内地に在るものと同條各號の一に該當する者にして外地に在るものを以て組織する統制會に關する場合に在りては本令中主務大臣關係各大臣又は當該統制會又は當該統制組合の所管大臣とあるは外地のみに關する事項に關する場合に限り前項の規定に拘らず各朝鮮總督、臺灣總督樺太廳長官又は南洋廳長官とす

第二十二條中市町村とあるは朝鮮に在りては府邑面、臺灣に在りては市街庄、南洋群島に在りては南洋群島地方費とし市町村税とあるは朝鮮に在りては國税、臺灣に在りては市街庄税南洋諸島に在りては地方費税とし百分の四とあるは朝鮮に在りては百分の五とす

第二項の統制會に關する場合を除くの外本令中閣令とあるは朝鮮又は臺灣に在りては總督府令、樺太又は南洋群島に在りては廳令とす

第四十一條 主務大臣前條第二項の統制會に關し左に掲ぐる處分を爲さんとするときは朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官に協議すべし

洋廳長官第四十條第二項の統制會に對し第三十三條の規定に依る命令を爲さんとするときは主務大臣に協議すべし

第四十三條 本令に規定するものを除くの外統制會に關し

### 三 重要産業團體令施行規則

昭和十六年九月一日公布  
昭和十八年七月十九日改正

#### 第一章 統制會

第一條 主務大臣重要産業團體令（以下令と稱す）第八條

第一項の規定に依り統制會の設立を命ずる場合に於ては左に掲ぐる事項を指定し之を告示す

- 一 産業の種類
  - 二 設立の認可を申請すべき期限
- 前項の場合に於て主務大臣は會員たる資格を有する者の中より設立委員を命じ其の氏名又は名稱及住所を告示す前項の告示ありたるときは設立委員は遲滞なく創立總會を招集すべし

第二條 創立總會を招集し得るにはた資格を有する者

一 第七條の規定に依る指定又は第十四條第一項若は第二項の規定に依る任命但し第七條の規定に依る指定は同條各號の一に該當する者にして外地に在るものを指定する場合に限る

二 第八條第一項、第三十三條又は第三十六條第一項の規定に依る命令但し第三十三條の規定に依る命令は會員又は會員たる團體を組織する者が外地に於て行ふ事業に關するものなる場合に限る

三 第八條第二項、第十四條第五項、第十五條第三項、第十六條、第二十條、第二十四條第一項又は第二十七條の規定に依る認可但し第二十條の規定に依る認可は當該統制會の會員にして外地に本店又は主たる事務所を有するものに對し賦課金を課する場合、第二十七條の規定に依る認可は當該統制會の會員たる法人又は會員たる團體を組織する法人にして外地に本店又は主たる事務所を有するものの役員の解任を命ずる場合に限る

四 第三十五條第一項又は第二項の規定に依る解任第四十二條 朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳長官又は南

必要なる事項は閣令を以て之を定む

#### 附則

本令は昭和十六年九月一日より之を施行す

に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發すべし

第三條 左に掲ぐる事項は創立總會に諮り設立委員之を定む

- 一 定款
- 二 統制會の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法
- 三 初年度の收支豫算及初年度に於ける令第十九條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第四條 創立總會終結したるときは設立委員は遲滞なく統制會の設立認可を申請すべし

設立認可申請書には定款、創立總會の議事録の謄本並に前條第二號及第三號に掲ぐる事項を記載したる書面を添



附すべし

第五條 監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第六條 評議員の任命又は監事の選任ありたるときは統制會は遲滞なく其の氏名及住所を主務大臣に届出づべし  
會長、副會長、理事長、理事、監事又は評議員辭任又は死亡したるときは統制會は遲滞なく其の旨を主務大臣に届出づべし其の者の任期満了したるとき亦同じ  
會長、副會長、理事長又は理事に付前項の届出ありたるときは主務大臣は其の旨を告示すべし

第七條 統制會令第二十條の規定に依る認可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出すべし

一 特別の賦課金を必要とする事由

二 特別の賦課金の收支豫算及賦課徴收方法

前項の申請書には前項第二號の收支豫算の明細書及總會の議事録の謄本を添附すべし

第八條 總會を招集するには會員に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項日時及場所を示し招集の通知を發すべし

第九條 毎事業年度の收支豫算及令第十九條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法決定したるときは統制會は遲滞なく之を主務大臣に届出づべし其の變更ありたるとき亦同じ

第十條 統制會は解散の後と雖も清算の目的の範圍内に於ては仍存續するものと看做す

第十一條 主務大臣統制會の解散を命じたる場合に於ては其の旨を當該統制會の主たる事務所の所在地の監裁判所に通知すべし

前項の通知ありたるときは裁判所は職權を以て清算人を選任す

裁判所必要ありと認むるときは職權を以て清算人を解任することを得

裁判所清算人を選任又は解任したるときは其の旨を主務大臣に通知すべし

前項の通知ありたるときは主務大臣は其の旨を告示すべし

第十二條 清算人は統制會を代表し清算を爲すに必要な一切の行爲を爲す權限を有す

第十八條 民法第七十九條、第八十條及第八十二條第二項並に非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條及第三十七條の二の規定は統制會の清算に之を準用す  
附 則  
本令は公布の日より之を施行す

別 記

第一號様式 (用紙の大きさは日本標準規格A6とし中央點線の所より二つ折と爲す)

(表 面)

令第二十二條及第四十條第三項の規定は前項の賦課徴收に關し之を準用す

第十五條 主務大臣は裁判所に對し清算に關し意見を述べることを得

第十六條 統制會の清算結了したるときは裁判所は其の旨を主務大臣に通知すべし

前項の通知ありたるときは主務大臣は其の旨を告示すべし

第十七條 令第二十六條第三項(令第五十條に於て準用する場合を含む)の證票は別記第一號様式に、令第三十一條第二項の證票は別記第二號様式に依る







重要産業團體令第三十一條の規定に依る證券

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 當該官廳印 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所を検査せしむることを得  
 國家總動員法第四十二條 第三百一十一條の規定に依る  
 當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したる者は  
 六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す  
 重要産業團體令第三十一條 國家總動員法第三十一條に依り  
 統制會又は其の事務に關係する者は、報告を徴し、其の  
 場所、物件、業務、營業所、工場、事務所、倉庫、設備、其の  
 他、物品の検査を依りせしむることを得  
 前項の規定に依り、當該官吏をして、臨検検査せしむ  
 る場合、於ては其の身分を示す證券を携帯せしむ  
 重要産業團體令施行規則第十七條 令第二十六條第  
 二項の證券は別記第一號様式に、令第三十一條第  
 三項の證券は別記第二號様式に依る

四 統制會に關する閣議申合せ

(昭和十六年十月十四日)

統制會の健全なる發達を期すると共に之が設立を促進せんが爲、閣議に於て左の通り申合せを爲したり。

一、閣令に依る産業の指定は網羅的に之を爲さず、重點的に逐次統制會毎に之を爲すこととす。

二、統制會の主管官廳は原則として當該統制會を構成する者の事業を主管する官廳とす。但し他の官廳は夫々の所管に應じ其の所管事項の範圍内に於て統制會を指揮監督することを得るものとす。

三、統制會を構成する者により生産せられたるもの、需要者の事業を主管する官廳に對し、當該統制會の主管官廳は豫め左の事項に付協議することとす。

尙其の製品が一定の需要者に専用せらるゝ場合に於ては製品の配給は其の需要者の事業を主管する官廳の主管とす。

(イ) 製品の需給統制に關する事項

(ロ) 製品の價格統制に關する事項

(ハ) 製品の品質、規格、性能に關する製造業者の技術指導に關する事項

四、統制會會長は之を民間業者より任命することとし一定の待遇を與ふ。但し原則として他の職務に従事すること  
を認可せざる方針を採る。

五、統制會會長に對しては出來得る限り廣汎なる權限の委任を行ふものとし、直ちに當該産業部門別計畫の範圍内に於て行ふ實施に關する事項等に付權限の委任を爲すと共に當該産業の整備確立に關し必要なる措置を講ずるに必要なる權限を附與す。

尙資金の統制、會社經理の統制に關しても一定の範圍内に於て速に統制會會長に對し權限の委任を考慮す。

六、當該産業に關する各種の計畫の立案、法令の制定等に付ては出來得る限り統制會會長に之を諮問し、其の協力參畫を爲さしむ。

七、當該業者に對し政府より命令を爲す場合に於ては、原



則として統制會會長を經由することとすると共に、當該業者より政府に對し許認可を申請し届出を爲し又は必要なる資料を提出する場合に於ては必ず統制會會長を經由

することとす。右の場合に於て統制會會長は之に意見を附し政府に上申することを得ることとす。  
八、統制會の整備に伴ひ官廳機構の整理縮少を行ふ。

五 重要産業指定規則（改正）（昭和十八年九月十六日閣令第二十三號）

重要産業團體令第二條の規定に依り同令を適用すべき重要産業を定むること左の如し

- 一 鐵鋼の生産及販賣並に製鐵原料たる鐵礦、マンガン鐵及鐵屑の販賣に關する事業（朝鮮に於ける當該事業を含む）
- 二 石炭の生産及販賣に關する事業
- 三 原動機（發電用の蒸氣機、蒸氣タービン及水車を除く）及生産用機器の製造及販賣に關する事業
- 四 電氣機器、發電用の蒸氣機、蒸氣タービン及水車並に電氣通信機器の製造及販賣に關する事業
- 五 精密機器の製造及販賣に關する事業
- 六 車輛及鐵道信號保安裝置の製造及販賣に關する事業
- 七 自動車の製造及販賣に關する事業

八 セメントの製造及販賣並に石灰石の生産及販賣に關する事業

- 九 鑛產物（石炭、亞炭、石油及土瀝青を除く）の生産及販賣に關する事業（鐵礦及ニッケル鑛の製鍊及販賣、アルミニウム、アルミナ及マグネシウムの製造及販賣並に燐鐵、ボーキサイト及礬土頁岩の販賣に關する事業を除く）
- 十 非鐵金屬の加工及其の加工品の販賣に關する事業
- 十一 貿易業並に貿易の振興及統制に關する事業
- 十二 造船事業（朝鮮及臺灣に於ける當該事業を含む）
- 十三 地方鐵道事業及軌道事業
- 十四 アルミニウム、アルミナ、マグネシウム、人造水晶石及弗化アルミニウム及ビッチコークスの製造及販賣並にアルミニウム屑、マグネシウム屑、ボーキサイト及礬土

頁岩の販賣に關する事業（朝鮮及臺灣に於ける當該事業を含む）

- 十五 化學工業品（硫酸アンモニア、石灰窒素、過燐酸石灰、トーマス燐肥、化成肥料、硝酸、硝酸アンモニア、亜硝酸ソーダ、アンモニア、酸素、硫酸、ソーダ鹽類、鹽素、鹽酸、晒粉、カーバイド、アセチレン系誘導品、醱酵ブチルアルコール、醱酵アセトン、メタノール及同誘導品、ガス輕油分溜物、コールタール分溜物、タール系中間物並に合成染料）の製造及販賣（硫酸アンモニア、石灰窒素、過燐酸石灰、トーマス燐肥及化成肥料の販賣を除く）に關する事業（朝鮮及臺灣に於ける當該事業を含む）
- 十六 ゴムの販賣並にゴム製品の製造及販賣に關する事業
- 十七 皮革及皮革製品並に鞣劑の製造及販賣に關する事業
- 十八 油脂製品（硬化油、硬化蠟及脂肪酸を含む）及塗料の製造及販賣に關する事業（朝鮮に於ける當該事業を含む）
- 十九 綿ス・フ紡機に依る綿糸、ステープルファイバー糸

る綿織物、ステープルファイバー織物其の他の織物の製造並に其の加工及販賣、綿漁網の製造並に棉花の販賣に關する事業

- 二十 絹紡機に依る絹紡糸其の他の糸の製造並に其の加工及販賣、人絹パルプ、ステープルファイバー及人造絹糸の製造、加工及販賣、生糸の加工及其の加工品の販賣、人絹絹織機に依る人造絹織物、絹織物其の他の織物の製造並に其の加工及販賣並に副蠶糸の販賣に關する事業（樺太に於ける人絹パルプの製造に關する事業を含む）
- 二十一 毛紡機に依る毛糸其の他の糸の製造並に其の加工及販賣、毛織機に依る毛織物其の他の織物の製造並に其の加工及販賣、フェルトの製造、加工及販賣並に羊毛の販賣に關する事業
- 二十二 麻製品の製造及販賣（綿ス・フ紡機、絹紡機又は毛紡機に依る糸の製造及綿ス・フ織機、人絹紡織機又は毛紡機に依る織物の製造並に其の販賣を除く）並に麻の販賣に關する事業

附 則

本令は公布の日より之を施行す



六 商工組合法 (昭和十八年三月十一日公布・法律第五十三號)

第一章 總 則

第一條 商工組合は統制組合及施設組合の二種とす

第二條 商工組合は法人とす

第三條 統制組合又は施設組合は其の名稱中に統制組合又は施設組合なる文字を用ふべし

統制組合又は施設組合に非ざる者は其の名稱中に統制組合又は施設組合なる文字を用ふることを得ず

第四條 商工組合は勅令の定むる所に依り登記を爲すことを要す

前項の規定に依り登記すべき事項は登記の後に非ざれば之を以て第三者に對抗することを得ず

第五條 本法に規定するものの外商工組合及商工組合中央會の設立、管理、組合員又は會員の權利義務及加入脱退、解散、合併、清算其他に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第六條 樺太に於て本法を適用するに付必要な事項に關しては勅令を以て特例を設けることを得

第二章 統 制 組 合

第七條 統制組合は國民經濟の總力を最も有效に發揮せしむる爲商業、工業又は鑛業の統制を圖り又は之が爲にする經營を行ひ且當該事業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第八條 統制組合は一定地區に於て同種又は二種以上の事業別に之を設立す

第九條 統制組合は其の目的を達する爲左に掲ぐる事業を行ふ

- 一 組合員及組合員たる團體を組織する者の當該事業に關する統制指導
- 二 組合員及組合員たる團體を組織する者の取扱品の仕入、販賣、保管其他他組合員及組合員たる團體を組織

する者の當該事業に關する統制の爲にする施設

三 當該事業に關する調査及研究

四 組合員及組合員たる團體を組織する者の當該事業に關する検査

五 前各號に掲ぐるものの外統制組合の目的を達するに必要なる事業

統制組合は前項の事業の外當該事業の統制の爲必要あるときは組合員に對する事業資金の貸付、組合員の事業資金の寄託の引受又は組合員の爲にする其の事業上の債務の保證を併せ行ふことを得

第五十五條乃至第五十八條の規定は保管事業を行ふ統制組合に之を準用す但し施設組合倉庫證券とあるは統制組合倉庫證券とす

第十條 統制組合の組合員たる資格を有する者は左に掲ぐる者にして定款を以て定むるものとす

- 一 當該地區内に於て當該事業を営む者
- 二 當該地區内に於て當該事業を営む者を以て組織する團體
- 三 第一號に掲ぐる者及前號に掲ぐる團體を以て組織す

る團體又は前號に掲ぐる團體を以て組織する團體

四 第一號に掲ぐる者を除くの外當該地區内に於て當該事業を行ふ者にして行政官廳の指定し又は統制組合(組合設立當時に於ては發起人)に於て行政官廳の認可を受けたるもの

第十一條 統制組合を設立せんとするときは組合員たるべき者發起人と爲り命令の定むる所に依り其の組合員たる資格を有する者の同意を得て創立總會を開き定款其他必要な事項を定め理事長及監事を選任し行政官廳の認可を受くべし

第十二條 行政官廳當該事業の統制を圖る爲必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り地區及組合員たる資格を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有する者に對し統制組合の設立を命ずることを得

前項の規定に依り統制組合の設立を命ぜられたるときは命令の定むる所に依り創立總會を開き定款其他必要な事項を定め理事長及監事を選任し設立の認可を申請すべし

第一項の規定に依り設立を命ぜられたる者行政官廳の指



定する期限迄に設立の認可を申請せざるときは行政官廳は定款の作成、理事長及監事の任命其他設立に關し必要なる處分を爲すことを得

第十三條 統制組合の定款には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 目的
  - 二 名稱
  - 三 地區
  - 四 事務所の所在地
  - 五 組合員たる資格に關する規定
  - 六 組合員の權利義務に關する規定
  - 七 事業及其の執行に關する規定
  - 八 役員に關する規定
  - 九 會議に關する規定
  - 十 會計に關する規定
- 第三十五條第一項の規定に依り組合員をして出資を爲さしむる統制組合の定款には前項各號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし
- 一 出資を爲すべき組合員の範圍、出資一口の金額及其

の拂込の方法

- 二 剩餘金の處分及損失補填に關する規定
  - 三 準備金の額及其の積立の方法
- 第十四條 統制組合は勅令の定むる所に依り設立の登記を爲すに因りて成立す
- 前項の場合に於ては統制組合は遲滞なく其の成立の旨及定款を公示すべし

第十五條 統制組合成立したるときは其の組合員たる資格を有する者は總て其の統制組合の組合員とす

第十六條 統制組合には左の役員を置くべし

- 理事長 一人
- 理事 若干人
- 監事 若干人

統制組合には前項の役員の外定款の定むる所に依り評議員若干人を置くことを得

第十七條 理事長は統制組合を代表し組合事務を總理す理事は理事長を輔佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定むる順位に依り理事長事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は統制組合の業務及財産の状況を監査す評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十八條 理事長は當該事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より總會に於て之を選任す但し組合設立當時の理事長は當該事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より創立總會に於て之を選任す理事及評議員は當該事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

監事は組合員及組合員たる法人の業務を執行する役員の中より總會に於て之を選任す但し組合設立當時の監事は組合員たる資格を有する者及組合員たる資格を有する法人の業務を執行する役員の中より創立總會に於て之を選任す

特別の事由あるときは監事は前項に該當せざる者より之を選任することを得

第一項及前項の規定に依る理事長及監事の選任並に第二項の規定に依る理事の任命は行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第十九條

重要産業團體令に依る統制會（以下統制會と稱す）の會員たる統制組合の理事長は前條第一項の規定に拘らず當該事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より當該統制會の會長（當該統制會二以上あるときは行政官廳）之を命ず

前項の規定に依り統制會の會長の爲す統制組合の理事長の任命は行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第一項の統制組合の理事の任命は當該統制會二以上ある場合を除くの外前條第五項の規定に拘らず當該統制會の會長の承認を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第二十條 統制組合の役員は左の通とす

- 理事長 三年
- 理事 三年
- 監事 二年
- 評議員 二年

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も理事を解任することを得

監事は任期中と雖も總會の決議を以て之を解任すること



を得

第二項の規定に依る理事の解任は行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

統制會の會員たる統制組合に在りては第二項の規定に依る理事の解任は當該統制會二以上ある場合を除くの外前項の規定に拘らず當該統制會の會長の承認を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第二十一條 統制組合に總會を置く但し定款の定むる所に依り總會に代るべき總代會を設けることを得

總會に關する規定は前項の總代會に之を準用す

第二十二條 本法中別に規定するものの外左に掲ぐる事項は總會の議決を經べし

一 定款の變更

二 第三十條又は第三十一條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徴收方法

三 其他命令を以て定むる事項

第二十三條 理事長は少くとも毎年一回通常總會を招集することを要す

理事長必要ありと認むるときは何時にても臨時總會を招

集することを得

第二十四條 組合員は總會に於て各一個の議決權を有す但し定款の定むる所に依り一人に付議決權總數の十分の一を超えざる範圍内に於て二個以上の議決權を有せしむることを得

第二十五條 總會の決議は出席したる組合員の議決權の過半數を以て之を爲す但し定款に別段の定ある場合は此の限に在らず

第二十六條 理事長特別の事由ありと認むる場合に於て行政官廳の認可(統制會の會員たる統制組合に在りては當該統制會二以上ある場合を除くの外當該統制會の會長の承認)を受けたるときは第二十二條各號に掲ぐる事項に付總會の決議に拘らず之を執行することを得總會成立せず又は總會に付議したる事項を議決せざるとき亦同じ

第二十七條 理事長は命令の定むる所に依り財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案を通常總會に提出して其の承認を求むべし組合員及組合の債權者は前項に掲ぐる書類の閲覧を求むることを得

第二十八條 統制組合は當該事業に關する事項に付行政官

廳に建議することを得

統制組合は行政官廳の諮問に對し答申すべし

第二十九條 統制組合は其の組合員及組合員たる團體を組織する者に對し當該事業に關する事項の調査を爲す爲必要なる資料の提出を求むることを得

前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は遲滯なく之を提出すべし

第三十條 統制組合は定款の定むる所に依り其の組合員に對し經費を賦課することを得

第三十一條 統制組合は其の事業を行ふ爲特に必要あるときは命令の定むる所に依り行政官廳の認可を受け其の組合員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得

第三十二條 統制組合は定款の定むる所に依り定款又は統制規程に違反したる組合員に對し過怠金を課することを得

第三十三條 第三十條若は第三十一條の規定に依る賦課金又は過怠金を滯納する者ある場合に於て統制組合の請求あるときは市町村は市町村税の例に依り之を處分す此の

場合に於て統制組合は其の徴收金額の百分の四を市町村に交付すべし

前項中町村とあるは町村制を施行せざる地に在りては之に準ずべきものとす

第一項の規定に依る徴收金の先取特權の順位は市町村其他之に準ずべきものの徴收金に次ぎ其の時効に付ては市町村税の例に依る

第三十四條 統制組合は定款の定むる所に依り使用料及手数料を徴收することを得

前項の使用料手数料の徴收に關しては民事訴訟を提起することを得

第三十五條 第九條第一項第二號に掲ぐる事業を行ふ統制組合は定款の定むる所に依り其の組合員の全部又は一部をして出資を爲さしむることを得

前項に規定する統制組合同項の規定に依り其の組合員の全部又は一部をして出資を爲さしむる場合に於ては當該組合員は出資一口以上を有すべし

第三十六條 前條第一項の規定に依り出資を爲さしむる統制組合は出資を引受けたる組合員をして遲滯なく第一回



の拂込を爲さしむべし

第三十七條 第三十五條第一項の規定に依り出資を爲す組合員の責任は第三十條及第三十一條の規定に依る費用負擔の其の出資額を限度とす

第三十八條 統制組合は其の組合員又は組合員たる團體を組織する者の當該事業に關する統制規程を設定すべし

第三十九條 定款の変更並に統制規程の設定及変更は行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

行政官廳前項の規定に依り統制規程の設定又は変更の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

統制組合第一項の規定に依り定款の変更の認可を受けたるときは遅滞なく其の旨を公示すべし

第四十條 統制組合の組合員又は組合員たる團體を組織する者は當該統制組合の統制規程に依るべし

第四十一條 統制組合統制規程に基き製造、加工又は販賣の數量、販賣價格、加工料金其他命令の定むる事項に付決定を爲したるときは遅滞なく之を行政官廳に届出づべし

行政官廳必要ありと認むるときは前項の決定の変更又は

取消を爲すことを得

第四十二條 統制組合は定款の定むる所に依り定款の違反に係る取扱品にして違反者の所有するものに付抑留其他必要な處分を爲し特に必要あるときは之を没取することを得

第四十三條 統制組合必要ありと認むるときは統制組合の役員又は使用人をして組合員及組合員たる團體を組織する者の業務若は財産の状況又は帳簿書類、設備其他の物件を検査せしむることを得

統制組合前項の規定に依り役員又は使用人をして検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第四十四條 行政官廳必要ありと認むるときは統制組合又は其の組合員若は組合員たる團體を組織する者より其の事業に關し報告を徴し又は當該官吏をして其の事務所、營業所、工場、事業場其他の場所に臨檢し業務の状況若は帳簿書類、設備其他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合

に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第一項の場合に於て當該官吏第四十條の規定に違反したる者ありと認むるときは被疑者若は参考人を尋問し又は犯罪の事實を證明すべき物件を搜索し若は之が差押を爲すことを得

臨檢、尋問、搜索及差押に關しては間接國稅犯則者處分法を準用す

第四十五條 行政官廳は統制組合に對し當該事業に關する事項の調査を命ずることを得

第四十六條 行政官廳當該事業の統制運営上必要ありと認むるときは統制組合に對し必要なる事業の施行定款若は統制規程の変更其他必要な事項を命じ又は定款若は統制規程の変更を爲すことを得

第四十七條 行政官廳は統制組合に對し業務及會計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

行政官廳必要ありと認むるときは監事をして監査の結果を報告せしむることを得

第四十八條 行政官廳は理事長の行爲が法令又は法令に基きて爲す處分に違反したるとき、公益を害したるとき其

の他當該事業の統制運営上理事長を不適當なりと認むるときは之を解任することを得

行政官廳は理事、監事又は評議員の行爲が法令に基きて爲す處分に違反したるとき又は公益を害したるときは之を解任することを得

統制會の會長は當該統制會の會員たる統制組合（二以上の統制會に所屬する統制組合を除く）の理事長の行爲が法令又は法令に基きて爲す行政官廳の處分に違反したるとき、公益を害したるとき其他當該事業の統制運営上理事長を不適當なりと認むるときは之を解任することを得

前項の解任は行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第四十九條 統制會の會員に非ざる統制組合又は二以上の統制會に所屬する統制組合の理事長缺けたる場合に於て行政官廳當該事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは第十八條第一項の規定に拘らず當該事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長を命ずることを得

第五十條 統制組合は行政官廳の命令に因るに非ざれば解



散又は合併を爲すことを得ず  
第五十一條 統制組合には所得税、法人税及營業税を課せず

第三章 施設組合

第五十二條 施設組合は組合員の事業の改良發達を圖る爲  
共同の施設を爲すを以て目的とす

第五十三條 施設組合は商業、工業又は礦業に屬する事業  
を營む者を以て之を設立す

第五十四條 施設組合は其の目的を達する爲左に掲ぐる事  
業を行ふ

一 組合員の取扱品の仕入、保管、運搬、加工若は販賣  
又は組合員の爲め註文の引受

一 組合員の事業に關する共同設備の設置  
前二號に掲ぐるものの外施設組合の目的を達するに必要  
なる事業

施設組合は前項の事業の外組合員に對する事業資金の貸  
付、組合員の爲にする其の事業上の債務の保證又は組合  
員の貯金の受入を併せ行ふことを得

第一項第二號に掲ぐる組合の共同設備は組合員の利用に  
支障なき場合に限り組合員に非ざる者をして命令の定む  
る所に依り之を利用せしむることを得

第五十五條 保管事業を行ふ施設組合は行政官廳の許可を  
受け組合員の寄託物に付倉荷證券を發行することを得

前項の許可を受けたる施設組合は組合員たる寄託者の請  
求に因り寄託物の倉荷證券を交付することを要す

商法第六百二十七條第二項及第六百二十八條の規定は第  
一項の倉荷證券に之を準用す

第五十六條 前條第一項の許可を受けたる施設組合の作成  
する倉荷證券には施設組合倉庫證券なる文字を記載する  
ことを要す

施設組合に非ざる者の作成する預證券及質入證券又は倉  
荷證券には施設組合倉庫證券なる文字を記載することを  
得ず

第五十七條 施設組合倉庫證券の發行ありたる寄託物の保  
管期間は寄託の日より六月以内とす

前項の寄託物の保管期間は六月を限度とし之を更新する  
ことを得但し更新の際に於ける證券の所持人組合員に非

ざるときは組合員の利用に支障なき場合に限り

第五十八條 商法第六百十六條乃至第六百十九條及第六百  
二十四條乃至第六百二十六條の規定は施設組合が施設組  
合倉庫證券を發行したる場合に之を準用す

第五十九條 施設組合を設立せんとするときは組合員たら  
んとする者全員設立者と爲り定款其の他必要なる事項を  
定め行政官廳の認可を受くべし

第六十條 施設組合の定款には左に掲ぐる事項を記載すべ  
し

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所の所在地
- 四 組合員たる資格に關する規定
- 五 組合員の加入及脱退に關する規定
- 六 出資一口の金額及其の拂込の方法
- 七 剩餘金の處分及損失補填に關する規定
- 八 準備金の額及其の積立の方法
- 九 組合員の權利義務に關する規定
- 十 事業及其の執行に關する規定

十一 役員に關する規定

十二 會議に關する規定

十三 會計に關する規定

十四 存立の時期又は解散の事由を定めたるときは其の  
時期又は事由

第六十一條 施設組合には理事及監事を置くべし

理事及監事は組合員及組合員たる法人の業務を執行する  
役員の中より總會に於て之を選任す但し組合設立當時の  
理事及監事は定款を以て之を定むべし

理事又は監事は何時にても總會の決議を以て之を解任す  
ることを得

第六十二條 組合員は出資一口以上を有すべし

第六十三條 組合員たる資格を有する者は組合員の四分の  
三以上の同意を得て施設組合に加入することを得

第六十四條 組合員は命令の定むる所に依り一定の期間前  
に豫告を爲し施設組合の承諾を得たる場合には事業年度  
の終に於て脱退することを得

組合は正當の理由なくして前項の承諾を拒むことを得ず  
第六十五條 施設組合は左の事由に因りて解散す



- 一 定款に定めたる事由の發生
  - 二 總會の決議
  - 三 組合の合併
  - 四 組合の破産
  - 五 第六十六條の規定に依る解散の命令
- 總會の決議に因る解散は行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず
- 第六十六條 施設組合の事業若は財産の状況に依り其の事業の繼續を困難なりと認むるとき又は施設組合の行爲が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反したるとき若は公益を害する處あるときは行政官廳は總會の決議を取消し役員を解任し又は組合の解散を命ずることを得
- 第六十七條 施設組合には營業税を課せず
- 第六十八條 第十四條第一項、第二十條第一項、第二十一條第一項（但書を除く）、第二十二條乃至第二十五條、第二十七條、第三十條、第三十二條、第三十四條、第三十六條、第三十七條、第三十九條第一項、第四十四條、第四十六條及第四十七條の規定は施設組合に之を準用す

第四章 商工組合中央會

- 第六十九條 商工組合中央會は商工組合の指導及連絡を圖る目的を以て之を設立することを得
- 第七十條 商工組合中央會は法人とす
- 第七十一條 商工組合中央會は全國を通じて一個とし其の設立は命令の定むる所に依り行政官廳の認可を受くべし
- 第七十二條 商工組合は商工組合中央會の會員と爲ることを得
- 前項以外の者と雖も定款の定むる所に依り商工組合中央會の會員と爲ることを得
- 第七十三條 商工組合中央會の定款には左に掲ぐる事項を記載すべし
  - 一 目的
  - 二 名稱
  - 三 事務所の所在地
  - 四 會員の加入及脱退に關する規定

- 五 會員の權利義務に關する規定
- 六 資産に關する規定
- 七 事業及其の執行に關する規定
- 八 役員に關する規定
- 九 會議に關する規定
- 十 存立の時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由

第七十四條 商工組合中央會には左の役員を置くべし

- 會長 一人
- 理事 若干人
- 監事 若干人

商工組合中央會には前項の役員の外定款の定むる所に依り副會長二人以内を置くことを得

第七十五條 會長副會長は商業、工業又は鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より總會に於て之を選任す但し中央會設立當時の會長及副會長は商業、工業又は鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より創立總會に於て之を選任す

理事及監事は會員又は會員たる法人の役員の中より總會

に於て之を選任す但し中央會設立當時の理事及監事は設立同意者又は設立同意者たる法人の役員の中より創立總會に於て之を選任す

- 第七十六條 第三條第二項、第四條、第十四條第一項、第二十一條、第二十二條乃至第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十九條第一項、第四十五條乃至第四十七條、第六十五條及第六十六條の規定は商工組合中央會に之を準用す

第五章 罰則

- 第七十七條 第四十條の規定に違反したる者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す
- 前項の罪を犯したる者には情狀に因り懲役及罰金を併科することを得
- 第七十八條 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金に處す
  - 一 第二十九條第二項の規定に違反したる者
  - 二 正當の理由なくして第四十三條第一項の規定に依る検査を拒み、妨げ又は忌避したる者



第七十九條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

一 正當の理由なくして第四十四條の規定(第六十八條に於て準用する場合を含む)に依る當該官吏の臨檢検査、尋問、搜索又は差押を拒み、妨げ又は忌避したる者

二 第四十四條の規定(第六十八條に於て準用する場合を含む)に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者

第八十條 統制組合の證券若し検査證を不正に使用したる者、行使の目的を以て證券若し検査證を偽造若し變造したる者又は偽造若し變造の證券若し検査證を使用したる者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

第八十一條 統制組合の役員若し使用人又は其の職に在りたる者其の業務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏泄又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

第八十二條 統制組合の役員、清算人又は使用人其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若し約束したるときは

二年以下の懲役に處す因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは五年以下の懲役に處す

前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す

第八十三條 前項第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得

第八十四條 第八十條に掲ぐる罪は刑法第三條の例に、第八十二條に掲ぐる罪は刑法第四條の例に従ふ

第八十五條 商工組合又は商工組合中央會本法若し本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは會長、副會長、理事長、理事又は監事を五千圓以下の過料に處す

第八十六條 第三條第二項の規定(第七十六條に於て準用する場合を含む)に違反したる者又は第五十六條第二項の規定(第九條第三項に於て準用する場合を含む)に違反したる者は千圓以下の過料に處す

反したる者は千圓以下の過料に處す

第八十七條 統制組合の組合員又は組合員たる團體を組織する者は其の代表者、代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者が其の業務に關し第七十七條第一項、第七十八條第一號又は第七十九條第二號の罪を犯したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず

第八十八條 第七十七條第一項、第七十八條第一號又は第七十九條第二號の罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第八十九條 前二條の場合に於ては懲役の刑に處することを得ず

附 則

第九十條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第九十一條 重要物産同業組合法、工業組合法及商業組合

法は之を廢止す但し重要物産同業組合法に付ては漁業法其の他の法律に依り準用せらるる範圍内に於ては此の限に在らず

前項本文に掲ぐる法律に依り設立せられ本法施行の際現に存する同業組合、同業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、工業組合中央會、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合及商業組合中央會は本法施行後と雖も勅令を以て指定する期間を限り仍存續するものとす

前項に掲ぐる組合、聯合會、小組合及中央會に付ては第一項本文に掲ぐる法律は同項の規定に拘らず仍其の效力を有す

本法施行前又は第二項の規定に依り同項に掲ぐる組合、聯合會、小組合又は中央會が存續する期間中に爲したる行爲に關する罰則の適用に付ては本法施行後又は前項の規定に依り效力を有する第一項本文に掲ぐる法律が其の效力を失ふに至りたる後と雖も仍從前の規定に依る

第二項に掲ぐる組合、聯合會、小組合又は中央會にして同項の勅令を以て指定する期間満了の際現に存するもの



(清算中のものを除く)は當該期間満了の際解散するものとす

前項の規定に依る解散及清算に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第九十三條 重要産業團體令に依る統制組合にして本法施行の際現に存するものは本法施行の日に於て本法に依る統制組合と爲りたるものとす

前項の場合に於て重要産業團體令に依る統制組合の權利義務は本法に依る統制組合に於て之を承繼す

前項に掲ぐるものの外登記其他重要産業團體令に依る統制組合が第一項の規定に依り本法に依る統制組合と爲るに必要な事項は命令を以て之を定む

第四條の規定は第一項の規定に依る統制組合の成立に付ては之を適用せず

第九十三條 第九十一條第二項に掲ぐる組合、聯合會及小組合は定款其他商工組合と爲るに必要な事項を定め行政官廳の認可を受けたるときは商工組合と爲ることを得

前項の場合に於て同項に掲ぐる組合、聯合會又は小組合

の權利義務は商工組合に於て之を承繼す

第一項の規定に依り同項に掲ぐる組合、聯合會又は小組合が商工組合と爲りたるときは其の組合若は小組合の組合員又は其の聯合會の所屬の組合、聯合會若は工業者の出資は當該商工組合に對する出資と看做す

前項の場合に於て第一項に掲ぐる組合、聯合會又は小組合に對する出資の持分の上に存在する實權は商工組合に對する出資の持分の上に存在す

第一項の場合に於て商工組合と爲りたる同項に掲ぐる組合が保證責任の組合なるときは當該商工組合成立の際に於ける組合員は當該商工組合成立前に生じたる當該組合の債務に付ては工業組合法第十八條の二又は商業組合法第十九條の規定に依る責任を免るることなし

前項の責任は同項の商工組合成立後二年以内に請求又は請求の豫告を爲さざる債權者に對しては當該商工組合成立後二年を経過したるときは消滅す前項に掲ぐるものの外第一項に掲ぐる組合、聯合會及小組合が同項の規定に依り商工組合と爲るに必要な事項は命令を以て之を定む

第九十四條 行政官廳必要ありと認むるときは第九十一條第二項に掲ぐる組合又は聯合會に對し統制組合と爲るべきことを命ずることを得

前項の規定に依る命令を受けたる組合又は聯合會は定款其他統制組合と爲るに必要な事項を定め行政官廳の認可を受くべし

前項に掲ぐる組合又は聯合會行政官廳の指定する期限迄に前項の認可を申請せざるときは行政官廳は定款の作成其他當該組合又は聯合會が統制組合と爲るに必要な處分を爲すことを得

前條第二項乃至第七項の規定は前項の場合に之を準用す

第九十五條 第十四條の規定は前二條の規定に依る商工組合の成立に之を適用す

第九十六條 行政官廳當該事業の統制上必要ありと認むるときは第九十一條第二項に掲ぐる組合又は聯合會に對し同條第三項の規定に拘らず解散を命ずることを得

利義務は行政官廳の指定する統制組合之を承繼するものと爲すことを得

第九十一條第六項の規定は第一項の規定に依る解散の場合に、第九十三條第三項乃至第六項の規定は前項後段の場合に之を準用す

第九十七條 本法に定むるものの外本法の施行に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第九十八條 商工組合第九十二條乃至第九十六條の規定に依り承繼したる不動産に關する權利に付登記を受くる場合に於ては其の登録税の額は不動産の價格の千分の三とす但し登録税法に依り算出したる登録税の額が本法に依り算出したる税額より少きときは其の額に依る

第九十九條 第九十一條第二項に掲ぐる組合、聯合會又は小組合が第九十三條若は第九十四條の規定に依り商工組合と爲り又は第九十六條第二項の規定に依り解散し同項の規定に依り權利義務の承繼ありたるときは所得税法、法人税法及臨時利得税法又は特別法人税法の適用に關しては此等の法人は之を合併に因りて消滅したる法人又は特別の法人と看做し商工組合は之を合併に因りて設立し



たる法人又は特別の法人と看做す

第百條 商工組合が第九十二條乃至第九十六條の規定に依り承継したる財産に付ては法人税法に依る所得、臨時利得税法に依る利益又は特別法人税法に依る剰餘金の計算上之を益金に算入せず

第百一條 本法施行の際現に第三條第一項又は第七十條に掲ぐる名稱を其の名稱中に用ふるものは本法施行後六月以内に其の名稱を變更することを要す

第八十六條の規定は前項の期間内同項に掲ぐるものに之を適用せず

第百二條 商工組合中央金庫法中左の通改正す

第一條第一項中「商工組合中央金庫は」の下に「商工組合、」を加ふ

第三條第一項、第三項及第四項中「商業組合聯合會」の上に「統制組合を組合員とする統制組合、」を加へ同條第二項中「前項の聯合會」を「前項の組合、聯合會」に改む

第七條第一項中「政府、」の下に「商工組合、」を加ふ  
第二十七條第一項但書中「其の半數以上は」の下に「商

工組合、」を加ふ

第二十八條第一項第六號中「商業組合」の上に「商工組合、」を加ふ

第二十九條第一項第三號中「商業組合」の上に「商工組合、」を加ふ

第百三條 特別法人税法中左の通改正す

第二條中第二號を第二號の二とし同條に左の一號を加ふ  
二 統制組合（所屬の組合員をして出資を爲さしめざるものを除く）

第百四條 登録税法中左の通改正す

第十九條第七號中「工業組合」を「商工組合、商工組合中央會、工業組合」に、「工業組合法」を「商工組合法、工業組合法」に改む

第百五條 印紙税法中左の通改正す

第四條第一項第十二號中「工業組合」を「商工組合、工業組合」に改む

第百六條 食糧管理法中左の通改正す

第二十一條第二項中「商業組合法第三條の六第二項第三項、第三條の七、第三條の八第一項第二項本文及第三條

の九」を「商工組合法第五十五條第二項第三項及第五十六條乃至第五十八條」に、同條同項但書中「同法第三條の七、第三條の八第一項及第三條の九中商業組合倉庫證

券とあるは」を「同法第五十六條、第五十七條第一項及第五十八條中施設組合倉庫證券とあるは」に改む

### 七 商工組合法施行令（昭和十八年七月十六日公布・勅令第五百九十一號）

#### 第一章 統制組合

第一條 統制組合を設立せんとするときは發起人豫め地區及組合員たる資格を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意を得て創立總會を招集することを要す但し組合員たる資格を有する者の事業の種類二以上あるときは命令を以て定むる場合を除くの外各其の三分の二以上の同意を得ることを要す  
前項の同意を得ること能はざるときと雖も特別の事由ある場合に於ては行政官廳の認可を受け創立總會を招集することを得

第二條 行政官廳商工組合法第十二條第一項の規定に依り統制組合の設立を命ずる場合に於ては左に掲ぐる事項を

指定し之を告示す

一 地區

二 組合員たる資格

三 設立の認可を申請すべき期限

前項の場合に於て行政官廳は組合員たる資格を有する者及組合員たる資格を有する法人の業務を執行する役員の中より設立委員を命じ其の氏名及住所を告示す  
前項の告示ありたるときは設立委員は遲滞なく創立總會を招集することを要す

第三條 創立總會に於ける議決は出席したる設立同意者又は設立の命令を受けたる者の三分の二以上の同意を以て之を爲す

第四條 創立總會に於ては代理人を以て議決權を行ふこと



を得此の場合に於ては之を出席と看做す  
前項の代理人は設立同意者又は設立の命令を受けたる者たることを要す

第五條 理事長は定款、組合員名簿及總會の議事録を各事務所に備置くことを要す

組合員名簿には左に掲ぐる事項を記載することを要す  
一 各組合員の氏名又は名稱及住所

二 商工組合法第三十五條第一項の規定に依り出資を爲さしむる統制組合（以下出資統制組合と稱す）に在りては各組合員の出資口數及拂込みたる金額

組合員及統制組合の債權者は前項に掲ぐる書類の閲覧を求むることを得

第六條 統制組合が其の組合員に對して爲す通知又は催告は組合員名簿に記載したる其の者の住所に、其の者が別に其の住所又は通知若しは催告を受くべき場所を統制組合に通知したるときは其の住所又は場所に宛つるを以て足る

前項の通知又は催告は通常其の到達すべかりし時に到達したるものと看做す

第七條 組合員は組合員たる資格の喪失又は死亡に因りて脱退す

組合員の死亡に因り家督相續開始したるときは其の家督相續人之に代りて組合員と爲る但し其の家督相續人が組合員たる資格を取得せざる場合は此の限に在らず

第八條 出資統制組合の組合員脱退したるときは定款の定むる所に依り其の持分の拂戻を請求することを得

前項の持分は脱退したる事業年度の終に於ける組合財産に依りて之を定む

第九條 前條第二項の規定に依り持分の計算を爲すに當り組合財産を以て組合債務を完済するに足らざるときは出資統制組合は定款の定むる所に依り脱退したる組合員に對し其の負擔に歸すべき損失額の拂戻を請求することを得

第十條 前二條の請求權は二年間之を行はざるときは時効に因りて消滅す

第十一條 脱退したる組合員が出資統制組合に對する債務を完済する迄は出資統制組合は其の持分の拂戻を停止することを得

第十二條 理事長他の職業に従事せんとするときは行政官

廳の認可（重要産業團體令に依る統制組合の會員たる統制組合の理事長に在りては當該統制組合二以上ある場合を除くの外當該統制組合の會長の承認）を受くべし

第十三條 理事長及理事は監事の承認を得たるときに限り自己又は第三者の爲に統制組合と取引を爲すことを得此の場合に於ては民法第八條の規定を適用せず

第十四條 統制組合が理事長若しは理事に對し又は理事長若しは理事が統制組合に對し訴を提起する場合に於ては其の訴に付ては監事統制組合を代表す

第十五條 監事は理事長、理事其の他統制組合の使用人と相兼ねることを得ず

第十六條 理事長及理事の全員缺けたるときは總會の招集は監事之を行ふ

第十七條 總會に於ては代理人を以て議決權を行ふことを得此の場合に於ては之を出席と看做す

第十八條 理事長は通常總會の會日より一週間前に財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案を監事に提

出し且之を主たる事務所に備置くことを要す

商工組合法第二十七條第一項の承認を求むるには前項に掲ぐる書類の外監事の意見書を通常總會に提出することを要す

第十九條 出資一口の金額は均一なることを要す

第二十條 出資の第一回の拂込金額は出資金額の四分の一を下ることを得ず

第二十一條 出資統制組合の組合員は出資の拂込に付相殺を以て出資統制組合に對抗することを得ず

第二十二條 出資統制組合の組合員は持分を共有することを得ず

第二十三條 出資統制組合の組合員は組合員に非ざる者に對し其の持分を譲渡することを得ず

組合員に對する持分の譲渡は出資統制組合の承諾あるに非ざれば之を爲すことを得ず

第二十四條 出資統制組合の組合員は其の事業の一部の廢止其の他已むを得ざる事由あるときは定款の定むる所に依り出資統制組合の承諾を得て其の出資口數を減少し又は出資を爲さざる組合員と爲ることを得



前項の承諾は行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第八條乃至第十條の規定は第一項の場合に之を準用す

第二十五條 出資統制組合は出資總額の二分の一に相當する金額に達する迄は毎事業年度の剩餘金の十分の一以上を準備金とし積立ることを要す

前項の準備金は出資の缺損の補填に充つる場合を除くの外之を使用することを得ず

第二十六條 出資統制組合は損失を補填し前條第一項の準備金を控除したる後に非ざれば剩餘金の配當を爲すことを得ず

第二十七條 出資統制組合は組合員の持分を取得し又は買權の目的として之を受くることを得ず

第二十八條 出資統制組合が出資一口の金額の減少の議決を爲したるときは其の議決の日より二週間以内に財産目録及貸借対照表を作ることを要す

出資統制組合は前項の期間内に其の債權者に對し異議あらば一定の期間内に之を述べべき旨を定款の定むる方法に従ひて公告し且知れたる債權者に各別に之を催告する

ことを要す但し其の期間は一月を下ることを得ず

第二十九條 債權者が前條第二項の期間内に異議を述べざりしときは出資一口の金額の減少を承認したるものと看做す

債權者が異議を述べたるときは出資統制組合は辨濟を爲し若は相當の擔保を供し又は債權者に辨濟を受けしむることを目的として信託會社若は信託業務を營む銀行に相當の財産を信託することを要す

第三十條 統制組合商工組合法第九條第一項第四號に掲ぐる事業として組合員及組合員たる團體を組織する者の取扱品の検査を行ふ場合に於ては検査を爲さしむべき検査員を置くべし

検査員の選任及解任は行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

行政官廳必要ありと認むるときは検査員の選任又は解任を爲すことを得

第三十一條 統制組合前條第一項の規定に依り検査員を置くときは検査員の服務に關する規程を定め行政官廳の認可を受くべし

第三十二條 統制組合は行政官廳の命令に因りて解散す

第三十三條 行政官廳統制組合の解散を命じたる場合に於ては其の旨を當該統制組合の主たる事務所の所在地の區裁判所に通知すべし

第三十四條 統制組合解散したるときは合併の場合を除くの外理事長其の清算人と爲る

裁判所必要ありと認むるときは職權を以て清算人を選任又は解任することを得

裁判所清算人を選任又は解任したるときは其の旨を行政官廳に通知すべし

第三十五條 清算人は就職後遲滞なく組合財産の現況を調査し財産目録及貸借対照表を作り之を總會に提出して其の承認を求むることを要す

第三十六條 清算人は清算及財産處分の方法を定め裁判所の認可を受くべし

裁判所必要ありと認むるときは清算人に對し清算及財産處分の方法に關し監督上必要な命令を爲すことを得

第三十七條 清算人は統制組合の債務を辨濟するに非ざれば組合財産を處分することを得ず

第三十八條 清算事務終りたるときは清算人は遲滞なく決算報告書を作り之を總會に提出して其の承認を求むることを要す

第三十九條 行政官廳は裁判所に對し清算に關し意見を述べることを得

第四十條 統制組合の清算終了したるときは裁判所は其の旨を行政官廳に通知すべし

第四十一條 行政官廳統制組合の合併を命ずる場合に於ては左に掲ぐる事項を指定し之を告示す

- 一 當事者の名稱及住所
- 二 合併の方法

- 三 合併の認可を申請すべき期限
- 四 其の他必要と認むる事項

第四十二條 統制組合行政官廳の命令に因りて合併を爲さんとするときは總會を開き合併の議決を爲すべし

第二十八條及第二十九條の規定は合併の場合に之を準用す

第四十三條 合併に因りて統制組合を設立せんとする場合に於ては定款の作成、理事長及監事の選任其の他必要な



る事項は各統制組合の總會に於て選任したる者共同して之を爲すことを要す

商工組合法第十八條の規定は前項の理事長及監事の選任に之を準用す

第四十四條 統制組合の合併は行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第四十五條 統制組合の合併は合併後存続する統制組合又は合併に因りて設立したる統制組合が其の主たる事務所の所在地に於て第五十二條の規定に依る登記を爲すに因りて其の效力を生ず

第四十六條 合併後存続する統制組合又は合併に因りて設立したる統制組合は合併に因りて消滅したる統制組合の權利義務を承継す

第四十七條 統制組合の設立の登記は設立の認可ありたる日又は行政官廳が商工組合法第十二條第三項の處分を完了したる日より二週間以内に主たる事務所を所在地に於て之を爲すことを要す

設立の登記には左の事項を掲ぐることを要す

- 一 目的
  - 二 名稱
  - 三 地區
  - 四 事務所
  - 五 理事長、理事及監事の氏名及住所
  - 六 出資統制組合に在りては出資を爲すべき組合員の總數、出資一口の金額及其の拂込の方法並に出資の總口數
- 統制組合は設立の登記を爲したる後二週間以内に從たる事務所の所在地に於て前項に掲ぐる事項を登記すること
- を要す
- 第四十八條 統制組合の成立後從たる事務所を設けたるときは主たる事務所を所在地に於ては二週間以内に從たる事務所を設けたることを登記し其の從たる事務所を所在地に於ては三週間以内に前條第二項に掲ぐる事項を登記し他の從たる事務所を所在地に於ては同期間内に其の從たる事務所を設けたることを登記することを要す
- 主たる事務所又は從たる事務所を管轄する登記所の管轄區域内に於て新に從たる事務所を設けたるときは其の從たる事務所を設けたることを登記するを以て是

る

第四十九條 統制組合が主たる事務所を移轉したるときは舊所在地に於ては二週間以内に移轉の登記を爲し新所在地に於ては三週間以内に第四十七條第二項に掲ぐる事項を登記し從たる事務所を移轉したるときは舊所在地に於ては三週間以内に移轉の登記を爲し新所在地に於ては四週間以内に同項に掲ぐる事項を登記することを要す

同一の登記所の管轄區域内に於て主たる事務所又は從たる事務所を移轉したるときは其の移轉の登記を爲すを以て足る

第五十條 第四十七條第二項に掲ぐる事項中に變更を生じたるときは主たる事務所を所在地に於ては二週間、從たる事務所を所在地に於ては三週間以内に變更の登記を爲すことを要す但し同項第六號中出資の總口數の變更の登記は毎事業年度末日の現在に依り事業年度終了後主たる事務所を所在地に於ては四週間、從たる事務所を所在地に於ては五週間以内に之を爲すことを得

第五十一條 統制組合が解散したるときは合併の場合を除くの外主たる事務所を所在地に於ては二週間、從たる事

務所の所在地に於ては三週間以内に解散の登記を爲すことを要す

第五十二條 統制組合が合併を爲したるときは主たる事務所を所在地に於ては二週間、從たる事務所を所在地に於ては三週間以内に合併後存続する統制組合に付ては變更の登記、合併に因りて消滅する統制組合に付ては解散の登記、合併に因りて設立したる統制組合に付ては第四十七條第二項に掲ぐる事項の登記を爲すことを要す

第五十三條 統制組合は清算人就職の日より主たる事務所を所在地に於ては二週間、從たる事務所を所在地に於ては三週間以内に清算人の氏名及住所を登記することを要す

第五十條の規定は前項の登記に之を準用す

第五十四條 統制組合の清算が終了したるときは清算終了の日より主たる事務所を所在地に於ては二週間、從たる事務所を所在地に於ては三週間以内に清算終了の登記を爲すことを要す

第五十五條 統制組合の登記に付ては其の事務所を所在地を管轄する區裁判所又は其の出張所を以て管轄登記所と



す

各登記所に統制組合登記簿を備ふ

第五十六條 統制組合の設立の登記は第三項に規定する場合を除くの外理事長の申請に因りて之を爲す

前項の登記の申請書には定款、出資の總口數を證する書面及申請人の資格を證する書面を添附することを要す

行政官廳が商工組合法第十二條第三項の規定に依り定款を作成したる場合に於ける設立の登記は當該行政官廳の囑託に因りて之を爲す

前項の登記の囑託書には定款を添附することを要す

第五十七條 第四十七條第三項の規定に依る登記は理事長の申請に因りて之を爲す

第五十八條 統制組合の事務所の新設又は事務所の移轉其他第四十七條第二項に掲ぐる事項の變更の登記は理事長又は清算人の申請に因りて之を爲す

前項の登記の申請書には事務所の新設又は登記事項の變更を證する書面を添附することを要す

第五十九條 第五十一條の規定に依る登記は行政官廳の囑託に因りて之を爲す

第六十條 第五十二條の規定に依る解散の登記は合併に因りて消滅する統制組合の理事長の申請に因りて之を爲す

前項の登記の申請書には解散の事由を證する書面を添附することを要す

第六十一條 第五十三條の規定に依る登記は清算人の申請に因りて之を爲す

第五十三條第一項の規定に依る登記の申請書には理事長が清算人たらざる場合に於ては清算人の資格を證する書面を添附することを要す

第五十三條第二項の規定に依る登記の申請書には登記事項の變更を證する書面を添附することを要す

第六十二條 統制組合の清算終了の登記は清算人の申請に因りて之を爲す

前項の登記の申請書には清算人が第三十八條の規定に依り決算報告書の承認を得たることを證する書面を添附することを要す

第六十三條 登記すべき事項にして行政官廳の認可を要するものは其の認可書の到達したる時より登記の期間を起算す

第六十四條 登記したる事項は裁判所に於て遲滞なく之を公告することを要す

第六十五條 民法第四十四條第一項、第五十條、第六十二條、第六十四條及第六十六條の規定は統制組合に之を準用す

第六十六條 非訟事件手續法第四百十一條乃至第五百一十一條の六及第五百四十四條乃至第五百五十七條の規定は統制組合の登記に之を準用す

第六十七條 民法第七十三條、第七十八條乃至第八十條及第八十二條第二項並に非訟事件手續法第三十五條第二項第三十六條、第三十七條の二、第三百三十五條の二十五第二項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及第三百三十八條の規定は統制組合の清算に之を準用す

第二章 施設組合

第六十八條 組合員は左の事由に因りて脱退す

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 破産

四 禁治産

五 除名

第六十九條 除名の事由は定款を以て之を定む

除名は總會の議決に依る但し除名したる組合員に其の旨を通知するに非ざれば之を以て其の組合員に對抗することを得ず

第七十條 組合員は總組合員の五分の一以上の同意を得て會議の目的たる事項及其の招集の理由を記載したる書面を理事に提出して總會の招集を請求することを得

理事が正當の理由なくして前項の規定に依る請求ありたる後二週間以内に總會招集の手續を爲さざるときは請求者は行政官廳の認可を受け之を招集することを得

第七十一條 施設組合合併を爲さんとするときは總組合員の四分の三以上の同意を得ることを要す

第二十八條及第二十九條の規定は合併の場合に之を準用す

七十二條 施設組合の設立の登記は設立の認可ありたる日より二週間以内に主たる事務所の所在地に於て之を爲すことを要す



設立の登記には左の事項を掲ぐることを要す

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所
- 四 出資一口の金額及其の拂込の方法並に出資の總口數
- 五 理事及監事の氏名及住所
- 六 存立の時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由

第七十三條 施設組合解散したるときは合併及破産の場合を除くの外主たる事務所の所在地に於ては二週間、従たる事務所の所在地に於ては三週間以内に解散の登記を爲すことを要す

第七十四條 施設組合の解散の登記は第三項に規定する場合を除くの外理事の申請に因りて之を爲す

前項の登記の申請書には解散の事由を證する書面を添附することを要す

施設組合が行政官廳の解散の命令に因りて解散したるときは解散の登記は當該行政官廳の囑託に因りて之を爲す

第七十五條 第五條、第六條、第八條乃至第十一條、第十

三條乃至第二十九條、第三十三條乃至第四十條、第四十三條乃至第四十六條、第四十七條第三項、第四十八條乃至第五十條、第五十二條乃至第五十五條、第五十六條第一項第二項、第五十七條、第五十八條及第六十條乃至第六十七條並に民法第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第七十條及第八十一條の規定は施設組合に之を準用す但し第四十三條第二項中商工組合法第十八條とあるは商工組合法第六十一條とし第四十七條第三項中前項とあり第四十八條第一項中前條第二項とあり又は第四十九條第一項、第五十條、第五十二條及第五十八條第一項中第四十七條第二項とあるは第七十二條第二項とし第五十五條第二項中統制組合登記簿とあるは施設組合登記簿とす

第三章 商工組合中央會

第七十六條 商工組合中央會を設立せんとするときは會員たるべき者發起人と爲り會員たる資格を有する者の同意を得て創立總會を開き定款其の他必要なる事項を定め役員を選任し行政官廳の認可を受くべし

前項の同意は設立發起當時に於ける商工組合の過半数の同意を以て足る

第一條第二項の規定は前項の同意を得ること能はざる場合に之を準用す

第七十七條 商工組合中央會其の所屬の商工組合の財務に付監査の事業を行ふ場合に於ては商工組合監査員を置くべし

商工組合監査員は商工組合中央會所屬の商工組合の事務所、營業所、工場、事業場其の他の場所に臨み金銭、物品、帳簿書類、設備其の他の物件を検査することを得一商工組合監査員及其の行ふ監査に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第七十八條 商工組合中央會の設立の登記は設立の認可ありたる日より二週間以内に主たる事務所の所在地に於て之を爲すことを要す

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所

四 會長、副會長、理事及監事の氏名及住所  
五 存立の時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由  
第七十九條 第三條乃至第六條、第十三條乃至第十八條、第三十三條乃至第四十條、第四十七條第三項、第四十八條乃至第五十條、第五十三條乃至第五十五條、第五十六條第一項第二項、第五十七條、第五十八條、第六十一條乃至第七十條（第六十六條に於て準用する非訟事件手續法第四百十一條の規定を除く）、第七十三條及第七十四條並に民法第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第七十條及第八十一條の規定は商工組合中央會に之を準用す但し第四十七條第三項中前項とあり第四十八條第一項中前條第二項とあり又は第四十九條第一項、第五十條及第五十八條第一項中第四十七條第二項とあるは第七十八條第二項とし第五十五條第二項中統制組合登記簿とあるは商工組合中央會登記簿とす

第四章 雜 則

第八十條 商工組合法中主務大臣の行ふ職務にして同法第



九條第二項の規定に依り統制組合の行ふ事業資金の貸付若は事業資金の寄託の引受の事業又は同法第五十四條第二項の規定に依り施設組合の行ふ事業資金の貸付若は貯金の受入の事業に關するものは主務大臣大藏大臣に協議して之を行ふ

商工組合法(第七十六條に於て準用する第二十八條を除く)及本令中行政官廳の行ふ職務にして商工組合中央會に關するものは商工大臣之を行ふ

第八十一條 商工組合法(第百三條を除く)中所得稅、法人稅若は營業稅又は所得稅法、法人稅法、臨時利得稅法若は特別法人稅法とあるは樺太に在りては各之に相當する租稅又は法令とす

第八十二條 本令に規定する登記を爲すべき期間は樺太に在りては之を二倍とす

附 則

第八十三條 本令は商工組合法施行の日より之を施行す

第八十四條 商工組合法第九十二條第二項の規定に依り同項に掲ぐる組合、聯合會、小組合及中央會が同法施行後

存續する期間は一年とす

第八十五條 重要産業團體令に依る統制組合の理事長、理事、監事又は評議員にして商工組合法施行の際現に其の職に在るものは各同法に依る統制組合の理事長、理事、監事又は評議員と爲りたるものとす

重要産業團體令に依る統制組合の副理事長にして商工組合法施行の際現に其の職に在るものは同法に依る統制組合の理事と爲りたるものとす

前二項の規定に依り商工組合法に依る統制組合の理事長、理事、監事及評議員と爲りたる者の任期は各其の者が重要産業團體令に依る統制組合の當該役員と爲りたる日より之を起算す

第八十六條 商工組合法第九十二條第一項の規定に依り同法に依る統制組合と爲りたる統制組合は其の統制組合と爲りたる後一月以内に必要なる定款の變更を爲し行政官廳の認可を受くべし此の場合に於ては同法第二十二條の規定に依る總會の議決を経ることを要せず

第八十七條 商工組合法第九十二條第一項の規定に依り同法に依る統制組合と爲りたる統制組合に付本令施行前重

要産業團體令に依り統制團體登記簿に登記せられたる事項は本令施行の日に於て本令に依り統制組合登記簿に登記せられたるものと看做す

第八十八條 前條の統制團體登記簿に登記せられたる事項に關し本令施行後最初に登記を爲したるときは登記官吏は職權を以て其の登記簿の登記を統制組合登記簿に移すべし

第八十九條 商工組合法第九十一條第二項に掲ぐる組合又は聯合會同法第九十三條第一項の規定に依り統制組合と爲らんとするときは總會を開き左に掲ぐる事項を定め理事長及監事を選任し行政官廳の認可を受くべし

- 一 定款
  - 二 初年度に於ける商工組合法第三十條又は第三十一條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徵收方法
- 商工組合法第十八條の規定は前項の理事長及監事の選任に之を準用す

第九十條 商工組合法第九十一條第二項に掲ぐる組合又は聯合會にして同法第九十三條第一項の規定に依り統制組合と爲らんとするもの組長又は理事は財産目録及貸借

對照表を前條第一項の總會に提出して其の承認を求むべし

第十八條及商工組合法第二十七條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第九十一條 商工組合法第九十一條第二項に掲ぐる組合又は聯合會同法第九十三條第一項の規定に依る認可を受けたるときは主たる事務所の所在地に於て二週間以内に第四十七條第二項に掲ぐる事項の登記を爲すことを要す

第四十七條第三項及第五十六條第一項第二項の規定は前項の登記に之を準用す

第九十二條 前條の規定に依る登記の申請書には當該組合又は聯合會の事務所の所在地に於て登記を爲す場合を除くの外當該組合又は聯合會の登記簿の謄本を添附することとを要す



前項の場合を除くの外第九十一條の規定に依る登記を爲したるときは登記官吏は當該組合又は聯合會の主たる事務所の所在地の登記所に其の旨を通知すべし

第一項の規定は前項の通知ありたる場合に之を準用す

第九十四條 前條第一項又は第三項の手續を爲したるときは登記官吏は當該組合又は聯合會の從たる事務所の所在地の登記所に其の旨を通知すべし

前條第一項の規定は前項の通知ありたる場合に之を準用す

第九十五條 商工組合法第九十一條第二項に掲ぐる組合又は小組合同法第九十三條第一項の規定に依り施設組合と爲らんとするときは總會を開き左に掲ぐる事項を定め行政官廳の認可を受くべし

一 定款

二 初年度に於ける商工組合法第六十八條に於て準用する同法第三十條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徴收方法

前項に掲ぐる組合又は小組合の理事又は監事にして當該組合又は小組合が商工組合法第九十三條第一項の規定に

依り施設組合と爲りたるるとき現に其の職に在るものは同法に依る施設組合の理事又は監事と爲りたるものとす但し當該組合は小組合の理事又は監事當該施設組合の組合員及組合員たる法人の業務を執行する役員たらざるときは此の限に在らず

第八十五條第三項の規定は前項の規定に依り施設組合の理事又は監事と爲りたる者に之を準用す

第九十條乃至前條の規定は第一項の場合に之を準用す但し第九十一條第一項中第四十七條第二項とあるは第七十二條第二項とす

第九十六條 行政官廳商工組合法第九十四條第一項の規定に依り統制組合と爲るべきことを命ずる場合に於ては左に掲ぐる事項を指定し之を告示す

一 當該組合又は聯合會の名稱及住所

二 商工組合法第九十四條第二項の認可を申請すべき期限

三 其の他必要と認むる事項

第八十九條乃至第九十四條の規定は商工組合法第九十四條第一項の規定に依る命令を受けたる組合又は聯合會に

之を準用す

第九十七條 行政官廳商工組合法第九十四條第三項の規定に依り定款を作成したるときは統制組合の理事長及監事を命ず

第五十六條第三項第四項及第九十一條乃至第九十四條(第九十一條第二項に於て準用する第五十六條第一項及第二項を除く)の規定は前項の場合に之を準用す但し第五十六條第三項中商工組合法第十二條第三項とあるは商工組合法第九十四條第三項とす

第九十八條 重要産業團體令中左の通告正す

第三條第一項中「及統制組合」を、同條第二項中「又は統制組合」を削る

第三章を削る

「第四章」を「第三章」に改む

第五十一條第一項中「第十七條第二項、第三十一條第一項及第三十二條(各前條に於て準用する場合を含む)並に第三十三條(前條に於て準用する場合を含む)以下本條及第五十二條に於て同じ」を「第十七條第二項、第三十一條第一項、第三十二條及第三十三條」に改め同條第二

議すべし

第五十五條を削る

第五十六條中「及統制組合」を削り同條を第四十三條とす

項中「又は當該統制組合」を削り同條を第三十七條とす

第五十二條中「又は當該統制組合」を削り同條を第三十八條とす

第五十二條の二中「第五十一條第一項、前條、第五十三條第一項第二項、第五十四條及第五十五條」を「第三十七條第一項、前條、第四十條第一項第二項、第四十一條及第四十二條」に、「第五十一條第二項」を「第三十七條第二項」に改め同條を第三十九條とす

第五十三條中「第五十一條第一項」を「第三十七條第一項」に改め「又は當該統制組合」及第四項を削り同條を第四十條とす

第五十四條を第四十一條とす

第四十二條 朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳長官又は南洋廳長官第四十條第二項の統制會に對し第三十三條の規定に依る命令を爲さんとするときは主務大臣に協議すべし



第九十九條 本令施行前従前の重要産業團體令に依る統制組合に關する罰則を適用すべかりし行爲に付ては仍従前の規定に依る

第二條に左の一號を加ふ  
四 統制組合（所屬の組合員をして出資を爲さしめざるものを除く）

第百條 樺太特別法人稅令中左の通改正す

### 八 商工組合法施行規則（昭和十八年七月十七日・商工・農林・通信・厚生省令第一號）

#### 第一章 統制組合

第一條 發起人統制組合の設立の同意を求めんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる書面を以て之を爲すべし

設立の同意は前項の書面に記名捺印することに依りて之を爲すべし  
發起人第一項の書面を作成したるときは遅滞なく之を公示し且行政官廳に届出づべし

一 地區

第二條 商工組合法施行令（以下令と稱す）第一條第一項

二 組合員たる資格

三 事業計畫概要

但書の規定に依り事業の種類別に同意を得ることを要せざる場合は一定地區内に於ける多種類の商業者を以て統制組合を設立する場合とす

四 商工組合法第三十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第三條 令第一條第二項の規定に依る創立總會招集の認可

五 商工組合法第三十五條第一項の統制組合（以下出資統制組合と稱す）に在りては出資を爲すべき組合員の

申請書には左に掲ぐる書面を添附すべし

範圍、出資一口の金額及其の拂込の方法

一 特別の事由を記載したる書面  
二 組合員たる資格を有する者及設立同意者の數を證す

る書面

二種以上の事業を営む者を以て統制組合を設立せんとするときは前項第二號の書面は事業の種類別に之を記載すべし

第四條 令第一條第一項の同意者ありたるとき又は同條第二項の認可ありたるときは發起人は遅滞なく總立總會を招集すべし

設立認可申請書には令第一條第一項の同意者ありたることを證する書面、定款、創立總會の議事録の謄本及左に掲ぐる事項を記載したる書面を添附すべし但し商工組合法第十二條第二項の規定に依る統制組合に在りては令第一條第一項の同意者ありたることを證する書面は之を添附することを要せず

第五條 發起人創立總會を招集するには設立同意者に對し

一 事業計畫  
二 統制組合の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法

設立委員創立總會を招集するには組合員たる資格を有する者に對し少くとも一週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發すべし

三 初年度に於ける商工組合法第三十條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徴收方法  
四 出資統制組合に在りては引受ありたる出資の總口數

第六條 左に掲ぐる事項は創立總會の議決を経べし

第八條 行政官廳商工組合法第十條第四號の指定を爲す場合に於ては當該地區内に於て當該事業を行ふ者の氏名又は名稱及住所を指定し當該統制組合の名稱と共に之を告示す

一 定款

第九條 統制組合商工組合法第十條第四號の認可を申請せんとするときは認可申請書に當該地區内に於て當該事業を行ふ者の氏名又は名稱及住所を記載したる書面並に理由書を添附すべし

二 統制組合の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法

三 初年度に於ける商工組合法第三十條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徴收方法

四 第十四條各號に掲ぐる事項

第七條 總立總會終結したるときは發起人又は設立委員は遅滞なく設立認可を申請すべし



發起人前項の認可を申請せんとするときは設立の同意を  
求むる前に之を爲すことを要す

第一項の規定は前項の場合に之を準用す

第十條 組合員名簿に脱漏又は誤載ありと認むる者は理由  
書及證據を具へ其の修正を統制組合に申立つることを得  
統制組合に於て前項の申立を受けたるときは其の理由及  
證據を審査し申立を受けたる日より二十日以内に之を決  
定すべし其の申立を正當なりと決定したるときは直に組  
合員名簿を修正し其の旨を申立人及關係人に通知すべし  
其の申立を正當ならずと決定したるときは其の旨を申立  
人に通知すべし

第十一條 理事長の選任若は任命又は理事の任命の認可申  
請書には履歷書を添附すべし

理事長の選任認可申請書には履歷書の外創立總會又は總  
會若は總代會の議事録の謄本を添附すべし  
商工組合法第十八條第三項に該當せざる者より監事を選  
任せんとする場合に於ては其の選任認可申請書には前項  
に掲ぐる書面の外其の選任の事由を記載したる書面を添  
附すべし

第十二條 理事長又は理事の解任認可申請書には其の事由  
を記載したる書面を添附すべし

第十三條 監事の選任又は評議員の任命ありたるときは統  
制組合は遲滞なく其の氏名及住所を行政官廳に届出づべ  
し

理事長、理事、監事又は評議員辭任又は死亡したるとき  
は統制組合は遲滞なく其の旨を行政官廳に届出づべし其  
の者の任期満了したるとき亦同じ

第十四條 商工組合法第二十二條第三號の規定に依り總會  
の議決を経べき事項左の如し

- 一 一事業年度に於ける統制組合の借入金額の最高限度
- 二 一事業年度に於ける一組合員に對して爲す貸付金額  
及一組合員の爲にする保證金額の最高限度

第十五條 統制組合毎事業年度の收支豫算及商工組合法第  
三十條の規定に依る賦課金の賦課徵收方法を定めたと  
きは遲滞なく之を行政官廳に届出づべし其の變更ありた  
るとき亦同じ

第十六條 統制組合商工組合法第三十一條の規定に依る認  
可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる申

請書を行政官廳に提出すべし

- 一 特別の賦課金を必要とする理由
  - 二 特別の賦課金の收支豫算及賦課徵收方法
- 前項の申請書には總會又は總代會の議事録の謄本を添附  
すべし

第十七條 財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處  
分案に付總會又は總代會の承認ありたるときは統制組合  
は其の議事録の謄本を添附し遲滞なく之を行政官廳に届  
出づべし

第十八條 出資統制組合令第二十四條第二項の認可を受け  
んとするときは認可申請書に減少すべき出資口數及其の  
事由を記載したる書面並に財産目録及貸借對照表を添附  
すべし

第十九條 剩餘金配當の率は拂込みたる出資金額に對し年  
六分の割合を超ゆることを得ず但し行政官廳の認可を受  
けたるときは此の限に在らず

第二十條 定款變更の認可申請書には總會又は總代會の議  
事録の謄本を添附すべし  
定款の變更が出資一口の金額の減少に關するものなると

きは其の認可申請書には前項に掲ぐる書面の外財産目録  
及貸借對照表を添附すべし

第二十一條 商工組合法第四十一條第一項の規定に依り届  
出づべき事項は同項に規定するものの外左に掲ぐる事項  
とす

- 一 仕入又は受註の數量
  - 二 設備の制限
  - 三 取扱品の品質又は規格の指定
  - 四 取引先の指定其他取引に關する條件
- 第二十二條 商工組合法第四十三條第二項の證票は別記第  
一號様式に依る

第二十三條 統制組合は役員又は使用人が検査に際し組合  
員又は組合員たる團體を組織する者の業務又は財産に關  
し重大なる事項ありたることを知りたるときは遲滞なく  
其の旨を行政官廳に届出づべし

第二十四條 検査員の選任認可申請書には履歷書を添附す  
べし  
検査員の解任認可申請書には其の事由を記載したる書面  
を添附すべし



第二十五條 統制組合事務所の移轉其の他理事長、理事及監事の氏名及住所並に出資の總口數の變更の登記を爲したるときは遲滞なく之を行政官廳に届出づべし

第二十六條 第三十條乃至第三十三條の規定は保管事業を行ふ統制組合が商工組合法第九條に於て準用する同法第五十五條第一項の許可を受けんとする場合に之を準用す但し施設組合倉庫證券とあるは統制組合倉庫證券とす

第二十七條 合併認可の申請は合併を爲す統制組合の一方が合併後存続する場合に在りては合併後存続する統制組合の理事長、合併に因りて統制組合を設立する場合に在りては令第四十三條の規定に依り選任したる者より之を爲すべし

合併の認可申請書には總會又は總代會の議事録の謄本、財産目録、貸借對照表、合併契約書の謄本及合併後存続する統制組合又は合併に因りて設立する統制組合の定款を添附すべし

第二章 施設組合

第二十八條 施設組合を設立せんとするときは設立者全員

より設立認可を申請すべし  
設立認可申請書には定款及左に掲ぐる事項を記載したる書面を添附すべし

一 事業計畫

二 施設組合の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法

三 引受ありたる出資の總口數

四 初年度に於ける商工組合法第六十八條に於て準用する同法第三十條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徴收方法

第二十九條 施設組合が組合員に非ざる者をして利用せしむることを得る共同設備は保管、運搬、加工又は検査に關するものとする

第三十條 施設組合商工組合法第五十五條第一項の許可を受けんとするときは許可申請書に左に掲ぐる書類及施設組合倉庫證券の雛形を添附すべし

一 定款、登記簿の謄本、財産目録及貸借對照表

二 保管事業計畫書、倉庫の設計圖及仕様書

三 保管業務規程

第三十一條 保管事業計畫書には左に掲ぐる事項を記載す

べし

一 倉庫の位置、棟數及面積（各階別）

二 倉庫の構造の概要

三 倉庫の使用の權利に關する事項

四 倉庫は既設のものなりや否やの別

五 保管すべき取扱品の種類

六 一年間の收支豫算

第三十二條 保管業務規程には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 受寄物の入庫、出庫及保管に關する事項

二 施設組合倉庫證券に關する事項

三 受寄物の火災保險に關する事項

四 保管料、荷役賃其の他手数料に關する事項

五 附帶業務に關する事項

六 組合員に非ざる者の利用に關する事項

第三十三條 左に掲ぐる場合に於ては施設組合は遲滞なく之を行政官廳に届出づべし

一 第三十一條第一號乃至第三號又は第五號に掲ぐる事項に變更ありたるとき

二 保管業務規程を變更したるとき

三 施設組合倉庫證券の様式を變更したるとき

四 施設組合倉庫證券の發行を廢止したるとき

第三十四條 組合員施設組合に對し脱退の承諾を求めんとするときは定款の定むる所に依り一定期間前に書面を以て脱退の豫告を爲すべし

前項の期間は一年を超ゆることを得ず

第三十五條 理事、監事又は清算人の受くべき給與は總會の決議に依り之を定むべし

前項に於て給與と稱するは報酬、手當、賞與其の他職務の對價として受くる給與を謂ふ

第三十六條 第十八條の規定は施設組合が令第七十五條に於て準用する令第二十四條第二項の認可を受けんとする場合に之を準用す

第三十七條 總會の決議に因る解散の認可申請書には總會の議事録の謄本、財産目録及貸借對照表を添附すべし

第三十八條 施設組法定款に定めたる事由の發生又は組合の破産に因る解散の登記を爲したるときは遲滞なく之を行政官廳に届出づべし



第三十九條 第十四條、第十五條、第十七條乃至第二十條、第二十五條及第二十七條の規定は施設組合に之を準用す

第三章 商工組合中央會

第四十條 發起人商工組合中央會の設立の同意を求めんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる書面を以て之を爲すべし

- 一 會員たる資格
- 二 事業計畫概要

三 商工組合法第七十六條に於て準用する同法第三十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第一條第二項及第三項の規定は前項の場合に之を準用す

第四十一條 創立總會終結したるときは發起人は遅滞なく設立認可を申請すべし

設立認可申請書には令第七十六條第二項の同意ありたることを證する書面、定款、創立總會の議事録の謄本及左に掲ぐる事項を記載したる書面を添附すべし

- 一 事業計畫
- 二 商工組合中央會の負擔に歸すべき創立費及其の償却

方法

三 初年度に於ける商工組合法第七十六條に於て準用する同法第三十條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徴收方法

四 會長、副會長、理事及監事の氏名及住所

第四十二條 商工組合中央會其の所屬の商工組合の財務に付監査の事業を行ふ場合に於ては左に掲ぐる事項を定め行政官廳の認可を受くべし之を變更し又は廢止せんとするときは亦同じ

一 每事業年度の監査計畫

二 監査に關する規程

三 商工組合監査員の服務に關する規程

第四十三條 商工組合監査員の選任及解任は行政官廳の認可を受くべし

第二十四條の規定は前項の場合に之を準用す

第四十四條 商工組合監査員又は其の職に在りたる者は其の職務に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏泄することを不得す

第四十五條 行政官廳監督上必要ありと認むるときは商工

組合中央會に對し商工組合監査員の解任を命ずることあるべし

第四十六條 商工組合中央會商工組合監査員をして監査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

前項の證票は別記第二號様式に依る

第四十七條 商工組合中央會は商工組合監査員が監査を爲したる商工組合に對し監査書を交付すべし

商工組合中央會は前項の監査書の寫を行政官廳に提出すべし

第四十八條 商工組合中央會は商工組合監査員が監査に際し商工組合の財務に關し重大なる事項ありたることを知りたるときは遅滞なく其の旨を行政官廳に届出づべし

第四十九條 商工組合中央會事務所の移轉其の他會長、副會長、理事及監事の氏名及住所の變更の登記を爲したるときは遅滞なく之を行政官廳に届出づべし

第五十條 第三條第一項、第四條乃至第六條、第十五條、第十七條、第二十條第一項、第三十五條、第三十七條及第三十八條の規定は商工組合中央會に之を準用す

第四章 雜 則

第五十一條 商工組合法第四十四條第二項(同法第六十八條に於て準用する場合を含む)の證票は別記第三號様式に依る

第五十二條 間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條、第八條及第十二條の規定は商工組合法第四十四條第一項及第三項(同法第六十八條に於て準用する場合を含む)の規定に依る臨檢、尋問、搜索及差押に之を準用す

第五十三條 商工組合法第十九條第二項及第四十八條第四項に於て行政官廳とあるは主務大臣とす

第四十條第二項に於て準用する第一條第三項、第四十二條、第四十三條、第四十五條及第四十九條並に第五十條に於て準用する第十五條、第十七條及第三十八條に於て行政官廳とあるは商工大臣とす

商工組合法第二十八條、第四十四條及第四十五條並に本令第四十七條及第四十八條に於て行政官廳とあるは主務大臣又は地方長官(鑛業の商工組合に關する場合又は海



運統制令第二條に掲ぐる事業の商工組合に關する場合に在りては各鑛山監督局長又は海務局長以下第四項第六項に於て同じとす

商工組合法第十二條、令第四十三條第二項に於て準用する同法第十八條、同法第四十一條第二項、第四十六條、第四十七條、第四十八條第一項第二項、第四十九條及第五十條並に令第二條、第三十二條乃至第三十四條、第三十九條乃至第四十二條、第四十四條、第四十七條、第五十六條及第五十九條に於て行政官廳とあるは主務大臣又は地方長官とす但し鑛業の統制組合にして地區が鑛山監督局の管轄區域を超ゆるものの場合、海運統制令第二條に掲ぐる事業（以下海運關係事業と稱す）の統制組合にして地區が海務局の管轄區域を超ゆるものの場合又は其の他の統制組合にして地區が都廳府縣の區域を超ゆるもの場合に有りては主務大臣とす  
商工組合法第九條に於て準用する第五十五條、第十條、第十一條、第十八條、第十九條第一項、第二十條、第二十六條、第三十一條、第三十九條及第四十一條第一項、令第一條、第十二條、第二十四條、第三十條及第三十一

條並に本令第一條、第八條、第十三條、第十五條乃至第十七條、第十九條、第二十三條、第二十五條及第二十六條に於て準用する第三十三條に於て行政官廳とあるは鑛業の統制組合にして地區が鑛山監督局の管轄區域を超ゆるもの場合に於て準用する場合、海運關係事業の統制組合にして地區が海務局の管轄區域を超ゆるもの場合に於て準用する場合又は其の他の統制組合にして地區が都廳府縣の區域を超ゆるもの場合に在りては主務大臣とし鑛業の統制組合にして地區が鑛山監督局の管轄區域を超えざるもの場合に關する場合、海運關係事業の統制組合にして地區が海務局の管轄區域を超えざるもの場合に關する場合又は其の他の統制組合にして地區が都廳府縣の區域を超えざるもの場合に關する場合に在りては各鑛山監督局長、海務局長又は地方長官とす

條及民法第五十九條並に本令第三十三條、第三十八條、第三十九條に於て準用する第十五條、第十七條、第十九條及第二十五條に於て行政官廳又は主務官廳とあるは地方長官とす

第五十四條 商工組合法、令又は本令の規定に依り主務大臣に提出すべき書類は地方長官、鑛山監督局長又は海務局長を経由すべし但し商工組合中央會より提出すべき書類は此の限に在らず

第五十五條 第五十三條及前條に於て地方長官、鑛山監督局長又は海務局長と稱するは主たる事務所所在地又は設置豫定地を管轄する地方長官、鑛山監督局長又は海務局長とす

第五十六條 商工組合法、令又は本令の規定に依り主務大臣に提出すべき書類は統制會の會員たる統制組合に在りては當該統制會二以上ある場合を除くの外第二十四條の規定に拘らず當該統制會を経由すべし

附 則

第五十七條 本令は商工組合法施行の日より之を施行す

第五十八條 令第八十九條（令第九十六條第二項に於て準用する場合を含む）の規定に依る認可を申請せんとするときは定款、總會の議事録の謄本、財産目録、貸借対照表、組合員名簿及左に掲ぐる事項を記載したる書面を認可申請書に添附すべし

- 一 事業計畫
  - 二 初年度に於ける商工組合法第三十條又は第三十一條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徴收方法
  - 三 當該地區内に於て組合員たる資格を有する者の總數
- 第五十九條 前條（第三號を除く）の規定は令第九十五條の規定に依る認可の申請に之を準用す

第六十條 行政官廳商工組合法第九十六條第二項の規定に依り當該組合又は聯合會の權利義務を其の指定する統制組合に承繼するものと爲さんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる令書を當事者に交付して之を爲す

- 一 當該組合又は聯合會の名稱及住所
- 二 當該組合又は聯合會の權利義務を承繼すべき統制組合の名稱及住所
- 三 其の他必要と認むる事項



第六十一條 第五十三條第四項の規定は商工組合法第九十四條及第九十六條、令第九十六條第一項、同條第二項に於て準用する第八十九條第一項、第九十七條第一項及同條第二項に於て準用する第五十六條第三項並に本令第六十條の場合に之を準用す

第五十三條第五項の規定は令第八十九條第二項に於て準用する商工組合法第十八條及同法第九十三條並に令第八十九條第一項の場合に之を準用す

第五十三條第六項の規定は令第九十五條の場合に之を準用す

別記

第一號様式(用紙の大きさは日本標準規格A6とし中央點線の所より二つ折と爲す)

(表面)

商工組合法第四十三條の規定に依る證券

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

氏

當該統制組合印

名

商工組合法第四十三條 統制組合必要ありと認むるときは統制組合の役員又は使用人をして組合員及組合員たる團體を組織する者の業務若しは財産の状況又は帳簿書類、設備其の他の物件を検査せしむることを得

統制組合前項の規定に依り役員又は使用人をして検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證券を携帶せしむる場合左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金に處す

商工組合法第七十八條 各號第一項の規定に依る検査の理由なくして第四十三條第一項の規定に依る検査を行はざれば罰金に處す

商工組合法第二十二條 商工組合法第四十條第二項の證券は別記第一號様式に依る

別記

第二號様式(用紙の大きさは日本標準規格A6とし中央點線の所より二つ折と爲す)

(表面)

商工組合法施行規則第四十六條の規定に依る證券







### 九 行政官廳職權委讓法

國家總動員法第十八條の規定に依る法人等をして行政官廳の職權を行はしむることに關する法律(昭和十七年法律第十五號)

法令に定むる行政官廳の職權は勅令の定むる所に依り之を國家總動員法第十八條の規定に依る法人其の他の法人をして行はしむることを得

行政官廳の職權を行ふ場合に於ける必要なる事項は勅令を以て之を定む

#### 附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

施行期日に關する件(昭和十八年一月二十一日勅令第二十五號)

前項の規定に依り同項の法人が行政官廳の職權を行ふ場合に於ては當該職權に係る罰則の適用に付ては同項の法人は之を當該職權を行ふ行政官廳と看做し同項の法人の役員又は使用人にして同項の職權に屬する事務に従事するものは之を當該事務に従事する官吏と看做す

昭和十七年法律第十五號は昭和十八年二月一日より之を施行す

### 十 行政官廳職權委讓令

(昭和十八年一月二十日公布・勅令第二十六號) 昭和十八年六月二十九日改正・勅令第五百四十五號

第一條 左に掲ぐる行政官廳の職權は重要産業團體令に依る鐵鋼統制會(以下鐵鋼統制會と稱す)に之を委任す

條乃至第十條の規定に依る指定、同法第十六條及第十七條第二項の規定に依る認可並に同法第十八條及第十九條の規定に依る届書の受理

一 製鐵事業法第三條、第四條第二項、第五條及第十七條第一項の規定に依る許可、同法第四條第一項及第七

二 製鐵事業法第二十三條第一項の規定に依る報告徴收

(前號、第三號及第六號の規定に依り委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限り)

三 製鐵事業法施行令第七條第一項の規定に依る指定、同令同條第二項の規定に依る延長、同令第十九條、第二十一條及第二十二條但書の規定に依る認可並に同令第二十三條第一項後段の規定に依る提出命令

四 製鐵用輸入原料配給等統制令第二條但書及第四條但書の規定に依る許可並に同令第三條の規定に依る命令  
五 製鐵用輸入原料配給等統制令第六條第一項の規定に依る報告徴收(前號の規定に依り委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限り)

六 製鐵事業法施行規則に依る職權にして商工大臣の定むるもの

七 昭和十二年法律第九十二號第二條の規定に基きて發する命令に依る職權にして商工大臣の定むるもの

八 物資統制令に基きて發する命令に依る職權にして商工大臣の定むるもの

鐵鋼統制會は前項の規定に依り委任せられたる職權を行ふべし但し鐵鋼統制會製鐵事業法第三條、第五條及第十

七條の規定に依る職權にして臨時資金調整法施行令第四條第一項第三號、第五條第一項但書若は第六條の第三項第二號又は臨時農地等管理令第七條第一項第四號の規定の適用ある事項に關するもの並に製鐵用輸入原料配給等統制令に依る職權を行はんとするときは豫め商工大臣の承認を受けることを要す

第二條 製鐵事業法施行令第十六條又は第十七條の規定に依り商工大臣に提出すべき書類は鐵鋼統制會を経由すべし

第三條 左に掲ぐる行政官廳の職權は重要産業團體令に依る石炭統制會(以下石炭統制會と稱す)に之を委任す但し第三號乃至第六號に掲ぐる職權に付ては石炭を目的とする鑛業權に關するものに限り

一 石炭配給統制法第一條第三號の規定に依る許可  
二 石炭配給統制法第五條の規定に依る報告徴收(前號及第七號前段の規定に依り委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限り)

三 重要鑛物増産法第三條及第十四條第二項の規定に依る命令並に同法同條第一項の規定に依る認可



- 四 重要礦物増産法第十七條第一項の規定に依る報告徴收（前號、第五號及第七號後段の規定に依り委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る）
- 五 重要礦物増産法第四條第二項の規定に依る裁定、同法第五條第一項の規定に依る命令、同法同條第二項の規定に依る決定並に同法第七條の規定に依る對價及其の支拂の時期の決定（同法第十二條に於て準用する場合を含む）
- 六 重要礦物増産法施行令第四條、第五條及第七條の規定に依る届書の受理並に同令第九條及第十條の規定に依る職權
- 七 石炭配給統制法施行規則及重要礦物増産法施行規則に依る職權にして商工大臣の定むるもの
- 八 昭和十二年法律第九十二號第二條の規定に基きて發する命令に依る職權にして商工大臣の定むるもの
- 九 物資統制令に基きて發する命令に依る職權にして商工大臣の定むるもの

項第五條第二項（同法第十二條に於て準用する場合を含む）及第十四條の規定に依る職權にして臨時資金調整法施行令第六條の三第一項第二號又は臨時農地等管理令第七條第一項第四號の規定の適用ある事項に關するものを行はんとするときは豫め商工大臣の承認を受くることを要す

石炭統制會第一項第三號乃至第五號の規定に依り委任せられたる職權を行ふ場合に於ては重要礦物増産法施行令第十五條の規定は之を適用せず

第四條 石炭統制會前條第一項第五號の規定に依り委任せられたる職權を行ふ場合に於ては重要礦物増産法施行令第三條、第六條及第八條の規定に拘らず本條の定むる所に依る

重要礦物増産法第十一條の規定に依る登録は石炭統制會の囑託に因りて之を爲す

石炭統制會裁定申請書を受理し又は重要礦物増産法第五條第一項の規定に依り命令を爲したるときは裁定申請書又は命令書の副本を添附し鑛山監督局長に對し當該礦業權に付裁定の申請又は命令ありたる旨の登録を囑託すべし

し

石炭統制會重要礦物増産法施行令第四條の規定に依る届書を受理したるときは鑛山監督局長に對し當該礦業權の移轉又は變更の登録を囑託し、同令第五條の規定に依る届書を受理したるときは鑛山監督局長に對し當該礦業權の移轉又は變更の登録及當該礦業權に付ての抵當權設定の登録を囑託すべし此の場合に於ては其の事實を證する書面を添附すべし

第十三條、第十四條第二項、第十五條第一項、第十七條又は第二十一條乃至第二十三條の規定に依り商工大臣に提出すべき書類は石炭統制會を經由すべし

第六條 左に掲ぐる行政官廳の職權は重要産業團體令に依る鑛山統制會（以下鑛山統制會と稱す）に之を委任す但し第四號乃至第七號に掲ぐる職權に付ては石炭、亜炭、石油及土瀝青以外の礦物を目的とする礦業權に關するものに限る

鑛山監督局長前項の規定に依る囑託に基き登録を爲すときは第三項の規定に依る登録を抹消すべし

左の各號の一に該當する場合に於ては石炭統制會は鑛山監督局長に對し第三項の規定に依る登録の抹消を囑託すべし此の場合に於ては其の事實を證する書面を添附すべし

一 産金法第三條第一項の規定に依る免許、同法第四條第一項の規定に依る許可、同法同條第二項及第十五條の規定に依る認可、同法第四條第三項、第五條第一項及第七條第一項の規定に依る届書の受理並に同法第五條第二項及第七條第二項の規定に依る命令

- 一 裁定の申請の取下ありたる時
- 二 裁定の申請を拒否したるとき
- 三 重要礦物増産法第十條第二項の規定に依り裁定又は決定が其の効力を失ひたる時

二 産金法第十條第一項の規定に依る報告徴收（前號、第三號及第八號前段の規定に依り委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る）

三 産金法施行令第三條第二號及第八條第二號の規定に依る許可、同令第六條の規定に依る免許並に同令第十條第一項、第十二條及第十三條但書の規定に依る認可

第五條 石炭配給統制法第七條第二項、第十二條第一項、



- 四 重要礦物増産法第二條第一項第三項、第三條及第十四條第二項の規定に依る命令、同法第二條第二項の規定に依る届書の受理並に同法第十四條第一項の規定に依る認可
- 五 重要礦物増産法第十七條第一項の規定に依る報告徴收（前號、第六號及第八號後段の規定に依り委任せられたる職權を行ふに必要なる場合に限る）
- 六 重要礦物増産法第四條第二項の規定に依る裁定、同法第五條第一項の規定に依る命令、同法同條第二項の規定に依る決定並に同法第七條の規定に依る對價及其の支拂の時期の決定（同法第十二條に於て準用する場合を含む）
- 七 重要礦物増産法施行令第四條、第五條及第七條の規定に依る届書の受理並に同令第九條及第十條の規定に依る職權
- 八 産金法施行規則及重要礦物増産法施行規則に依る職權にして商工大臣の定むるもの
- 九 昭和十二年法律第九十二號第二條の規定に基きて發する命令に依る職權にして商工大臣の定むるもの

- 十 物資統制令に基きて發する命令に依る職權にして商工大臣の定むるもの
- 鑛山統制會は前項の規定に依り委任せられたる職權を行ふべし但し鑛山統制會産金法第三條第一項及第四條第二項、産金法施行令第六條並に重要礦物増産法第二條第三項、第三條、第四條第二項、第五條第二項（同法第十二條に於て準用する場合を含む）及第十四條の規定に依る職權にして臨時資金調整法施行令第四條第一項第三號、第五條第一項但書若は第六條の三第一項第二號又は臨時農地等管理令第七條第一項第四號の規定の適用ある事項に關するものを行はんとするときは豫め商工大臣の承認を受くることを要す
- 鑛山統制會産金法施行令第六條の規定に依り業として粗金銀地金又は合金アマルガムの買入を爲すことを免許せんとするときは豫め商工大臣の承認を受くることを要す前項の場合に於て商工大臣鑛山統制會に對し前項の承認を爲さんとするときは大藏大臣に協議すべし
- 産金法第十八條中政府の命じたる事項とあるは政府又は第一項の規定に依り鑛山統制會の命じたる事項とす

第三條第三項の規定は鑛山統制會第一項第四號乃至第六號の規定に依り委任せられたる職權を行ふ場合に之を準用す

第七條 第四條の規定は鑛山統制會前條第一項第六號の規定に依り委任せられたる職權を行ふ場合に之を準用す

第八條 昭和十二年法律第九十二號第二條の規定又は物資統制令に基きて發する命令に依る行政官廳の職權にして商工大臣の定むるものは重要産業團體令に依るセメント統制會、車輛統制會、自動車統制會、精密機械統制會、電氣機械統制會、産業機械統制會又は金屬工業統制會（以下夫々セメント統制會、車輛統制會、自動車統制會、精密機械統制會、電氣機械統制會、産業機械統制會又は金屬工業統制會と稱す）に之を委任す

前項に掲ぐる統制會は前項の規定に依り委任せられたる職權を行ふべし

第九條 自動車製造事業法、自動車製造事業法施行令、工作機械製造事業法、工作機械製造事業法施行令、重要機械製造事業法又は重要機械製造事業法施行令に依り商工大臣に提出すべき書類は命令の定むる所に依り車輛統制

會、自動車統制會、精密機械統制會、電氣機械統制會又は産業機械統制會を經由すべし

第十條 削除

第十一條 會社經理統制令に基き行政官廳に提出すべき書類は會社が鐵鋼統制會、石炭統制會、鑛山統制會、セメント統制會、車輛統制會、自動車統制會、精密機械統制會、電氣機械統制會、産業機械統制會又は金屬工業統制會の會員又は會員たる團體を組織する者なるときは當該統制會を經由すべし但し會社經理統制令施行規則第三十六條、第三十八條又は第三十九條の規定に依り日本銀行を經て提出すべきもの及同則第四十五條の規定に依り財務局出張所を經て提出すべしものに付ては此の限に在らず前項本文の場合に於て書類を提出する會社が二以上の統制會の會員又は會員たる團體を組織する者なるときは其の主たる關係ある統制會を經由して提出するを以て足る此の場合に於ては關係ある他の統制會の名稱を當該書類に附記すべし

第十二條 昭和十二年法律第九十二號第三條又は物資統制令第二十條の規定に依る行政官廳の報告徴收の職權は重



要産業團體令に依る統制會（以下統制會と稱す）に之を委任す但し當該統制會が昭和十二年法律第九十二號第二條の規定又は物資統制令に基きて發する命令に依る行政官廳の職權にして本令に基き當該統制會に委任せられたるものを行ふに必要なる場合に限る

統制會は前項の規定に依り委任せられたる職權を行ふべし

第十三條 商工大臣工場事業場管理令に依る管理に係る工場事業場に付同令に依る職權を行ふ場合に於ては當該管理の範圍に屬する事業に關する統制會をして之に關する事務を取扱はしむることを得

第十四條 左に掲ぐる行政官廳の職權は重要産業團體令に依る鐵道軌道統制會（以下鐵道軌道統制會と稱す）に之を委任す

一 鐵道營業法第二十條及第二十三條第二項の規定に依る認可

二 地方鐵道法第二十六條第一項の規定に依る許可及同法第二十七條第一項の規定に依る運輸營業の全部又は一部の休止の許可

三 軌道法第十六條第一項の規定に依る事業又は運轉の管理の委託若し受託の許可及同法第二十六條に於て準用する地方鐵道法第二十七條第一項の規定に依る運輸營業の全部又は一部の休止の許可

四 陸運統制令第十一條の規定に依る認可

五 鐵道運輸規程、地方鐵道法施行規則、地方鐵道係員職制、地方鐵道運賃割引規程、軌道運輸規程、軌道係員規程、軌道運賃割引規程、專用鐵道規定及陸運統制令施行規則に依る職權にして鐵道大臣の定むるもの

六 陸運統制令に依る職權にして軌道事業に關するものの中鐵道大臣及内務大臣の定むるもの

七 軌道法施行規則に依る職權及大正十二年内務鐵道省令軌道法第二十五條の規定に依る職權委任に關する件に依る職權にして内務大臣及鐵道大臣の定むるもの

鐵道軌道統制會は前項の規定に依り委任せられたる職權を行ふべし但し鐵道軌道統制會前項第四號に依る職權にして臨時資金調整法施行令第六條の三第一項第二號の規定の適用ある事項に關するものを行はんとするときは豫め鐵道大臣の承認を受くることを要す

第十五條 本令に定むるものの外行政官廳に提出すべき書類の統制會の經由に付ては主務大臣命令を以て之を定む主務大臣必要ありと認むるときは本令に基き統制會を經由して行政官廳に提出すべき書類の經由に關し別段の指示を爲すことを得

第十六條 本令に基き統制會の行ふ職權に關しては統制會は當該職權に係る事項に關する主務大臣（以下主務大臣と稱す）の指揮監督を承くるものとす

主務大臣は本令に基き統制會の爲す處分にして法令に違反し、公益を害し又は權限を越ゆるものありと認むるとき其の他當該處分を不適當なりと認むるときは之を停止し、取消し又は變更することを得

主務大臣前項の規定に依り統制會の處分を停止し、取消し又は變更したるときは其の旨を告示すべし

第十七條 第一條第四號の規定に依り鐵鋼統制會の行ふ命令に因り生じたる損失は國家總動員法第二十七條の規定に依り政府之を補償す  
製鐵用輸入原料配給等統制令第五條の規定は前項の規定に依る損失の補償に之を準用す

第十八條 本令に基き統制會の行ふ認可、許可、免許又は

命令は臨時資金調整法施行令第四條第一項第三號、第五條第一項但書、第六條の三第一項第二號又は臨時農地等管理令第四條第二號若し第六條第二號の規定の適用に付ては之を行政官廳の認可、許可、免許又は命令と看做す  
本令の定むる所に依り統制會の行ふ裁定又は決定は臨時資金調整法施行令第六條の三第一項第二號又は會社經理統制令施行規則第三十七條第一項第四號の規定の適用に付ては之を行政官廳の命令と看做す

前二項の場合に於て統制會の行ふ處分に對し主務大臣本令に基き承認を爲さんとするときは當該處分が臨時資金調整法施行令第四條第一項第三號に關するものなる場合に於ては同條同項の主務大臣に、同令第五條第一項但書に關するものなる場合に於ては同條同項の主務大臣に、同令第六條の三第一項第二號に關するものなる場合に於ては大藏大臣（主務大臣鐵道大臣なる場合に於ては大藏大臣及商工大臣）に、臨時農地等管理令第七條第一項第四號に關するものなる場合に於ては農林大臣に協議すべし



第十九條 本令に基き統制會の行ふ處分は行政執行法第五條の規定の適用に付ては行政官廳の法令に基きて爲す處分と看做す此の場合に於ては同條の當該行政官廳は當該處分に係る事項に關する主務官廳とす

第二十條 本令に基き統制會が行政官廳の職權を行ふ場合又は行政官廳に提出すべき書類が統制會を經由すべきものとせらるる場合に於ては許可認可等行政事務處理簡捷令の適用に付ては當該統制會は之を行政廳と看做す

第二十一條 本令に基き統制會の行ふ職權に關する事務の取扱に要する經費は當該統制會の負擔とす

第二十二條 本令に定むるものの外本令に基き統制會が行政官廳の職權を行ふ場合に於ける必要なる事項は主務大臣命令を以て之を定む

附 則

本令は昭和十七年法律第十五號施行の日より之を施行す

十一 行政官廳職權委讓令施行規則

(昭和十八年一月二十一日商工省令第三號)

第一條 行政官廳職權委讓令(以下令と稱す)第一條第一

項第六號乃至第八號の規定に依り職權を定むること左の

如し但し鐵屑配給統制規則第二條第四號並に鐵鋼統制規則第九條第一項第二號及第十五條但書の規定に依る職權に付ては第四條第一項第四號及同條第二項、第六條第一項第八號及同條第二項、第九條第一項第二號及同條第二項、第十一條第一項第六號及同條第二項(第十二條に於て準用する場合を含む)並に第十五條の職權を除く

る職權

一 製鐵事業法施行規則第二條第一項(第三條に於て準用する場合を含む)、第四條、第七條、第十三條乃至第十五條、第十六條第一項第三項(第十八條に於て準用する場合を含む)、第十七條、第十九條、第二十二條、第二十四條第一項第三項第四項、第二十五條第一項、第二十六條第一項、第二十七條及第二十八條の規定に依る職權

四 鐵鋼統制規則第三條但書、第八條、第九條第一項第二號、同條第三項及第十五條但書の規定に依る職權  
五 カーバイド配給統制規則第十二條第二項但書の規定に依る職權  
前項第五號の職權は讓渡の兩當事者が重要産業團體令に依る鐵鋼統制會(以下鐵鋼統制會と稱す)の會員又は會員たる團體を組織する者なる場合に限る

二 鐵屑配給統制規則第二條第四號、第二條の二第一項但書、第四條の二、第六條但書、第九條第一項但書、第十條但書、第十一條但書、第十二條及第十四條第二項の規定に依る職權並に同則第十五條第一項の規定に依る報告書の受理

三 製鐵設備制限規則第一條及第二條第一項の規定に依る職權  
三號の規定に依り委任せられたる製鐵設備制限規則第一條の規定に依る職權にして臨時資金調整法施行令第六條の三第一項第二號の規定の適用ある事項に關するものを行はんとするときは豫め商工大臣の承認を受くることを要す

三 製鐵設備制限規則第一條及第二條第一項の規定に依る職權並に同則第十五條第一項の規定に依る報告書の受理

第三條 製鐵事業法施行規則第八條の規定に依り商工大臣に提出すべき書類は鐵鋼統制會を經由すべし  
第四條 令第三條第一項第七號乃至第九號の規定に依り職權を定むること左の如し  
一 石炭配給統制法施行規則第二條第一項但書、第六條



及第七條の規定に依る職權

二 重要礦物増産法施行規則第三條、第五條第一項及第八條の規定に依る職權（石炭を目的とする鑛業權に關するものに限る）

三 石炭配給調整規則第六條乃至第七條の二、第八條第一項、第九條、第十條第二項、第十一條第二項及第二十條の規定に依る商工大臣の職權（同則第七條の規定に依る職權に付ては同條第一項の規定に依る指定仲買團體の指定を除く）

四 鐵屑配給統制規則第二條第四號、鐵鋼統制規則第九條第一項第二號及第十五條但書並にカーバイド配給統制規則第十二條第二項但書の規定に依る職權

第一條第二項の規定は前項第四號の職權に之を準用す  
重要産業團體令に依る石炭統制會（以下石炭統制會と稱す）令第三條第一項第五號及第六號の規定に依り委任せられたる職權を行ふ場合に於ては重要礦物増産法施行規則第六條及第七條の規定に拘らず第四項及第五項の定むる所に依る  
重要礦物増産法施行令第四條又は第五條の規定に依る届

出を爲す場合に於ては登録税の額に相當する金額を石炭統制會に納付すべし  
左の場合に於ては石炭統制會は申請書又は届書を受理せず

一 法令に依り裁定を申請し得ざるものなるとき  
二 重要礦物増産法施行令第四條又は第七條の規定に違反し届書に事實を證する書面を添附せざるとき  
三 重要礦物増産法施行令第五條の規定に違反し届書に當事者連署せざるとき

四 重要礦物増産法施行規則第五條の規定に違反し裁定申請書に記載すべき事項を記載せず又は添附すべき書類若し圖面を添附せざるとき  
五 第四項の規定に違反し登録税の額に相當する金額を納付せざるとき

石炭統制會令第三條第一項第七號後段及本條第一項第二號の規定に依り委任せられたる職權を行ふ場合に於ては重要礦物増産法施行規則第十條の規定は之を適用せず  
石炭統制會令第三條第一項第八號及本條第一項第三號の規定に依り委任せられたる石炭配給調整規則第七條の二

の規定に依る職權を行ふ場合に於ては同條第三項中告示とあるは公示とす

第五條 石炭配給統制法施行規則第八條、第九條、第十一條又は第十二條の規定に依り商工大臣に提出すべき書類は石炭統制會を經由すべし

第六條 令第六條第一項第八號乃至第十號の規定に依り職權を定むること左の如し

一 産金法施行規則第一條乃至第五條、第六條（第七條に於て準用する場合を含む）、第九條、第十條、第十一條第一號及第二號、第十二條、第十四條、第十六條並に第十九條乃至第二十五條の規定に依る職權

二 重要礦物増産法施行規則第三條、第五條第一項及第八條の規定に依る職權（石炭、亞炭、石油及土瀝青以外の礦物を目的とする鑛業權に關するものに限る）

三 銅、鉛、錫等配給統制規則第一條の二但書、第二條第一項但書、第四條第四號、第四條の三、第五條但書、第九條但書及第十條但書の規定に依る職權

四 白金等配給統制規則第二條但書第三條但書、第四條但書、第六條但書、第七條但書、第十條及第十一條

の規定に依る職權

五 鑛石配給統制規則第二條第一項第四項、第四條及第五條の規定に依る職權にして鐵鑛以外の鑛石に關するもの並に同則第三條及第六條の規定に依る職權

六 硫黃配給統制規則第三條第一項但書及第八條の規定に依る職權

七 滿俺鑛及クロム鑛配給統制規則第三條但書の規定に依る職權及同則第四條但書の規定に依る職權にして滿俺鑛又はクロム鑛を讓渡する者が滿俺鑛若しくはクロム鑛の生産（販賣の目的を以て選鑛する場合を含む）を業とする者又は業務に關し滿俺鑛若しくはクロム鑛を輸入し若し移入したる者なる場合に關するもの

八 鐵屑配給統制規則第二條第四號、鐵鋼統制規則第九條第一項第二號及第十五條但書並にカーバイド配給統制規則第十二條第二項但書の規定に依る職權

第一條第二項の規定は前項第八號の職權に之を準用す  
重要産業團體令に依る鑛山統制會（以下鑛山統制會と稱す）令第六條第一項第八號前段及本條第一項第一號の規定に依り委任せられたる職權を行ふ場合に於ては産金法



施行規則第十一條中告示とあるは公示とし同則第二十六條の規定は之を適用せず

第四條第三項乃至第五項の規定は鑛山統制會令第六條第一項第六號及第七號の規定に依り委任せられたる職權を行ふ場合に、第四條第六項の規定は鑛山統制會令第六條第一項第八號後段及本條第一項第二號の規定に依り委任せられたる職權を行ふ場合に之を準用す

鑛山統制會令第六條第一項第九號及本條第一項第五號の規定に依り委任せられたる職權を行ふ場合に於ては鑛石配給統制規則第七條の規定は之を適用せず

第七條 鑛山統制會令第六條第一項第八號前段及前條第一項第一號の規定に依り委任せられたる産金法施行規則第一條第三項の規定に依る職權にして臨時資金調整法施行令第六條の三第一項第二號の規定の適用ある事項に關するものを行はんとするときは豫め商工大臣の承認を受けることを要す鑛山統制會其の會員又は會員たる團體を組織する者以外の者に對し令第六條第一項第九號及前條第一項第五號の規定に依り委任せられたる鑛石配給統制規則第四條の規定に依る職權を行はんとするときは亦同じ

第八條 白金等配給統制規則第八條第一項の規定に依り商工大臣に提出すべき書類は鑛山統制會を經由すべし

第九條 令第八條第一項の規定に依り重要産業團體令に依るセメント統制會(以下セメント統制會と稱す)に委任すべき職權を定むること左の如し

一 セメント配給統制規則第三條、第四條、第五條但書、第七條、第八條第五號、第十六條及第十七條の規定に依る職權

二 鐵屑配給統制規則第二條第四號、鐵鋼統制規則第九條第一項第二號及第十五條但書並にカーバイド配給統制規則第十二條第二項但書の規定に依る職權

第十條 セメント統制會令第八條第一項及前條第一項第一號の規定に依り委任せられたるセメント配給統制規則第三條の規定に依る職權にして臨時資金調整法施行令第六條の三第一項第二號の規定の適用ある事項に關するものを行はんとするときは豫め商工大臣の承認を受けることを要す

第十一條 令第八條第一項の規定に依り重要産業團體令に

依る車輛統制會(以下車輛統制會と稱す)に委任すべき職權を定むること左の如し

一 鑄造設備制限規則第二條第一項、第三條第一項及第四條の規定に依る職權(車輛及鐵道信號保安裝置の製造業者が當該事業の用に供せらるる鑄物の製造のみに使用する鑄造設備を新設、増設、譲受、借受又は改造する場合に限る)

二 同則第二條第二項に於て準用する同則同條第一項、同則第三條第三項に於て準用する同則同條第一項及同則第四條の規定に依る職權(車輛及鐵道信號保安裝置の製造業者が同則第二條第二項に掲ぐる熔融爐を當該事業の用に供せらるる鑄物の製造のみに轉用する場合に限る)

三 同則第五條の規定に依る職權(車輛及鐵道信號保安裝置の製造業者が同則同條に掲ぐる設備に依り製造すべき物品の種類を當該事業の用に供せらるる鑄物のみに変更せんとする場合に限る)

四 機械設備制限規則第二條、第三條第一項及第五條の規定に依る職權(同則第二條に掲ぐる設備が車輛及鐵

道信號保安裝置又は其の部分品の製造又は加工のみに使用せらるる場合に限る)

五 機械設備制限規則第六條の規定に依る職權(變更後製造又は加工すべき物品が車輛及鐵道信號保安裝置又は其の部分品のみなる場合に限る)

六 鐵屑配給統制規則第二條第四號、鐵鋼統制規則第九條第一項第二號及第十五條但書並にカーバイド配給統制規則第十二條第二項但書の規定に依る職權

第一條第二項の規定は前項第六號の職權に之を準用す車輛統制會令第八號第一項及本條第一項第一號乃至第五號の規定に依り委任せられたる職權を行ふ場合に於ては鑄造設備制限規則第六條及機械設備制限規則第七條の規定は之を適用せず

第十二條 重要産業團體令に依る自動車統制會、精密機械統制會、電氣機械統制會又は産業機械統制會(以下夫々自動車統制會、精密機械統制會、電氣機械統制會、産業機械統制會と稱す)に委任すべき令第八條第一項の職權に付ては前條の規定を準用す但し同條中車輛及鐵道信號保安裝置とあるは自動車統制會に在りては自動車、精密



機械統制會に在りては精密機器、電氣機械統制會に在りては電氣機器、發電用の蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並に電氣通信機器、産業機械統制會に在りては原動機（發電用の蒸氣罐、蒸氣タービン及水車を除く）及生産用機器とす

第十三條 自動車統制會に委任すべき令第八條第一項の職權は前條に定むるものの外自動車修理用部分品統制規則第四條但書、第六條及第七條の規定に依る職權とす

第十四條 自動車製造事業法、自動車製造事業法施行令、自動車製造事業法施行規則又は優良自動車部分品及自動車材料認定規則に依り商工大臣に提出すべき書類は自動車統制會を、工作機械製造事業法、工作機械製造事業法施行令、工作機械製造事業法施行規則、工作機械試作奨励金交付規則又は優良工作機械認定規則に依り商工大臣に提出すべき書類は精密機械統制會を經由すべし  
重要機械製造事業法、重要機械製造事業法施行令、重要機械製造事業法施行規則又は重要機械製造研究奨励金交付規則に依り商工大臣に提出すべき書類は車輛及鐵道信號保安裝置に關するものに在りては車輛統制會を、自動

車に關するものに在りては自動車統制會を、精密機器に關するものに在りては精密機械統制會を、電氣機器、發電用の蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並に電氣通信機器に關するものに在りては電氣機械統制會を、原動機（發電用の蒸氣罐、蒸氣タービン及水車を除く）及生産用機器に關するものに在りては産業機械統制會を經由すべし此の場合に於ては重要機械製造研究奨励金交付規則第十二條の規定は之を適用せず

第十五條 重要産業團體令に依る金屬工業統制會に委任すべき令第八條第一項の職權は鐵鋼統制規則第九條第一項第二號及第十五條但書並に絲配給統制規則第三條但書及第六條但書の規定に依る職權とす  
第一條第二項の規定は前項の職權に之を準用す

第十六條 重要産業團體令に依る貿易統制會に委任すべき

令第十條第一項の職權は貿易統制令施行規則第十一條の二、第十一條の三、第十三條の二、第十三條の三、第二十條の二第二項及第二十條の三第二項の規定に依る職權とす

附 則

第十七條 本則は令施行の日より之を施行す但し第十八條乃至第二十一條の規定は公布の日より之を施行す  
第十八條 重要礦物増産法施行規則中左の通改正す

第二條 削除

第四條 重要礦物増産法第十四條の規定に依る事業計畫書には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 石炭鑛區

- (一) 採炭に關する計畫の概要
  - (二) 出炭數量（炭種別に記載すべし）
  - (三) 其の他參考となるべき事項
- 二 石炭鑛區以外の鑛區
- (一) 採鑛、掘採及選鑛に關する計畫の概要
  - (二) 掘採數量及品位
  - (三) 選鑛元鑛及精鑛の數量及品位

- (四) 選鑛實收率
  - (五) 操業日數
  - (六) 處分方法
  - (七) 其の他參考となるべき事項
- 鑛業權者製鍊を爲す場合に於ては前項第二號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし
- (一) 製鍊に關する計畫の概要
  - (二) 製鍊元鑛及製品の數量及品位
  - (三) 製鍊實收率

第十九條 產金法施行規則中左の通改正す

第十二條 商工大臣の指定したる金製鍊業者は商工大臣の定むる所に依り製鍊場毎に事業計畫を定め之を商工大臣に届出づべし

第十三條 削除

第十四條 商工大臣の指定したる金鑛業者は商工大臣の定むる所に依り鑛山毎に事業計畫を定め之を商工大臣に届出づべし

第十五條 削除

第二十三條 削除



第二十條 セメント配給統制規則中左の通改正す  
第二條 削除

第二十一條 機械設備制限規則中左の通改正す  
第六條中「現に製造する物品又は」を削る

### 十二 鐵道省所管の職權に關する行政官廳職權委讓令施行規則

(昭和十八年一月二十三日鐵道省令第一號)

第一條 行政官廳職權委讓令中重要産業團體令に依る鐵道軌道統制會(以下鐵道軌道統制會と稱す)に關する部分の施行に關しては別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

除く)及第四十五條第一項の規定に依る書類の受理  
地方鐵道法施行規則第十八條、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第三十三條、第三十七條乃至第三十九條第三項、第四十二條乃至第四十四條、第四十七條乃至第四十九條(營業報告書に關するものを除く)及第五十一條の規定に依る届書及報告書の受理

第二條 行政官廳職權委讓令第十四條第一項第五號の規定に依り鐵道軌道統制會に委任する行政官廳の職權を定むること左の如し

三 地方鐵道係員職制第一條の規定に依る届書の受理  
四 地方鐵道運賃割引規程第六條の規定に依る認可及同規程第五條の規定に依る届書の受理

一 鐵道運輸規程第三十六條、第三十八條及第八十條の規定に依る認可

五 軌道運輸規程第四條及第六條の規定に依る認可並に同規程第十六條に於て準用する鐵道運輸規程第八十條の規定に依る認可

二 地方鐵道法施行規則第十七條、第二十一條、第二十五條、第二十六條、第三十六條(基本運賃に關するものを除く)第三十九條及第四十一條の規定に依る認可  
地方鐵道法施行規則第三十二條(鐵道の讓渡の場合を

六 軌道係員規程第一條に於て準用する地方鐵道係員職

制第一條、同規程第二條及第四條の規定に依る届書の受理

第三條 前條第一項の規定に定むる行政官廳の職權には地方鐵道法施行規則第十七條の規定に依る職權にして運輸開始前のもの及左に掲ぐる事項に關するものは之を含まざるものとす

七 軌道運賃割引規程に於て準用する地方鐵道運賃割引規程第六條の規定に依る認可及同規程第五條の規定に依る届書の受理

一 本路線延長を伴ふ工事  
二 動力及軌間變更に關する工事

八 専用鐵道規程第六條の規定に依る許可  
専用鐵道規程第九條並に同規程第十二條に於て準用する地方鐵道法施行規則第十七條、第二十一條及第二十六條の規定に依る認可

三 複線工事  
四 他の鐵道又は軌道との連絡直通又は交叉に關する工事

九 陸運統制令施行規則第十九條及第二十一條の規定に依る書類の受理及認可  
鐵道軌道統制會前項の規定に依る職權にして臨時資金調整法施行令第六條の三第一項第二號又は臨時農地等管理令第七條の規定の適用を受くる事項に關するものを行はんとするときは豫め鐵道大臣の承認を受くることを要す

五 電力需給に關係ある變電所及送配電線の新設又は變更に關する工事  
六 第一種及繼電聯動保安設備の新設又は變更に關する工事

七 特殊設計に關する工事  
八 地下鐵道及市街地に於ける高架線に關する主要なる工事

九 其他鐵道大臣の指定する工事

第四條 第二條第一項の規定に定むる行政官廳の職權には地方鐵道法施行規則第二十五條の規定に依る職權にして

地方鐵道法施行規則第二十五條の規定に依る職權にして



運輸開始前のもの及使用期間六月を越ゆる工事に關するものは之を含まざるものとす

第五條 鐵道軌道統制會第二條第一項の規定に定むる職權を行ふ場合に於て地方鐵道法施行規則第十七條（停車場の廢止、線路及橋梁の重要な變更並に洪水氾濫地域に於ける線路及橋梁の變更に關する工事に關するものに限る）及第二十五條（洪水氾濫地域に係る線路及橋梁に關する工事並に流水斷面を縮少する橋梁に關する假設工事に關するものに限る）の規定に依る認可をなさんとすときは豫め關係地方長官に協議すべし

鐵道軌道統制會前項の規定に依り地方長官に協議すべき事項に付處分を爲したるときは其の旨當該地方長官に報告すべし

第六條 地方鐵道法施行規則第十七條、第二十五條、第三十一條及第三十六條の規定に依り鐵道大臣に提出すべき書類は鐵道軌道統制會を經由すべし但し停車場の廢止線路及橋梁の重要な變更並に洪水氾濫地域に於ける線路及橋梁の變更の認可申請書は地方長官を經由し之を鐵道大臣に提出すべし

第七條 鐵道軌道統制會行政官廳職權委讓令第十四條第一項第二號に依り處分を爲したるときは書類を具し其の處分の月日を鐵道大臣、關係地方長官及關係鐵道局長に報告すべし

鐵道軌道統制會第二條第一項の規定に定むる職權にして地方鐵道法施行規則第三十六條及第四十七條並に專用鐵道規程第六條及第九條の規定に依る處分を爲したるときは書類を具し其の處分の月日を鐵道大臣に報告すべし

第八條 鐵道軌道統制會第二條第一項の規定に定むる職權を行ふ場合に於て鐵道軌道統制會に提出すべき書類は地方長官又は鐵道局長を經由することを要せず

前項の場合に於ては地方鐵道法施行規則第十七條第一項第二十一條第三項、第二十五條第四項、第二十六條第三項、第三十三條第二項、第四十五條第三項（休止の場合に限る）並に專用鐵道規程第十二條に於て準用する地方鐵道法施行規則第十七條第一項、第二十一條第三項、第二十六條第三項及第三十三條第二項の規定に依る副本の提出は之を要せず

第九條 鐵道軌道統制會其の職權に係る事項にして異例に

屬する事項其の他重大なる事項に關し處分を爲さんとするときは鐵道大臣に稟伺すべし

本令は昭和十七年法律第十五號施行の日より之を施行す

附 則

十三 行政官廳職權委讓令第十四條第一項第六號及第七號の施行に關する件（昭和十八年一月二十三日內務・鐵道省令第一號）

第一條 行政官廳委讓令中第十四條第一項第六號及第七號

に關する部分の施行に關しては本令の定むる所に依る

第二條 行政官廳職權委讓令第十四條第一項第六號の規定

に依り重要産業團體令に依る鐵道軌道統制會（以下鐵道軌道統制會と稱す）に委任する行政官廳の職權は陸運統

制令中軌道事業に關する部分の施行に關する件第二條に於て準用する陸運統制令施行規則第十九條及第二十一條の規定に依る書類の受理及認可とす

第三條 行政官廳職權委讓令第十四條第二項第七號の規定に依り鐵道軌道統制會に委任する行政官廳の職權を定むること左の如し

一 軌道法施行規則第二十七條に於て準用する地方鐵道法施行規則第三十二條（讓渡の場合を除く）及第四十

五條第一項の規定に依る書類の受理

二 軌道法施行規則第十一條、第二十一條（基本運賃に關するものを除く）及第二十二條並に第二十七條に於て準用する地方鐵道法施行規則第二十一條第一項第二項、第二十五條第一項本文及第二十六條の規定に依る認可

軌道法施行規則第二十三條、第二十四條（地方長官宛のものを除く）及第二十六條（即時報告を除く）並に第二十七條に於て準用する地方鐵道法施行規則第十八條（第八號を除く）、第二十一條第一項但書、第二十二條、第二十五條第二項、第三十三條、第四十八條乃至第四十九條（營業報告書に關するものを除く）及第五十二條の規定に依る届書又は報告書の受理



- 三 軌道法第二十五條の規定に依る職權委任に関する件  
第二條の規定に依る地方長官の職權にして新設軌道に關するもの及併用軌道に關するものの中別に定むる工事に關するもの軌道法第二十五條の規定に依る職權委任に關する件第三條の規定に依る鐵道局長の職權
- 第四條 鐵道軌道統制會第二條並に前條第二號及第三號に依る職權にして臨時資金調整法施行令第六條の三第一項第二號又は臨時農地等管理令第七條の規定の適用を受くる事項に關するものを行はんとするときは豫め鐵道大臣の承認を受くることを要す
- 第五條 第三條の規定に定むる行政官廳の職權には軌道法施行規則第十一條の規定に依る職權にして運輸開始前のもの及左に掲ぐる事項に關するものは之を含まざるものとす
  - 一 動力及軌間變更に關する工事
  - 二 複線工事
  - 三 併用軌道に於ける橋梁に關する工事
  - 四 併用軌道に於ける軌道の構造及道路の鋪裝に關する工事（認可を受けたる設計と同一のものを除く）

- 五 國道、府縣道其の他交通頻繁なる道路との踏切に關する工事
- 六 他の軌道又は鐵道との連絡直通又は交叉に關する工事
- 七 電力需給關係ある變電所及送配電線の新設又は變更に關する工事
- 八 第一種及繼電聯動保安設備の新設又は變更に關する工事
- 九 特殊設計に關する工事
- 十 軌道法施行規則第十一條第三項に該當する工事
- 十一 地下鐵道及市街地に於ける高架線に關する主要なる工事
- 十二 其の他内務大臣及鐵道大臣の指定する工事
- 第六條 第三條の規定に定むる行政官廳の職權には軌道法施行規則第二十七條に於て準用する地方鐵道法施行規則第二十五條第一項本文の規定に依る職權にして運輸開始前のもの及使用期間六月を超ゆる工事に關するものは之を含まざるものとす
- 第七條 軌道法施行規則第二十一條及第二十七條に於て準

用する地方鐵道法施行規則第三十一條の規定に依り内務大臣又は鐵道大臣に提出すべき書類は鐵道軌道統制會を經由すべし  
前項の場合に於ては軌道法施行規則第二十二條の二及第二十九條の規定は之を適用せず  
第八條 鐵道軌道統制會第三條の規定に定むる職權にして軌道法施行規則第十一條若は第二十七條に於て準用する地方鐵道法施行規則第二十五條第一項本文又は軌道法第二十五條の規定に依る職權委任に關する件第二條の規定に依るものを行ふ場合に於て停留場の廢止、線路及橋梁の重要なる變更又は道路及河川の占用の方法若は面積の變更を伴ふものなるときは豫め關係地方長官に協議すべし

べし  
鐵道軌道統制會第三條の規定に定むる職權にして軌道法施行規則第二十一條の規定に依る處分を爲したるときは書類を具し其の處分の月日を鐵道大臣及關係地方長官に同規則第二十六條の規定に依る届書を受理したるときは書類を具し内務大臣、鐵道大臣及關係地方長官に報告すべし  
第十條 鐵道軌道統制會第三條の規定に定むる職權を行ふ場合に於て鐵道軌道統制會に提出すべき書類は地方長官又は鐵道局長を經由することを要せず但し營業休止の許可を申請せんとする場合に於ては申請書の副本を關係地方長官に提出すべし  
前項の場合に於ては軌道法施行規則第十一條第四項、第二十二條の二、第二十四條の二及第二十七條第二項第四項並に第二十七條第一項に於て準用する地方鐵道法施行規則第三十三條第二項の規定に依る副本の提出は之を要せず

第九條 鐵道軌道統制會行政官廳職權委讓令第十四條第一項第三號に依り處分を爲したるときは書類を具し其の處分の月日を内務大臣、鐵道大臣及關係地方長官に報告す

第十一條 地方長官軌道法第二十五條の規定に依る職權委任に關する件第二條の規定に依る處分を爲したるときは



書類及圖面を添付し鐵道軌道統制會に通知すべし  
 前項の場合に於ては軌道法第二十五條の規定に依る職權  
 委任に關する件第二條の規定に依る報告は之を要せず  
 第十二條 鐵道省所管の職權に關する行政官廳職權委讓令  
 施行規則第九條の規定は鐵道軌道統制會本令に定むる職

權を行ふ場合に之を準用す但し鐵道大臣とあるは内務大  
 臣及鐵道大臣とす  
 附 則

本令は昭和十七年法律第十五號施行の日より之を施行す

十四 統制會に對する勤勞行政職權委讓等に關する件

(昭和十八年六月二十九日公布・勅令第五百四十六號)

第一條 左に掲ぐる行政官廳の職權にして重要産業團體令  
 に依る鐵鋼統制會、石炭統制會、鐵山統制會、造船統制  
 會及輕金屬統制會(以下統制會と稱す)の會員又は會員  
 たる團體を組織する者に關するものは關係統制會に之を  
 委任す  
 一 工場事業場技能者養成令第四條第二項の規定に依る  
 許可  
 二 工場事業場技能者養成令第七條第一項の規定に依る  
 認可  
 三 工場事業場技能者養成令に基きて發する命令に依る

職權にして厚生大臣の定むるもの  
 四 工場事業場技能者養成令第十三條の規定に依る報告  
 徴收(前三號の規定に依り委任せられたる職權を行ふ  
 に必要なる場合に限る)  
 五 賃金統制令に基きて發する命令に依る職權にして厚  
 生大臣の定むるもの  
 六 賃金統制令第三十一條第一項の規定に依る報告徴收  
 (前號の規定に依り委任せられたる職權を行ふに必要  
 なる場合に限る)  
 統制會は前項の規定に依り委任せられたる職權を行ふべ

し  
 第二條 行政官廳に提出すべき勤勞行政に關する書類にし  
 て統制會を経由すべきものに付ては厚生大臣命令を以て  
 之を定む

第三條 第一條の規定に依り統制會の行ふ職權及前條の規  
 定に依り統制會の爲す經由に關しては厚生大臣の指揮監  
 督を承くるものとす

第四條 厚生大臣は第一條の規定に依り統制會の爲す處分  
 にして法令に違反し、公益を害し又は權限を越ゆるもの  
 ありと認むるとき其の他當該處分を不適當なりと認むる  
 ときは之を停止し、取消し又は變更することを得  
 厚生大臣前項の規定に依り統制會の處分を停止し、取消  
 し又は變更したるときは其の旨を告示すべし

第五條 第一條の規定に依り統制會の行ふ處分は行政執行  
 法第五條の規定の適用に付ては行政官廳の法令に基きて  
 爲す處分と看做す此の場合に於ては同條の當該行政官廳  
 は當該處分に係る事項に關する主務官廳とす

第六條 第一條の規定に依り統制會が行政官廳の職權を行  
 ふ場合又は第二條の規定に依り行政官廳に提出すべき書

類が統制會を経由するものとせらるる場合に於ては許可  
 認可等行政事務處理簡捷令の適用に付ては當該統制會は  
 之を行政廳と看做す

第七條 第一條及第二條の規定に依り統制會の行ふ事務に  
 要する經費は當該統制會の負擔とす

第八條 本令に定むるものの外第一條の規定に依り統制會  
 が行政官廳の職權を行ふ場合及第二條の規定に依り行政  
 官廳に提出すべき書類が統制會を経由するものとせらる  
 る場合に於ける必要なる事項は厚生大臣命令を以て之を  
 定む

第九條 厚生大臣左に掲ぐる職權にして統制會の會員又は  
 會員たる團體を組織する者に關するものを行ふ場合に於  
 ては關係統制會の意見を徴するものとす

一 學校卒業者使用制限令第二條の規定に依る認可  
 二 勞務調整令第二條第一項の規定に依る工場、事業場  
 其の他の場所の指定

三 工場事業場技能者養成令に基きて發する命令に依る  
 職權にして厚生大臣の定むるもの  
 第十條 厚生大臣左の各號の一に該當する事項にして統制



會の會員又は會員たる團體を組織する者に關するものに付地方長官（東京都に在りては警視總監）をして國民職業指導所長を指揮せしむるに必要な勞務配置計畫を樹立する場合に於ては關係統制會の意見を徵するものとす

一

勞務調整令第六條の規定に依る國民學校修了者の紹介

二

勞務調整令第七條第一號の規定に依る一般青壯年の紹介

第十一條

前二條の規定は工場事業場管理令に依り陸軍大臣又は海軍大臣の管理する工場事業場に關しては之を適用せず

### 十五 財政金融基本方策要綱

（昭和十六年七月十一日閣議決定）

#### 第一方 針

戰時諸國策遂行の經濟的基礎を強化確立し高度國防國家體制の完成を促進する爲め財政金融に關し所要の改革を行ひ國家資金力を計畫的に動員配分すると共に資金運用の方針

#### 第二要 領

##### 一、國家資金動員に關する計畫

一、國民經濟の總生産額其他を綜合的に勘案して國家資金を概定し之を國家目的に従ひて財政、産業及國民消費の三者に合理的に配分すべき國家資金動員計畫を設定す

らしむると共に國家が事態の必要に應じて敏捷に行動し得る弾力性ある豫算の編成を爲すこと

二、國民貯蓄計畫は右國家資金動員計畫に基きて樹立するものとす

（二）其他時勢の變遷に即應し又は戰時の必要に應ずる爲め現行會計制度全般に付再検討を加へ必要なる改善を行ふこと

三、國家資金動員計畫は毎年度之を定む尙將來數箇年度に亙りても之を概定するものとす

二、豫算編成方法の改革

一、會計制度の改革

歳出豫算は資金、物資關係とを混合ひて先づ其の總額を概定し重點主義に依り政府の最高方針に則り之を編成す之が爲めには特に左記事項を實行す

（イ）現在一般會計が性質の全く異なる各種の支出を包含し従つて計畫經濟運営との關係を明確にし得ざるに顧み支出の性質が一般的經費なるか資産を構成する經費なるか等其の性質に従ひて經理の調整を工夫すること

（イ）毎年度豫算の編成に際しては豫め行政各部の首腦者相協力して政府の實行すべき重要國策を先議調定すること

（ロ）特別會計に付ても上記の趣旨に従ひ必要なる整理を行ふこと

（ロ）重要國策費とその他の經費が財政資金に關する計畫に基く歳出の總額を超過することなからしむる爲め行政各部は毎年度既定經費に付徹底的に檢討整理を行ふこと

（ハ）豫算の形式に改善を加へて一層理解し易きものた

歳入は歳出の性質に照應して其の財源を按配し公債財源に依るものは歳出の性質が之を許容するものに限るものとす尙租稅及公債以外の方法に依る歳入増加に關し所要



の措置を講ず

三、税制の改革

租税は財政資金の所要に應じ必要な収入を確保するものとし計畫經濟運営との關係を稽へ一層合理的なる税制を設定す之に關し特に重要な所左の如し

(イ) 國民各階各層が負擔を分擔する如く税種の新設及改廢を爲し又税率を改定すること

(ロ) 時局下必要な生産の助長、消費の規正、貯蓄の増強、購買力の吸收其の他諸政策の遂行に資する如く租税政策を活用すること

(ハ) 財政資金の所要に應じ毎年度租税を増減する方針を採ること

(ニ) 課税及徵税方法を合理化すること

四、公債の發行及消化の計畫化

公債は公債財源に依るべき限度を定めて其の發行豫定額を規正し之が發行及消化に關しては金融統制と見合ひて之を計畫化し且つ公債整理に關する合理的なる措置を講ず

(イ) 單純なる歳入補填公債は之を發行せざるごと

(ロ) 具體的なる公債消化計畫及其の實行方策を設定すること

五、地方財政の改革

地方財政に關しても國家財政改革に即應し全國民經濟運営の見地より之を統制すると共に地方的特色を發揮せしめ地方民力の強弱の差を補正して全國的に冗費を節約し且つ中央よりの委任事務又は中央と協力する事業の財源等に關して必要な調整を行ふ

三、金融政策の改革

一、産業資金の計畫化

國家經濟力が最高効率を發揮する如く生産、物資、勞力の狀況等と見合ひて民間産業及外國投資の爲め使用すべき資金總量を規正し且つ其の配分を定め産業資金を計畫化する

二、金融制度の改革

金融は國家資金に關する計畫に基き計畫經濟の運営を確保する爲め資金が公債消化及物資、動力、勞力の確保を可能ならしむることを主眼として流通するが如く公益的に計畫的に且つ統一的行はるべきものとす

(イ) 日本銀行の機能整備

政府の金融統制の實施に關する機關たる機能を一層整備充實し各金融機關との資金上の關係を緊密にして金融の情勢に應じ金融資金を能動的に引上又は放出し具體的に金融を調整する機能を擴充す

(ロ) 金融機關に對する統制の強化

金融機關の投資、融資及回収を政府の金融統制の方針に即應せしむるが如き機構を整備し日本銀行との資金的關係を緊密ならしむると共に同業連帯の精神を一層昂揚せしめ共同的投資融資の方法を活用せしむ

金融機關に對する監督に關しては金融機關が計畫經濟の運営上擔當する責任を果せるや否やを監査すること

(ハ) 金融機關の組織化

金融機關をして日本銀行を中核として組織體を結成せしめ政府指導の下に同業連帯一體的に其の機能を發揮し金融統制の實施に協力し且つ金融と産業との聯絡の緊密を圖らしむ

右組織體は原則として日本銀行及各種業態別團體を以

て構成し全國的統轄團體とす尙要すれば各種の金融機關を包含する地域團體を設く

(ニ) 金融機關の整理統合

金融機關の組織化と相俟つて無用の競争を根絶し經營を合理化し金融資金原價の低下を圖る尙之に伴ひ要すれば新なる機關の設置を考慮すると共に特殊銀行及金融業務を營む特殊會社に付ても所要の整備を行ふ

(ホ) 金融資金の蒐集及運用に關する措置

各金融機關の經營は政府の金融統制の方向に沿ひて自らの責任に於て行はるべき處之と相俟つて金融統制の圓滑なる遂行に資する爲め必要を生じたる場合に於ては金融資金の蒐集及其の拂戻の責任に付國家の信用を參與せしめ又投資、融資に付國家の信用に於て保證又は債權の肩代りを爲す途を開きて其の回収性を補強する等の方策を講ず

(ヘ) 金融の各種系統間の調和

一般金融機關系統、組合系統其の他の各種の系統の金融機關相互間の連繫を緊密ならしめ各系統の金融が同一の指導方針に沿ひて調和して行はれ金融市場を一體



として金融統制の實を擧ぐる如く措置す

(ト) 政府資金及政府關係資金運用の統一

預金部、簡易保險、特定の社會保險、政府關係共濟組合等に集積せらるゝ資金は全金融統制と一體的關係に於て統一的に運用するものとす

三、有價證券取引機構の合理化

有價證券の價格の適正及安定を圖り又時局下必要なる有價證券の取引を圓滑ならしめ以て産業資金の疏通と國民貯蓄の保護に資する爲めの措置を講ずると共に其の取引の方法及機構を合理化す尙有價證券業者の業務に關する監督を一層嚴重にす

四、企業資本の活用

企業をして努めて資産の償却及利益の内部留保を爲さしめ以て自己金融能力を増加すると共に企業の經營を合理化し人的資源の効率を一層發揮せしめ又企業に屬する剩餘資金の集約を圖る爲め企業に對する資金統制を強化す

生産擴充等國策上必要なる企業の資金調達を圓滑ならしむる爲めの措置を講ずると共に企業中遊休設備を生じた

る場合に於て國家的見地に於て之が資金化を必要と認むるときは國家に於て之に信用を供與し又は設備の有無相通の斡旋を行ひ要すれば國家管理的措置を講ずる等攻究を爲すものとす

五、企業設備に對する國家の資本的援助

國家の要請に基き設備を新設擴張する場合要すれば國家に於て企業に對し出資若くは信用の供與を爲し又は國家に於て直接建設を爲し其の經營を企業に委任する等の途を開く

六、外國爲替政策の改革

外國爲替政策は外貨資金を活用し貿易政策と表裏一體を爲し皇國及自存圏内の必需物資の獲得を確保することを目標とすると共に國際決済に於ける國貨の地位を向上せしめ皇國對外經濟の伸張を圖るものとす之に關し特に注意すべきもの左の如し

(イ) 爲替相場の變動の危險を必要に應じ國家に於て負擔處理する制度を確立すること

(ロ) 諸外國との決済並に金融關係を圓滑ならしむる如き協定の締結に努むること

(ハ) 毎年度貿易計畫と照應し國際收支計畫を定め之が適實なる實施を圖ること

七、滿支に對する投資の調整

滿洲及支那の財政資金及産業資金は努めて現地に於ける蓄積資金に依るべきも當分は我方より之を補給するの要あるを以て之が爲め物資努力の交流と相照合して國家資金に關する計畫に基き一元的計畫的に必要なる金融を實施するものとし之が爲め必要なる措置を講ず

四、行政機構の改革

本要綱の實施を圓滑ならしむる爲め所要の行政機構の改革又は運用の調整を行ふ

備考 本要綱の實施は逐次速かに實行に移すこととし法令を要するものに付ては其の整備等に直ちに着手するものとす

財政金融基本方策要綱決定に就て

政府は支那事變を遂行し且つ世界情勢の變化に備へ國防力充實の速かなる完成を期し國家總力を之が目的達成に集中動員する爲め財政活動を擴大すると共に國民經濟活動に對し所要の規律と指導とを與へ國民之に協同し目的を達成し

來る。戰時財政金融活動に付きても亦同然にして國民及金融機關の努力に俟ちたる處尠からず然れども是等諸施策は事態の發展に伴ひ應急的に措置しあるもの尠からず今後愈々重大となるべき國際危局に備へ自主的に經濟諸體制を綜合的に確立するの要請愈々切實なるものあり殊に財政金融の施策及運營の戰時經濟活動全體に重大なる影響を有するに鑑み、之に關し綜合的に速かに所要の整備を斷行し戰時經濟諸國策運營の經濟的基礎を確立し以て戰時諸要請に對し機動力と強靱なる秩序とを整備確立すること緊要なりと認め前記要綱を決定したる次第なり。

本要綱案の骨子は

一、國家經濟力の資金に表現し得る可能性を可及的に正確に判斷し、右に基き國家資金を財政、産業、消費に互り國家目的に従ひ動員し得る體制を整備確立せんとす

二、綜合計畫經濟運營上財政活動の國民經濟との具體的なる關聯性を明確ならしむると共に財政活動を散活ならしむる爲め會計制度及豫算方式に付所要の改善を加へ又國防及戰時に於て採るべき財政政策を能動的に活



用せんとす

三、戦時國防生産力を確立する爲め國家の要請する生産力を維持育成發展せしむる爲め長期金融の機能を整備充實せんとす、之が爲め金融制度及秩序に對し所要の

整備を加ふると共に國家自ら爲すべき信用供與に關する施策及國家施設を能動的に活用せんとす。  
の諸點にあり

### 十六 金融統制團體令 (昭和十七年四月十七日・勅令第四百四十號)

#### 第一章 總 則

第一條 國家總動員法第十八條の規定に基く金融事業(有價證券に關する事業を含む以下同じ)の統制を目的とする團體に付ては本令の定むる所に依る

第二條 本令に依る團體は全國金融統制會、業態別統制會、統制組合及地方金融協議會とす

全國金融統制會は全國金融統制會なる名稱を用ふべし  
業態別統制會、統制組合又は地方金融協議會は其の名稱中に各統制會、統制組合又は金融協議會なる文字を用ふべし但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

#### 第二章 全國金融統制會

第三條 全國金融統制會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲め金融事業の機能の綜合的發揮を圖るに必要なる指導統制を行ひ且金融に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第四條 全國金融統制會は其の目的を達する爲左に掲ぐる事業を行ふ

- 一、金融に關する政府の計畫に對する參畫
- 二、金融事業を營む者の行ふ資金を吸收及運用に關する指導統制
- 三、金融事業の整備の促進

- 四、金融事業の機能の増進
- 五、金融事業と産業との關係の緊密化の促進
- 六、金融事業に關する調査及研究
- 七、前各號に掲ぐるものの外全國金融統制會の目的を達するに必要なる事業

全國金融統制會は前項の事業の外命令の定むる所に依り業態別統制會の會員に非ざる統制組合にして命令を以て定むるもの及地方金融協議會の事業の指導統制を行ふ

第五條 全國金融統制會の會員たる資格を有する者は左に掲ぐる者とす

- 一、日本銀行
- 二、業態別統制會
- 三、前二號に掲ぐる者の外金融事業を營む者にして主務大臣の指定するもの

第六條 主務大臣全國金融統制會を設立せしめんとするときは命令の定むる所に依り前條の規定に依り會員たる資格を有する者に對し全國金融統制會の設立を命ずべし  
前項の規定に依る全國金融統制會の設立の命令ありたる

ときは命令の定むる所に依り創立總會を開き之に諮りて定款其の他全國金融統制會の設立に必要な事項を定め主務大臣の認可を受くべし

- 第七條 全國金融統制會の定款には左に掲ぐる事項を記載すべし
- 一、目的
- 二、名稱
- 三、事務所の所在地
- 四、會員に關する規定
- 五、事業及其の執行に關する規定
- 六、役員に關する規定
- 七、會議に關する規定
- 八、經理に關する規定

第八條 全國金融統制會は第六條第二項の認可ありたる時又は國家總動員法第十八條第三項の規定に依り定款の作成ありたる時成立す

前項の場合に於ては主務大臣は全國金融統制會成立の旨及定款を告示すべし

第九條 全國金融統制會成立したるときは其の會員たる資



格を有する者は總て全國金融統制會の會員とす

第十條 全國金融統制會には會長一人並に理事、監事及評議員各若干人を置くべし

全國金融統制會には前項の役員の外定款の定むる所に依り副會長二人以内又は理事長一人を置くことを得

第十一條 會長は全國金融統制會を代表し金融事業の指導統制其の他の會務を總理す

副會長は會長を輔佐し豫め會長の定むる順位に依り會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事長は會長及副會長を輔佐し會務を掌理し會長及副會長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及副會長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

理事は會長、副會長及理事長を輔佐し會務を掌理し豫め會長の定むる順位に依り會長、副會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長、副會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は全國金融統制會の經理の状況を監査す

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を

具申す

第十二條 會長は日本銀行總裁を以て之に充つ

副會長、理事長、理事及監事は金融事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より主務大臣之を命ず

評議員は金融事業又は産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より主務大臣之を命ず

主務大臣第二項の規定に依り副會長、理事長又は理事を任命したるときは其の旨を告示すべし

第十三條 副會長、理事長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期は二年とす

第十四條 副會長、理事長及理事は主務大臣の認可を受くるに非ざれば他の職務又は商業に従事することを得ず但し日本銀行の職員たることを妨げず

第十五條、全國金融統制會は金融事業に關する事項に付主務大臣に建議することを得

全國金融統制會は主務大臣の諮問に對し答申すべし

第十六條 全國金融統制會は命令の定むる所に依り其の會員、業態別統制會の會員、業態別統制會の會員たる統制組合の組合員、第四條第二項の命令を以て定むる統制組

合又は地方金融協議會に對し金融事業に關する事項の調査を爲す爲必要な資料の提出を求むることを得

前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は遅滞なく之を提出すべし

第十七條 全國金融統制會は定款の定むる所に依り其の會員に對し賦課金を課することを得

第十八條 全國金融統制會は定款の定むる所に依り定款又は統制規程に違反したる會員に對し過怠金を課することを得

第十九條 賦課金又は過怠金を滞納する場合に於て全國金融統制會の請求あるときは市町村は市町村税の例に依り之を處分す此の場合に於て全國金融統制會は其の徴収金額の百分の四を市町村に交付すべし

前項中町村とあるは町村制を施行せざる地に在りては之に準ずべきものとす

第一項の規定に依る徴収金の先取特權の順位は市町村其の他之に準ずべきものの徴収金に次ぎ其の時効に付ては市町村税の例に依る

第二十條 全國金融統制會は其の會員の事業に關する統制

規程を設定すべし

第二十一條 定款の変更並に統制規程の設定及変更は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

主務大臣前項の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

第二十二條 全國金融統制會の會員は全國金融統制會の統制規程に依るべし

第二十三條 全國金融統制會主務大臣の命令ありたるとき又は其の事業の遂行上必要ありと認むる場合に於て主務大臣の認可を受けたるときは其の會員、業態別統制會の會員又は業態別統制會の會員たる統制組合の組合員の業務又は財産の状況を検査することを得

全國金融統制會の會員、業態別統制會の會員又は業態別統制會の會員たる統制組合の組合員は前項の規定に依る検査を拒み、妨げ又は忌避することを得ず

全國金融統制會は第一項の規定に依り検査を行ふ役員又は使用人をして其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第二十四條 全國金融統制會は主務大臣の命令ありたるとき又は其の事業の遂行上必要ありと認むる場合に於ては



主務大臣の認可を受けたるときは業態別統制會に對し其の會員若は其の會員たる統制組合の組合員の業務若は財産の狀況を検査し又は其の會員たる統制組合をして當該統制組合の組合員の業務若は財産の狀況を検査せしめ其の結果を報告すべきことを命ずることを得

前條第二項及第三項の規定は業態別統制會又は統制組合が前項の規定に依り検査を行ふ場合に之を準用す

第二十五條 全國金融統制會は主務大臣の命令ありたるとき又は第四條第二項の命令を以て定むる統制組合の事業を指導統制する爲必要ありと認むる場合に於て主務大臣の認可を受けたるときは當該統制組合の業務若は財産の狀況を検査し又は當該統制組合に對し其の組合員の業務若は財産の狀況を検査し其の結果を報告すべきことを命ずることを得

第二十三條第二項及第三項の規定は全國金融統制會又は統制組合が前項の規定に依り検査を行ふ場合に之を準用す

第二十六條 全國金融統制會は主務大臣の命令ありたるとき又は地方金融協議會の事業を指導統制する爲必要あり

と認むる場合に於て主務大臣の認可を受けたるときは地方金融協議會の業務又は財産の狀況を検査することを得

第二十三條第二項及第三項の規定は前項の場合に之を準用す

第二十七條 通常總會は毎年一回會長之を招集す  
會長必要ありと認むるときは何時にても臨時總會を招集することを得

第二十八條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

- 一、定款の變更
- 二、收支豫算
- 三、賦課金の賦課徴收方法

第二十九條 會長は毎年總會に全國金融統制會の事業の狀況を報告し監事をして經理の狀況を報告せしむべし

第三十條 主務大臣必要ありと認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に依り全國金融統制會より其の事業に關し報告を徴し又は當該官吏をして其の事務所に臨檢し業務若は經理の狀況を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第三十一條 主務大臣は全國金融統制會に對し金融事業に關する事項の調査を命ずることを得

第三十二條 主務大臣金融事業の統制上必要ありと認むるときは全國金融統制會に對し必要なる事業の施行を命じ又は定款の變更其の他必要なる事項を命ずることを得

第三十三條 主務大臣は全國金融統制會に對し業務又は經理に關し監督上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得

主務大臣必要ありと認むるときは監事をして監査の結果を報告せしむることを得

第三十四條 主務大臣は副會長、理事長、理事又は評議員の行爲が法令又は法令に基きて爲す處分に違反したるとき、公益を害したるとき其の他全國金融統制會の事業の運営上副會長、理事長、理事又は評議員を不適當なりと認むるときは之を解任することを得

主務大臣は監事の行爲が法令若は法令に基きて爲す處分に違反したるとき又は公益を害したるときは之を解任することを得

主務大臣第一項の規定に依り副會長、理事長又は理事を

解任したるときは其の旨を告示すべし  
第三十五條 全國金融統制會は主務大臣の命令に因りて解散す  
主務大臣前項の命令を爲したるときは其の旨を告示すべし

第三章 業態別統制會

第三十六條 業態別統制會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲當該金融事業の機能の一体的發揮を圖るに必要な指導統制を行ひ且當該金融事業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第三十七條 業態別統制會は金融事業の業態別に之を設立す  
第三十八條 業態別統制會は其の目的を達する爲左に掲ぐる事業を行ふ

- 一、當該金融事業を営む者の行ふ資金の吸收及運用に關する指導統制
- 二、當該金融事業の整備の促進
- 三、當該金融事業の機能の増進



四、當該金融事業と産業との關係の緊密化の促進  
 五、當該金融事業に關する調査及研究  
 六、前各號に掲ぐるものの外業態別統制會の目的を達するに必要なる事業

第三十九條 業態別統制會の會員たる資格を有する者は左に掲ぐる者にして主務大臣の指定するものとす

一、當該金融事業を營む者

二、當該金融事業を營む者を以て組織する統制組合

第四十條 業態別統制會には理事長一人並に理事、監事及評議員各若干人を置くべし

業態別統制會には前項の役員の外定款の定むる所に依り副理事長一人を置くことを得

第四十一條 理事長は命令を以て定むる場合を除くの外銜委員の推薦したる者の中より主務大臣之を命ず

前項の銜委員は當該金融事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より主務大臣之を命ず

副理事長、理事及評議員は當該金融業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

監事は命令の定むる所に依り評議員之を選任す

第三項の規定に依る副理事長、理事又は評議員の任命は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず  
 主務大臣第一項の規定に依る任命又は前項の規定に依る副理事長若しは理事の任命の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

第四十二條 理事長、副理事長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も副理事長又は理事を解任することを得

前項の解任は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

主務大臣前項の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

第四十三條 第十一條第一項、第二項及第四項乃至第六項の規定は理事長、副理事長、理事、監事及評議員に、第十四條の規定は理事長、副理事長及理事に之を準用す

第四十四條 業態別統制會は命令の定むる所に依り其の會員又は其の會員たる統制組合の組合員に對し當該金融事業に關する事項の調査を爲す爲必要なる資料の提出を求

むることを得

第十六條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第四十五條 主務大臣は理事長、副理事長、理事又は評議員の行爲が法令又は法令に基きて爲す處分に違反したるとき、公益を害したるとき其の他當該業態別統制會の事業の運営上理事長、副理事長、理事又は評議員を不適當なりと認むるときは之を解任することを得

主務大臣は監事の行爲が法令若しは法令に基きて爲す處分に違反したるとき又は公益を害したるときは之を解任することを得

主務大臣第一項の規定に依り理事長、副理事長又は理事を解任したるときは其の旨を告示すべし

第四十六條 第六條乃至第九條、第十五條、第十七條乃至第二十二條、第二十七條乃至第三十三條及第三十五條の規定は業態別統制會に之を準用す

第四章 統制組合

第四十七條 統制組合は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲一定地區内に於ける當該金融事業の機能の一

體的發揮を圖るに必要な指導統制を行ひ且當該金融事業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第四十八條 統制組合は一定地區に於て金融事業の業態別に之を設立す

前項の地區は主務大臣之を指定す

第四十九條 統制組合は其の目的を達する爲左に掲ぐる事業を行ふ

一、當該金融事業を營む者が當該地區内に於て行ふ資金の吸收及運用に關する指導統制

二、當該地區内に於ける當該金融事業の整備の促進

三、當該地區内に於ける當該金融事業の機能の増進

四、當該地區内に於ける當該金融事業と産業との關係の緊密化の促進

五、當該地區内に於ける當該金融事業に關する調査及研究

六、前各號に掲ぐるものの外統制組合の目的を達するに必要なる事業

第五十條 統制組合の組合員たる資格を有する者は當該地區内に於て當該金融事業を營む者にして主務大臣の指定



するものとす

第五十一條 統制組合の定款には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一、目的
- 二、名稱
- 三、地區
- 四、事務所の所在地
- 五、組合員に關する規定
- 六、事業及其の執行に關する規定
- 七、役員に關する規定
- 八、會議に關する規定
- 九、經理に關する規定

第五十二條 統制組合には理事長一人並に理事、監事及評議員各若干人を置くべし

理事長は當該金融事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より當該統制組合の所屬する業態別統制會の理事長之を命ず當該統制組合の所屬する業態別統制會なきときは當該金融事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より主務大臣之を命ず

前項前段の規定に依る理事長の任命は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第十一條第一項第四項乃至第六項、第四十二條第一項乃至第三項及第四十五條第一項第二項の規定は理事長、理事、監事及評議員に、第四十一條第三項乃至第五項の規定は理事、監事及評議員に之を準用す

第五十三條 業態別統制會の理事長は當該業態別統制會の會員たる統制組合の理事長の行爲が法令又は法令に基きて爲す行政官廳の處分に違反したるとき、公益を害したるとき其の他當該統制組合の事業の運営上當該理事長を不適當なりと認むるときは之を解任することを得

前項の解任は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第五十四條 統制組合は定款の定むる所に依り總會に代るべき總代會を設けることを得

第二十七條乃至第二十九條の規定は前項の總代會に之を準用す

第五十五條 第四條第二項の命令を以て定むる統制組合は全國金融統制會の行ふ統制に従ふべし

第五十六條 統制組合に付ては命令の定むる所に依り登記を爲すことを要す

前項の規定に依り登記すべき事項は登記の後に非ざれば之を以て第三者に對抗することを不得す

第五十七條 第六條、第八條(定款の告示に關する部分を除く)、第九條、第十五條、第十七條乃至第二十二條(第二十一條中定款變更の認可の告示に關する部分を除く)、第二十七條乃至第三十三條、第三十五條第一項及第四十四條の規定は統制組合に之を準用す

第五章 地方金融協議會

第五十八條 地方金融協議會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲一定地區内に於ける金融事業相互間の連絡調整を圖るに必要なる指導統制を行ひ且金融事業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第五十九條 地方金融協議會は一定地區に於て之を設立す前項の地區は主務大臣之を指定す

第六十條 地方金融協議會は其の目的を達する爲左に掲ぐる事業を行ふ

- 一、金融事業を営む者が當該地區内に於て行ふ資金の吸收及運用に關する指導統制
- 二、當該地區内に於ける金融事業の促進
- 三、當該地區内に於ける金融事業の機能の増進
- 四、前各號に掲ぐるものの外地方金融協議會の目的を達するに必要なる事業

第六十一條 地方金融協議會の會員たる資格を有する者は左に掲ぐる者にして主務大臣の指定するものとす

- 一、當該地區内に於て金融事業を営む者
- 二、當該地區内に於て金融事業を営む者を以て組織する

統制組合

第六十二條 地方金融協議會には理事長一人並に理事、監事及評議員各若干人を置くべし

理事長は金融事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より主務大臣之を命ず

第十一條第一項第四項乃至第六項、第四十二條第一項乃至第三項及第四十五條第一項第二項の規定は理事長、理事、監事及評議員に、第四十一條第三項乃至第五項の規定は理事、監事及評議員に之を準用す



第六十三條 地方金融協議會には定款の定むる所に依り顧問若干人を置くことを得

第六十四條 第六條、第八條（定款の告示に關する部分を除く）、第九條、第十五條、第十七條乃至第二十二條（第二十一條中定款變更の認可の告示に關する部分を除く）、第二十七條乃至第三十三條、第三十五條第一項、第四十四條、第五十一條及第五十四條乃至第五十六條の規定は地方金融協議會に之を準用す

第六章 雜則

第六十五條 主務大臣必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り第四章又は第五章に規定する職權の一部を地方長官をして行はしむることを得

第六十六條 本令中主務大臣とあるは第二項に規定する場合作を除くの外大藏大臣とす但し産業組合中央金庫、信用組合聯合會（樺太に於て設立せられたるものを除く以下同じ）又は信用組合（臺灣又は樺太に於て設立せられたるものを除く以下同じ）を會員又は組合員とする業態別統制會、統制組合又は地方金融協議會に在りては大藏大

臣及農林大臣とす

第二條及第五章中主務大臣とあるは朝鮮、臺灣又は樺太を地區とする地方金融協議會に在りては各朝鮮總督、臺灣總督又は樺太廳長官とす

第十九條（第四十六條、第五十七條及第六十四條に於て準用する場合を含む）中市町村とあるは朝鮮に在りては府邑面、臺灣に在りては市街庄とし市町村税とあるは朝鮮に在りては國稅、臺灣に在りては市街庄税とし百分の四とあるは朝鮮に在りては百分の五とす

第六十七條 大藏大臣全國金融統制會に付左に掲ぐる處分を爲さんとする場合に於て當該處分が恩給金庫に關するものなるときは内閣總理大臣、産業組合中央金庫、信用組合聯合會又は信用組合を會員又は組合員とする業態別統制會、統制組合又は地方金融協議會に關するものなるときは農林大臣、商工組合中央金庫に關するものなるときは商工大臣、朝鮮殖産銀行に關するものなるときは朝鮮總督に協議すべし

- 一、第五條の規定に依る指定
- 二、第六條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一

- 項、第二十六條第一項、第三十二條及第三十五條第一項の規定に依る命令
- 三、第六條第二項、第二十一條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及第二十六條第一項の規定に依る認可

四、第三十三條第一項の規定に依る命令又は處分  
朝鮮總督朝鮮を地區とする地方金融協議會に付左に掲ぐる處分を爲さんとする場合に於て當該處分が朝鮮銀行又は朝鮮に於て金融事業を営む者にして内地に主たる營業所若は事務所を有するもの朝鮮に於ける營業所若は事務所に於ける金融事業に關するものなるときは大藏大臣に協議すべし臺灣總督又は樺太廳長官臺灣又は樺太を地區とする地方金融協議會に付左に掲ぐる處分を爲さんとする場合に於て當該處分が臺灣若は樺太に營業所を有する銀行又は臺灣若は樺太に於て金融事業を営む者にして内地に主たる營業所若は事務所を有するもの臺灣若は樺太に於ける營業所若は事務所に於ける金融事業に關するものなるとき亦同じ

- 二、第六十四條に於て準用する第六條第一項、第三十二條及第三十五條第一項の規定に依る命令
  - 三、第六十四條に於て準用する第六條第二項及第二十一條第一項の規定に依る認可
  - 四、第六十四條に於て準用する第三十三條第一項の規定に依る命令又は處分
- 第六十八條 第三章及第四章の規定は朝鮮、臺灣及樺太に在りては之を適用せず但し臺灣又は樺太に營業所を有する銀行の當該營業所に於ける金融事業に付ては此の限に在らず
- 第六十五條の規定は朝鮮、臺灣及樺太に在りては之を適用せず
- 第六十九條 本令に規定するものを除くの外全國金融統制會、業態別統制會、統制組合及地方金融協議會に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

附則

本令は公布の日より之を施行す但し地方金融協議會に關する規定は朝鮮、臺灣及樺太に在りては昭和十七年六月一日



より之を施行す

〔参照〕

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法抄録

第十八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種若は異種の事業の事業主又は其の團體に對し當該事業の統制又は統制の爲にする經營を目的とする團體又は會社の設立を命ずることを得前項の命令に依り設立せらるる團體は法人とす  
第一項の規定に依り設立を命ぜられたる者其の設立を爲さざるときは政府は定款の作成其の他設立に關し必要な處分を爲すことを得  
第一項の團體成立したるときは政府は勅令の定むる所に

依り當該團體の構成員たる資格を有する者として其の團體の構成員たらしむることを得

政府は第一項の團體に對し其の構成員（其の構成員の構成員を含む以下之に同じ）の事業に關する統制規程の設定、變更若は廢止に付認可を受けしめ、統制規程の設定若は變更を命じ又は其の構成員若は構成員たる資格を有する者に對し團體の統制規程に依るべきことを命ずることを得

第一項の團體又は會社に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

# 鐵鋼統制會

所在地	東京都麴町區丸ノ内二丁目二〇番地鐵鋼會館内
電話	丸ノ内(23)七一五一―六番
設立命令	昭和一六・一〇・三〇
創立	昭和一六・一一・二〇
會員數	内地製鐵業………七 統制組合………一 滿洲側會員………七 工業組合………一



鐵鋼統制會 目次

一定	款	二五
二	統制規程	二九
三	役員氏名	三三
四	會員名簿	三六
五	事務局分掌規程	三九
六	支部及出張所	四二
七	主要役職員氏名	四四
八	常設委員會	四六
	(一) 委員會に關する規程	四六
	(二) 原料委員會要領	四七
	(三) 勞務委員會設置方針	四七
九	統制會設立關係資料	四九
	(四) 勞務委員會內規	四九
	(五) 調査委員會	四九
	(六) 特定品種生産確保特別委員會	四九
附 錄		
	特殊鋼統制組合定款・役員	五一
	鐵鋼原料統制株式會社定款・役員	五一
	鐵鋼販賣統制株式會社定款・役員	五一
	帝國滿俺クロム株式會社定款・役員	五一
	金屬回收統制株式會社定款・役員	五一
	特殊鋼販賣株式會社定款・役員	五一

一定 款

第一章 總 則

第一條 本會は東亞共榮圈内に於ける自主的鐵鋼業の確立を期する爲鐵鋼業の綜合的統制運営を圖り且鐵鋼業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とする

第二條 本會は重要産業團體令に依り設立し鐵鋼統制會と稱す

第三條 本會の事務所は東京市に之を置く  
會長必要ありと認むるときは支部又は出張所を設くることを得

第二章 會 員

第四條 本會は鐵鋼の生産及販賣並に製鐵原料たる鐵鑛、マンガン鑛及鐵屑の販賣に關する事業(朝鮮に於ける當該事業を含む)を營む者及之等の事業を營む者を以て組織する團體(以下鐵鋼業者と稱す)にして商工大臣の指定したるものを以て之を組織す

第五條 前條の規定に該當せざる鐵鋼業者にして商工大臣

鐵鋼統制會(定款)

の承認を受けたるものは之を會員と看做す

第三章 事 業

第六條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ  
一 鐵鋼の生産及配給並に鐵鋼に關する事業に要する資材、資金、勞務等の需給に關する政府の計畫其の他鐵鋼に關する事業に關する政府の計畫に對する參畫

- 二 鐵鋼に關する原材料計畫の設定及遂行に關する事項
- 三 鐵鋼に關する生産計畫の設定及遂行に關する事項
- 四 鐵鋼に關する配給計畫の設定及遂行に關する事項
- 五 鐵鋼の價格に關する事項
- 六 鐵鋼の需給調整及價格調整の爲の施設に關する事項
- 七 鐵鋼に關する事業の整備確立に關する事項
- 八 鐵鋼に關する事業に要する資材及資金の確保調達に關する事項

九 鐵鋼に關する事業に於ける技術者及勞務者に關する事項



- 十 技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善  
其の他會員及會員たる團體を組織する者の鐵鋼に關する事業の發達に關する施設に關する事項
- 十一 鐵鋼に關する事業に關する調査及研究に關する事項
- 十二 會員及會員たる團體を組織する者の鐵鋼に關する事業に關する統制指導及検査に關する事項
- 十三 法令又は政府の命じたる事項
- 十四 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要なる事項

第七條 本會の事業の執行に關し必要なる事項は別に之を定む

會員及會員たる團體を組織する者の鐵鋼に關する事業に關する統制に付ては統制規程の定むる所に依る

第四章 役員

- 第八條 本會に左の役員を置く
- 會長 一人
- 理事長 一人
- 理事 若干人

監事 若干人  
評議員 若干人

第九條 會長は銓衡委員の推薦したる者にして商工大臣の命じたるものとする

理事長及理事は鐵鋼に關する事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より商工大臣の認可を受け會長之を命ず

評議員は鐵鋼に關する事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命ず

監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半数の同意を以て之を爲す

第十條 役員は左の通とす

- 會長 三年
- 理事長 三年
- 理事 三年
- 監事 二年
- 評議員 二年

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も商工大臣の認可を受け理事長又は理事を解任することを得

補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

第十一條 會長、理事長及理事は他の職務又は事業に従事することを得ず但し商工大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第十二條 會長は本會を代表し鐵鋼に關する事業の統制指導其の他の會務を總理す

理事長は會長を輔佐し會務を掌理し會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事は會長及理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定めたる順位に依り會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は本會の財産の状況を監査す

評議員は本會の目的を達するに必要な事項に付會長に建議し又は會長の諮問に應ず

第五章 參與及顧問

第十三條 會長必要ありと認むるときは本會に參與を置くことを得

參與は鐵鋼に關する關係官廳官吏の中より會長之を委嘱す

參與は本會の事業に關し特に重要なる事項に付本會の職務に參與す

第十三條の二 會長必要ありと認むるときは本會に顧問を置くことを得

顧問は鐵鋼に關する事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を委嘱す

顧問は本會の事業に關し會長の諮問に應ず

第六章 會議

第十四條 總會は定時總會及臨時總會とす

定時總會は毎事業年度終了後二月以内之を開催し臨時總會は會長必要ありと認めたるるとき之を開催す

前項の事業年度は一年とし毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

總會は會長之を招集し之が議長となる

第十五條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

- 一 定款の變更
- 二 收支豫算



三 定款第二十一條及第二十二條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十六條 會長は左の事項を定時總會に報告するものとする  
但し財産の状況は監事をして之を報告せしむ

- 一 業務報告書
- 二 財産目録
- 三 貸借対照表
- 四 收支計算書

第七章 事務局

第十七條 本會の事務を處理する爲本會に事務局を置く

第十八條 事務局に部を置く

第十九條 事務局に事務局長一名を、各部に部長各一名を置く

事務局長は理事長を以て之に充つ事務局長は事務局を統轄す

部長は理事の中より會長之を命ず部長は事務局の事務を分掌す

前三項の外事務局及其の職員に關する事項に付ては別に之を定む

第二十條 本會の日常業務の遂行に關し會員の意見を徴する爲委員會を設置す

委員會は事務局長之を主宰す

委員會に關する規程は別に之を定む

第八章 會計

第二十一條 本會は會員に對し經費を賦課す

第二十二條 本會は其の事業を行ふ爲必要あるときは商工大臣の認可を受け會員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得

第二十三條 前二條の規定に依る賦課金の徴收に關しては別に定むる所に依る

第二十四條 本會の會計年度は第十四條に定むる事業年度に依る

第九章 解散及清算

第二十五條 本會は商工大臣の命令に依り解散す

第二十六條 清算人は商工大臣の解散通知に基き裁判所の選任したる者之に當る

第二十七條 清算人は本會を代表し清算を爲すに必要な一切の行爲を爲す權限を有す

第二十八條 清算人は裁判所の認可を受け清算及財産處分の方法を定む

第二十九條 本會は解散の後と雖も裁判所の認可を受け其の債務を完済するに必要な金額を賦課徴收することを得

第十章 過怠金

第三十條 本會は會員にして本定款に違反したる者に對し五千圓以下の過怠金を課することを得

第三十一條 本會は會員にして統制規程に違反したる者に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得

二 統制規程

昭和十七年一月十日商工大臣認可  
昭和十七年一月十三日商工省告示第十八號  
昭和十七年一月十三日施行

第一條 本規程に於て鐵鋼とは銑鐵、普通鋼塊、普通鋼半製品及普通鋼壓延鋼材(珪素鋼板及炭素含有量千分の六以上の線材を含む)を謂ふ

第二條 會員たる鐵鋼の製造業者(以下製鐵業者と稱す)は一定期間毎の鐵鋼原材料たる鐵礦、石炭及石灰石の用途別、銘柄別及取得先別需要豫定數量を記載したる原料計畫書を會長に提出すべし

第三條 製鐵業者は普通鋼塊の製造に付會長の指示する配合割合に従ひ銑鐵及鐵屑を使用すべし但已むを得ざる事由に因り會長の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第四條 會長必要ありと認むるときは製鐵業者に對し鐵礦、マンガン鐵、石炭、鐵屑、銑鐵、普通鋼塊、普通鋼半製品、製鋼原鐵其の他の鐵鋼原材料の使用又は取得に關し數量、用途、取得先其の他必要な事項を指示することあるべし

第五條 製鐵業者は其の製造したる銑鐵を總て鐵鋼原料統制株式會社に賣渡すべし但し會長の指定したる場合は此の限に在らず  
會長製鐵業者に對し前項の賣渡に付期限を指示したる場合に於ては製鐵業者は其の期限内に前項の賣渡を爲すべし



第六條 會長必要ありと認むるときは政府の承認を受け鐵鋼原料統制株式會社に對し鐵鑛、銑鐵、普通鋼半製品其の他の鐵鋼原材料の買受又は賣渡に關し數量、價格、買受先又は賣渡先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第七條 會長必要ありと認むるときは日本鐵屑統制株式會社に對し製鐵業者に對する鐵屑の賣渡に關し數量、賣渡先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第八條 會長必要ありと認むるときは帝國滿洲株式會社に對し製鐵業者に對するマンガン鑛の賣渡に關し數量、賣渡先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第九條 會長鐵鋼原材料の需給の調整を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し鐵鋼原材料の保有、交換、貸與若しは借受又は讓渡若しは讓受に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十條 會長は製鐵業者に對し其の鐵鋼の種類別生産割當數量を指示す

前項の指示を受けたる製鐵業者は之に従ひ鐵鋼の製造を

爲すべし但し設備の故障其の他特別の事情ある場合は此の限に在らず

前項但書の場合に於ては製鐵業者は遲滞なく其の事由を具し製造見込數量を會長に届出づべし

第十一條 會長製鐵事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは政府の承認を受け製鐵業者に對し製鐵設備の新設、増設、變更、廢止、休止、讓渡又は讓受に關し必要なる事項を指示することあるべし

會長鐵鋼に關する事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは政府の承認を受け會員に對し事業の開始、廢止、休止、讓渡、讓受、委託經營又は共同經營に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十二條 會長必要ありと認むるときは製鐵業者に對し製鐵技術の研究、改善、公開又は交流に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十三條 製鐵業者は一定期間毎の製鐵設備の建設狀況を記載したる書類を會長に提出すべし

第十四條 製鐵業者は一定期間毎の技術者及勞務者の雇傭豫定人員を記載したる勞務計畫書を會長に提出すべし

第十五條 會長鐵鋼の生産の確保を圖る爲特に必要ありと認むるときは製鐵業者に對し技術者又は勞務者の作業能率の増進又は移動に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十六條 製鐵業者は其の製造したる鐵鋼(銑鐵を除く)を鐵鋼販賣統制株式會社以外の者に賣渡すことを得ず但し會長の指定したる場合は此の限に在らず

第十七條 會長必要ありと認むるときは鐵鋼販賣統制株式會社に對し鐵鋼(銑鐵を除く)の買受又は賣渡に關し價格、受渡條件其の他必要なる事項を指示することあるべし

第十八條 鐵鋼原料統制株式會社及鐵鋼販賣統制株式會社鐵鋼の買受又は賣渡に付製鐵業者又は指定販賣業者と基本協定を締結せんとするときは豫め會長の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第十九條 會長鐵鋼の需給の調整を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し種類及數量を指示して鐵鋼の保有を命ずることあるべし

第二十條 會長鐵鋼の販賣事業の統制運営上特に必要あり

と認むるときは鐵鋼原料統制株式會社又は鐵鋼販賣統制株式會社に對し鐵鋼の販賣に關し販賣方法又は販賣機構の改善其の他必要なる事項を指示することあるべし

第二十一條 鐵鋼原料統制株式會社又は鐵鋼販賣統制株式會社販賣業者の指定若しは其の取消又は鐵鋼の販賣方法若しは販賣機構の變更を爲さんとするときは豫め會長の承認を受くべし

第二十二條 會員は一定期間毎の鐵鋼及其の原材料の輸送豫定數量を記載したる輸送計畫書を會長に提出すべし

鐵鋼原料統制株式會社、日本鐵屑統制株式會社及鐵鋼販賣統制株式會社は其の指定販賣業者の取扱に係る鐵鋼又は鐵屑の一定期間毎の輸送豫定數量を記載したる指定販賣業者別輸送計畫書を會長に提出すべし

第二十三條 會員鐵鋼又は其の原材料の輸送に付運輸業者と運輸年度契約を爲さんとするときは豫め會長に届出づべし之を變更せんとするとき亦同じ

第二十四條 會長鐵鋼又は其の原材料の輸送の改善を圖る爲特に必要ありと認むるときは政府の承認を受け會員に對し荷役設備の新設、増設又は改造に關し必要なる事項



を指示することあるべし

第二十五條 會員は其の鐵鋼に關する事業の一定期間毎の所要資金の調達方法を記載したる資金計畫書を會長に提出すべし

第二十六條 製鐵業者は其の製造する鐵鋼の一定期間毎の原價計算を記載したる書類を會長に提出すべし

第二十七條 會員は一定期間毎の豫定損益計算を記載したる書類を會長に提出すべし

第二十八條 會長鐵鋼に關する事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは會員に對し其の事業の經理の改善に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十九條 會員は毎事業年度經過後遅滞なく財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及當該事業年度の收支決算に關する書類を會長に提出すべし

第三十條 會長鐵鋼に關する事業の統制運営上又は其の發達を圖る爲必要ありと認むるときは其の定むる所に依り會員に對し補償金、補助金又は獎勵金を交付することあるべし

第三十一條 製鐵業者は一定期間毎の左に掲ぐる事項を記載したる書類を會長に提出すべし

一、鐵鑛、石炭、鐵屑其の他の鐵鋼原材料の受拂に關する事項

二、製鐵用資材の受拂に關する事項

三、電力の使用に關する事項

四、勞務者の移動に關する事項

五、鐵鋼の生産、賣買及受拂に關する事項

六、液體燃料、精製ガス其の他の副生物の受拂に關する事項

事項

第三十二條 鐵鋼原料統制株式會社は一定期間毎の鐵鑛、鐵屑及鐵鋼の賣買及受拂の状況を記載したる書類を會長に提出すべし

第三十三條 日本鐵屑統制株式會社は一定期間毎の鐵屑の賣買及受拂の状況を記載したる書類を會長に提出すべし

第三十四條 帝國滿鐵株式會社は一定期間毎のマンガン鐵の賣買及受拂の状況を記載したる書類を會長に提出すべし

第三十五條 鐵鋼販賣統制株式會社は一定期間毎の鐵鋼

(鐵鑛を除く)の賣買及受拂の状況を記載したる書類を會長に提出すべし

第三十六條 會長鐵鋼に關する事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員又は會員たる團體を組織する者に對し其の鐵鋼に關する事業に關し必要なる事項の報告を命ずることあるべし

前項の規定に依り報告を命ぜられたる會員又は會員たる團體を組織する者は遅滞なく眞實なる報告を爲すべし

第三十七條 第二條、第十三條、第十四條、第二十二條、

第二十五條乃至第二十七條及第三十一條乃至第三十五條

の期間、書類の様式及書類の提出期限並に第二十九條の書類の様式は會長別に之を定む

第三十八條 會員は第四條、第六條乃至第九條、第十一條、

第十二條、第十五條、第十七條、第十九條、第二十條、

第二十四條又は第二十八條の規定に依る會長の指示又は

命令を受けたるときは之に従ふべし

第三十九條 會員は第二條、第十三條、第十四條、第二十

二條、第二十五條乃至第二十七條、第二十九條又は第三

十一條乃至第三十五條の規定に依り提出すべき書類に虚

偽の記載を爲すことを得ず

三 役員氏名

會長	豐田貞次郎	東京都淀橋區下落合一ノ四七三(電・大塚六九)
理事長	渡邊義介	東京都杉並區東荻五二(電・荻窪二九四六)
理事	酒井喜四	東京都本郷區森川町七五(電・小石川五五三〇)
同	永野重雄	東京都豊島區駒込四ノ一一(電・大塚八〇二)
同	桃木長治	浦和市高砂町四ノ八七(電・浦和二二三四)
同	井村竹市	東京都世田ヶ谷區赤堤町二ノ五〇二(電・松澤二五二〇)

鐵鋼統制會(役員氏名)



鐵鋼統制會(役員氏名)

理事 水津利輔  
 同 山縣愷介  
 同 山田愷三郎  
 同 梅根常三郎  
 同 植田虎吉  
 同 春日弘  
 同 森川親友  
 同 淺野良三  
 同 淺田長平  
 同 川崎芳熊  
 同 中山悅治  
 同 井上長太夫  
 同 末兼弘  
 同 春日弘  
 同 油田尙郎  
 同 杉田政人  
 同 友田一太  
 同 菅禮之助  
 同 久保田省三

東京都澁谷區青葉町七(電・青山二三五七)  
 東京都世田ヶ谷區成城町一六一(電・砧三六五)  
 東京都杉並區高圓寺四ノ五五六(電・中野七九〇三)  
 東京都特別市建國路四〇二(電・二一六五〇一)  
 東京都目黒區自由ヶ丘二一七(電・荏原六四〇一)  
 京城府竹添町三ノ三ノ一一四  
 (住友金屬工業株式會社社長)  
 (株式會社昭和製鋼所常務理事)  
 (日本鋼管株式會社取締役社長)  
 (株式會社神戶製鋼所專務取締役)  
 (川崎重工業株式會社專務取締役)  
 (株式會社中山製鋼所取締役社長)  
 (株式會社尼崎製鋼所取締役社長)  
 (小倉製鋼株式會社取締役社長)  
 (住友金屬工業株式會社社長)  
 (株式會社吾婿製鋼所專務取締役)  
 (株式會社日本製鋼所取締役社長)  
 (德山鐵板株式會社專務取締役)  
 (帝國鐵業開發株式會社社長)  
 (株式會社昭和製鋼所理事長)

評議員

同 島岡亮太郎  
 同 三溝又三  
 同 白石元治郎  
 同 鑄谷正輔  
 同 田宮嘉右衛門  
 同 中松眞卿  
 同 小川彌太郎  
 同 渡邊三郎  
 同 俵國一  
 同 齋藤大吉  
 同 本多光太郎  
 同 中井勵作  
 同 景山齊  
 同 小島新一  
 同 松下長久  
 同 渡邊政人  
 同 石原米太郎  
 同 下出義雄  
 同 元良信太郎

(株式會社本溪湖煤鐵公司)  
 (日滿商事理事)  
 (日本鋼管株式會社取締役會長)  
 (川崎重工業株式會社取締役社長)  
 (株式會社神戶製鋼所)  
 (帝國發明協會理事副會長)  
 (日鐵鐵業株式會社專務取締役)  
 (日本特殊鋼株式會社取締役社長)  
 (東京帝國大學名譽教授)  
 (京都帝國大學名譽教授)  
 (東北帝國大學名譽教授)  
 (日本工業俱樂部理事)  
 (日本製鐵株式會社八幡製鐵所所長)  
 (日本製鐵株式會社取締役)  
 (日本鋼管株式會社取締役)  
 (日本鋼管株式會社常務取締役)  
 (特殊製鋼株式會社社長)  
 (大同製鋼株式會社社長)  
 (東洋機械株式會社取締役社長)

鐵鋼統制會(役員氏名)



鐵鋼統制會(會員名簿)

評議員 小平浪平  
 多與 渡邊渡  
 同 柏原兵太郎  
 同 吉積正雄  
 同 保科善四郎  
 同 神田通  
 同 高嶺明達  
 同 石田磊  
 同 淺野良三  
 同 小日山直登  
 同 倭國一  
 同 齋藤大吉  
 同 本多光太郎

(株式會社日立製作所取締役社長)  
 (企業院第一部長)  
 (企業院第二部長)  
 (陸軍省整備局長)  
 (海軍省兵備局長)  
 (商工省總務局長)  
 (商工省金屬局長)  
 (滿洲國經濟部鐵山司長)  
 (日本鋼管株式會社取締役社長)  
 (南滿洲鐵道株式會社總裁)  
 (東京帝國大學名譽教授)  
 (京都帝國大學名譽教授)  
 (東北帝國大學名譽教授)

四會員名簿

日本製鐵株式會社 長 豐田貞次郎 本社 東京都麹町區丸ノ内二ノ二〇(郵船ビル)  
 日本鋼管株式會社 取締役社長 淺野良三 本社 東京都麹町區丸ノ内三三七(大川田中ビル)  
 川崎重工業株式會社 取締役社長 鑄谷正輔 本社 東京都麹町區丸ノ内四三七(郵船ビル)

株式會社神戶製鋼所 取締役社長 田宮嘉右衛門 本社 東京支社 神戶市神戶區白町三三八電・三宮三五三〇(代表)  
 株式會社尼崎製鋼所 取締役社長 井上長太夫 本社 東京支社 神戶市神戶區白町三三八電・三宮三五三〇(代表)  
 株式會社中山製鋼所 取締役社長 中山悅治 本社 東京支店 京橋區銀座六ノ四(機械鋼材部)機械課鋼材課電氣課  
 小倉製鋼株式會社 取締役社長 末兼要 本社 東京出張所 京橋區銀座六ノ四(機械鋼材部)機械課鋼材課電氣課  
 住友金屬工業株式會社 社長 春日弘 本社 東京出張所 京橋區銀座六ノ四(機械鋼材部)機械課鋼材課電氣課  
 株式會社吾孺製鋼所 專務取締役 油田尙郎 本社 東京支店 京橋區銀座六ノ四(機械鋼材部)機械課鋼材課電氣課  
 大和製鋼株式會社 取締役社長 植松益市 本社 東京支店 京橋區銀座六ノ四(機械鋼材部)機械課鋼材課電氣課

鐵鋼統制會(會員名簿)



大阪製鋼株式會社 取締役社長 高石義雄 本東京事務所 大阪西淀川區西島町九三ノ一 電・福島三〇三〇(2)  
 電・丸ノ内五九一八  
 日亜製鋼株式會社 取締役社長 田中德松 本東京事務所 尼崎市鶴町一 電・福島四六五一(6)  
 電・日本橋區通二ノ四(日本橋ビル)  
 大同製鋼株式會社 長 下出義雄 本東京支店 名古屋市南區星崎町字綠出六六  
 電・南一七四〇(5) 五八五(3) 六一五〇(3)  
 電・芝區田村町一〇五(飛行館)  
 株式會社宮製鋼所 取締役社長 高妻俊秀 本社 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東海鋼業株式會社 取締役社長 大橋不二雄 本社 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京シャリング株式會社 取締役社長 淺野義夫 本社 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 德山鐵板株式會社 專務取締役 友田一太 本東京出張所 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 株式會社日本製鋼所 取締役社長 杉政人 本社 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東洋鋼板株式會社 專務取締役 松下高本 本社 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)

三菱製鋼株式會社 常務取締役 中村道方 本東京出張所 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 日本曹達株式會社 取締役社長 大和田悌二 本社 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 日本特殊鋼管株式會社 取締役社長 中島統一 本社 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 壽重工業株式會社 取締役社長 常田健次郎 本東京支社 大阪北區會根崎上二ノ四八(共同ビル)  
 東京北區會根崎上二ノ四八(共同ビル)  
 東京製鐵株式會社(千佳) 取締役社長 尾關秀一良 本東京支社 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 株式會社内外製鋼所 常務取締役 伊原鐵雄 本社 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 日本鋼業株式會社 取締役社長 仁田貞夫 本社 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 株式會社淀川製鋼所 取締役會長 宇田耕一 本東京出張所 大阪西淀川區百島町五一 電・福島五六五八  
 東京西淀川區百島町五一 電・福島五六五八  
 株式會社大阪造船所 取締役社長 南俊二 本東京事務所 大阪西淀川區南福崎町二ノ一  
 東京西淀川區南福崎町二ノ一 電・三三三(1) 號館 電・丸ノ内五三〇〇、三〇〇七、六四六一、六四〇二  
 扶桑鋼業株式會社 取締役社長 稻垣平太郎 本社 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)  
 東京東區南砂町六ノ四一〇 電・本所三三四(5)



鐵鋼統制會(會員名簿)

一三〇

株式會社東洋製鋼所 取締役社長 杉村伊兵衛 本社 東京都江戸川區平井一ノ二三七六  
電・墨田〇七八七 城東〇七八四、〇九四八

大谷重工業株式會社 取締役社長 大谷米太郎 東京事務所 東京都深川區毛利町五ノ一 電・本所一七六(4)  
電・日本橋區本町四ノ一(大森ビル)

東京芝浦電氣株式會社 社長 山口喜三郎 本社 東京都芝浦區銀座西五ノ二ノ二ノ一  
電・銀座五五七七(8) 二一八五(2)  
電・足立區沼田川端二二二二(3)  
電・駒込二九一八 王子三九〇〇(3)

小倉築港株式會社 取締役社長 末 兼 要 東京出張所 小倉市許斐町一 電・小倉二七三五  
電・九ノ内一ノ二六一 一ノ六(海上ビル新館)

三機工業株式會社 取締役社長 手島知健 本社 東京都芝浦區有樂町一ノ一〇(三信ビル)  
電・銀座一〇九二

高砂鐵工株式會社 取締役社長 原 繁 造 本社 東京都京橋區銀座四ノ三 電・京橋六二二七(6)

尼崎製鐵株式會社 取締役社長 久保田 權四郎 本社 尼崎市又兵衛字喜左衛門新田三二二  
電・尼崎三〇三〇(4)  
東京出張所 東京都京橋區京橋三ノ四(塚本ビル)  
電・京橋〇三三一

日本鐵鋼工業株式會社 取締役社長 高橋省三 川口市宮町三四〇 電・川口三一三七(3)  
東京都麴町區丸ノ内二ノ一六(第二鐵鋼會館)  
電・丸ノ内一八〇二、六〇一四、六八四三

日本伸鐵工業組合 理事 中井 浩 東京都麴町區丸ノ内二ノ一六(第二鐵鋼會館)  
電・丸ノ内六九四、四七五二、八四二、五四九二

鐵鋼原料統制株式會社 取締役社長 永野重雄

鐵鋼販賣統制株式會社 取締役社長 酒井喜四 東京都麴町區丸ノ内二ノ二〇(鐵鋼會館) 電・丸ノ内一二五一(5) 二五七二(4) 四〇一三、七二八一(5)

金屬回收統制株式會社 取締役社長 大久保偵次 本社 東京都淺草區花川戸一ノ一(松屋)

帝國滿鐵夕ロム株式會社 取締役社長 菅 禮之助 東京出張所 東京都京橋區築地五ノ二ノ三 電・築地一五四五  
同 東京京橋區京橋三ノ二ノ三 電・京橋六二八五

株式會社昭和製鋼所 理事 長久保田省三 東京事務所 滿洲國鞍山市昭和街一段  
電・芝浦區田村町一ノ一(日産第一別館)  
電・銀座七七一六(5)

株式會社本溪湖鐵礦公司 理事 長 島岡亮太郎 東京出張所 滿洲國奉天省本溪湖市  
電・京橋六一五一

鞍山鋼材株式會社 取締役社長 五十嵐 小太郎 東京出張所 滿洲國鞍山市昭和街一段  
電・日本橋區吳服橋三ノ七(東京建物ビル)

滿洲大谷重工業株式會社 取締役社長 大谷米太郎 東京出張所 滿洲國鞍山市昭和街一段  
電・日本橋區本町四ノ一(大森ビル大谷重工業株式會社)  
電・日本橋區四八七〇

滿洲住友金屬工業株式會社常務取締役 河村 龍夫 東京出張所 滿洲國奉天市鐵西區勸工街四段二號  
電・丸ノ内三二二一 一ノ二住友金屬工業所

日滿鋼管株式會社 取締役社長 間島 三次 東京出張所 滿洲國鞍山市昭和街一段  
電・丸ノ内四〇〇一 一ノ六(大川田中ビル)

鐵鋼統制會(會員名簿)

一三一



日滿商事株式會社 理事 長 小川逸郎

東京支社

滿洲國新京特別市大同大街三〇二  
東京都赤坂區葵町二(滿鐵ビル(會計))  
同電・赤坂區二一三二  
電・丸の内區丸の内二ノ一八(康徳會館)

(特殊鋼關係)

日本ニッケル株式會社 取締役社長 半田 貢本

社

東京都日本橋區吳服橋三ノ七ノ三  
電・日本橋區五一四一十五、五四〇〇一二

日本特殊鋼株式會社 社 長 渡邊 三郎

社

東京都大森區一ノ六四七五  
電・大森區七五八一六、八七九五六、九〇六一二

日本冶金工業株式會社 代表取締役 森 曉

社

東京都京橋區寶町一ノ七 電・京橋區五一三四一九

日本高周波重工業株式會社 取締役社長 有賀光 豐

社

東京都府中區幸町一ノ二(東拓ビル)  
電・銀座區二一六一六

株式會社日本電解鐵所 取締役社長 高津啓一

社

橫濱市鶴見區寬政町一 電・鶴見區四八八一六  
大阪府東區備後町二ノ五六  
電・丸の内區丸の内二ノ二(丸ビル)

日本砂鐵鋼業株式會社 取締役社長 石崎長八郎

社

東京都京橋區銀座西六ノ二 電・銀座區五八六六

日本金屬工業株式會社 取締役社長 田沼義三郎

社

東京都芝區田町四ノ一 電・大崎區四一八一二

日本精工株式會社 取締役社長 高橋是賢

社

東京都日本橋區江戶橋一ノ一五  
電・日本橋區五二九一五、五一四三六

株式會社日東製鋼所 取締役社長 吉川兵次郎

社

東京都丸の内區丸の内一ノ六(海上ビル新館六號)  
電・丸の内區三三八五九

豐田製鋼株式會社 社 長 豐田利三郎

東京出張所

愛知縣知多郡上野町大字荒尾ワノ割一  
東京都丸の内區丸の内一ノ一七六七(トヨタ自動車出張所)

東北特殊鋼株式會社 代表取締役 原田猪八郎

東京營業所

仙臺市長崎町字八幡前一  
東京都丸の内區丸の内(三菱二十一號館)  
電・丸の内區五七七、六一三四

東北金屬工業株式會社 取締役社長 堀井 剛

東京出張所

仙臺市諏訪脇南一〇番地  
東京都丸の内區丸の内一ノ二(住友ビル内)  
電・丸の内區三二二一、三二七一、三二八一

東邦重工業株式會社 取締役社長 下出義雄

本社

東京都日本橋區通一ノ五 電・日本橋區五〇〇八一〇

東洋スチール株式會社 取締役社長 平田佐矩

東京營業所

西宮市今津眞砂町一二  
東京都京橋區京橋一ノ四 電・京橋區四〇三九

東洋電機製造株式會社 取締役社長 上遠野亮三

本社

東京都都日橋區通一ノ二(有樂館)  
電・丸の内區二九八五、三八九五、六二七五

特殊製鋼株式會社 取締役社長 石原米太郎

本社

東京都日本橋區通一ノ二(有樂館)  
電・日本橋區五四八四、四一六

理研工業株式會社 取締役社長 大河内正敏

本社

東京都小石川區春日町一ノ一 電・小石川區三一七  
一八〇、三一九一、五、三三九四、一七

大阪特殊製鋼株式會社 社 長 生悅住 貞太郎

東京營業所

大阪府市北區宗是町(大阪ビル七階)  
東京都都日橋區丸の内二ノ八(三菱仲十二號館)  
電・丸の内區六六八五

關東特殊製鋼株式會社 取締役社長 春日 弘

本社

藤澤市辻堂一一〇 電・藤澤區三七一一二

關東製鋼株式會社 取締役社長 淺野 八郎

本社

東京都都日橋區丸の内一ノ六(海上ビル新館)  
電・丸の内區七二七一、一五



野村製鋼株式會社	取締役社長 山内 貢本	社	東京都日本橋區通一ノ一(野村ビル)
不二越鋼材工業株式會社	取締役社長 井村 荒喜	東京支店	富山市石金二〇 東京都日本橋區茅場町二ノ一六(不二越ビル) 電・茅場町三三、五五、六六
國光製鐵鋼業株式會社	取締役社長 長谷川 爲藏	東京出張所	大阪市住吉區濱口町四四五 東京都龜町區丸ノ内三ノ二(三菱二十一號館) 電・丸ノ内七七三
株式會社小松製作所	取締役社長 中村 稅	東京營業所	小松市八日市町地方五番地 東京都龜町區丸ノ内二ノ二(丸ビル七〇一區) 電・丸ノ内六三一、八七〇、二八六九、六一四〇、一
秋田製鋼株式會社	取締役社長 相澤治一郎	社	東京都日本橋區通一ノ二ノ一(國分ビル) 電・日本橋七、四九七三、五四五三
山陽製鋼株式會社	取締役社長 山本 東作	東京出張所	大阪市西區立賣堀北通二ノ三 東京都日本橋區通二ノ一(國分ビル) 電・日本橋五六九一
昭和特殊製鋼株式會社	取締役社長 棚橋寅五郎	社	横浜市鶴見區生麥町神明前二〇三六 電・鶴見二三三五、四三七二、四、四二四九
株式會社日立製作所	取締役社長 小平 浪平	社	東京都龜町區丸ノ内二ノ一 電・丸ノ内二、三六二、二八
特殊鋼販賣株式會社	取締役社長 山田 滿本	社	東京都京橋區銀座七ノ四 電・銀座五八八
特殊鋼統制組合	理事長 山田 滿	社	東京都龜町區丸ノ内二ノ二〇ノ一

### 五 事務局分掌規程

#### 第一條 事務局に左の部課を置く

- 一 總務部 總務課、秘書課、文書課、考査課
  - 二 生産部 計畫課、生産課、管理課、配給課、施設課
  - 三 整備部 鑛石課、燃料課、地金課、爐材課、資材課、運輸課
  - 四 勤勞部 勤勞課、厚生課
  - 五 技術部 製鉄課、製鋼課、壓延課、化工課
  - 六 調査部 調査課、原價計算課
  - 七 特設部 業務課、技術課
  - 八 特殊鋼部 企畫課、生産課、技術課
- 前各號の外調査部に資料室を置く
- 第二條 總務部は庶務、人事、會計、文書、考査及他の部に屬せざる事項を掌理す
- 第三條 總務部各課の事務分掌を左の通り定む

- 一 事務局各部の連絡に關する事項
- 二 支部、出張所及工場駐在員の連絡及監督に關する事項

#### 項

- 三 社団法人滿洲鐵鋼協議會との連絡協調及滿洲連絡事務所との連絡に關する事項
  - 四 總會、評議員會、理事會其の他重要會議に關する事項
  - 五 事務所及財産の管理に關する事項
  - 六 物品の購入に關する事項
  - 七 會計に關する事項
  - 八 豫算、決算並に賦課金及特別賦課金に關する事項
  - 九 公印の管守に關する事項
  - 十 事務局員の福利厚生に關する事項
  - 十一 他部課の主掌に屬せざる事項
- 秘書課は左の事項を掌る
- 一 秘書に關する事項
  - 二 人事及給與に關する事項
- 文書課は左の事項を掌る



- 一 文書の接受及發送に關する事項
  - 二 起案文書の審査に關する事項
  - 三 文書の進達に關する事項
  - 四 行政官廳委讓職權に關する事務の總括的處理に關する事項
  - 五 諸規程の制定に關する事項
  - 六 文書の保管に關する事項
- 考查課は左の事項を掌る
- 一 事務局業務一般考查に關する事項
  - 二 出資會社の監査に關する事項
- 第四條 生産部は鐵鋼に關する生産、配給計畫の設定及遂行並に事業の整備に關する事項を掌理す
- 第五條 生産部各課の事務分掌を左の通り定む
- 計畫課は左の事項を掌る
- 一 物資動員計畫への參畫に關する事項
  - 二 他課の主掌に屬せざる事項
- 生産課は左の事項を掌る
- 一 生産計畫の立案に關する事項
  - 二 生産割當及壓延計畫に關する事項

- 三 鋼半製品及鋼材生産に伴ふ補償に關する事項
- 管理課は左の事項を掌る
- 一 生産の管理に關する事項
  - 二 作業の考查に關する事項
- 配給課は左の事項を掌る
- 一 配給計畫の立案及實施に關する事項
  - 二 鐵鋼割當證明書の發行及管理に關する事項
  - 三 配給及消費の監理に關する事項
  - 四 鋼半製品及鋼材の價格に關する事項
  - 五 配給機構の整備に關する事項
- 施設課は左の事項を掌る
- 一 生産設備の建設及整備に關する事項
  - 二 事業整備の實施に關する事項
- 第六條 整備部は鐵鋼の原材料計畫の設定及遂行、鐵鋼の配給、工場用資材並に運輸に關する事項を掌理す
- 第七條 整備部各課の事務分掌を左の通り定む
- 鑛石課は鐵鑛石、滿俺鑛石、石灰石、螢石及合金鐵等に付左の事項及他課の主掌に屬せざる事項を掌る
- 一 所要數量の確保に關する事項

- 二 配給計畫の立案及實施に關する事項
  - 三 價格に關する事項
  - 四 配給及消費の監理に關する事項
  - 五 配給機構の整備に關する事項
- 燃料課は石炭、コークス、木炭、重油、瓦斯及電力等に付左の事項を掌る

爐材課は製鐵用煉瓦及其の原材料並に苦汁及薪等に付左の事項を掌る

- 一 所要數量の確保に關する事項
  - 二 配給計畫の立案及實施に關する事項
  - 三 配給及消費の監理に關する事項
  - 四 價格に關する事項
  - 五 配給統制機關との連絡に關する事項
- 地金課は銑鐵、鐵屑、製鋼原鐵、アルミニウム、錫及亜鉛等に付左の事項を掌る
- 一 所要數量の確保に關する事項
  - 二 配給計畫の立案及實施に關する事項
  - 三 配給及消費の監理に關する事項
  - 四 割當證明書及使用承認書の發行及管理に關する事項
  - 五 價格に關する事項
  - 六 配給機構の整備に關する事項

- 一 所要數量の確保に關する事項
  - 二 配給計畫の立案及實施に關する事項
  - 三 配給及消費の監理に關する事項
  - 四 統制機關との連絡に關する事項
- 運輸課は左の事項を掌る
- 一 運輸綜合計畫の立案に關する事項
  - 二 輸送及荷役の合理化に關する事項
  - 三 運輸統制團體との連絡に關する事項
  - 四 鐵鋼及原材料の運輸に關する事項
- 第八條 勤務部は鐵鋼業に於ける勞務統制及従業者の厚生に關する事項を掌理す



第九條 勤勞部各課の事務分掌を左の通り定む  
勤勞課は左の事項を掌る

- 一 勞務計畫に關する事項
  - 二 從業者の確保及練成に關する事項
  - 三 勤勞管理に關する事項
  - 四 他課の主宰に屬せざる事項
- 厚生課は左の事項を掌る
- 一 從業者の福利に關する事項
  - 二 從業者の保健衛生に關する事項
  - 三 從業者用物資の確保に關する事項

第十條 技術部は鐵鋼業に於ける技術の改善及研究に關する事項を掌る

- 一 技術の改善及作業能率の増進に關する事項
  - 二 規格の統一に關する事項
  - 三 技術に關する研究及研究機關との連絡に關する事項
- 製鋼課は製鋼及鑄造技術に付左の事項を掌る
- 一 技術の改善及作業能率の増進に關する事項
  - 二 規格の統一に關する事項
  - 三 技術に關する研究及研究機關との連絡に關する事項

製鋼課は製鋼及鑄造技術に付左の事項を掌る

- 一 技術の改善及作業能率の増進に關する事項

二 規格の統一に關する事項  
三 技術に關する研究及研究機關との連絡に關する事項

- 一 技術の改善及作業能率の増進に關する事項
  - 二 規格の統一に關する事項
  - 三 技術に關する研究及研究機關との連絡に關する事項
- 化工課は製鐵業に關聯する化學工業技術に付左の事項を掌る
- 一 技術の改善及作業能率の増進に關する事項
  - 二 規格の統一に關する事項
  - 三 技術に關する研究及研究機關との連絡に關する事項

化工課は製鐵業に關聯する化學工業技術に付左の事項を掌る

- 一 技術の改善及作業能率の増進に關する事項
- 二 規格の統一に關する事項
- 三 技術に關する研究及研究機關との連絡に關する事項

第十二條 調査部は特命に係る調査及企畫、原價計算並に鐵鋼に關する調査及資料に關する事項を掌る

- 一 特命に係る調査及企畫に關する事項
- 二 事業整備計畫の立案に關する事項
- 三 生産力擴充計畫の立案に關する事項

四 他課の主宰に屬せざる事項  
原價計算課は左の事項を掌る

- 一 原價計算に關する事項
  - 二 鐵鋼價格調査に關する事項
  - 三 資金調査に關する事項
  - 四 經營及經理に關する事項
- 資料室は左の事項を掌る
- 一 鐵鋼に關する諸般の基礎調査に關する事項
  - 二 資料及統計の整備に關する事項
  - 三 機關誌の發行に關する事項
  - 四 關係調査機關及團體との連絡に關する事項

第十四條 特設部は製鋼原鐵協議會及鐵鋼協議會の業務並に鐵鋼協議會、日本鐵鋼協議會、日本フェロアロイ協議會及鐵鋼製品工業組合聯合會との連絡に關する事項を掌る

- 一 製鋼原鐵協議會及鐵鋼協議會の業務に關する事項
- 二 鐵鋼協議會、日本鐵鋼協議會、日本フェロアロイ協議會及鐵鋼製品工業組合聯合會との連絡に關する事項を掌る

第十五條 特設部各課の事務分掌を左の通り定む  
業務課は左の事項を掌る

- 一 製鋼原鐵協議會及鐵鋼協議會の業務に關する事項
- 二 鐵鋼協議會、日本鐵鋼協議會、日本フェロアロイ協議會及鐵鋼製品工業組合聯合會との連絡に關する事項を掌る

協議會及鐵鋼製品工業組合聯合會に關する事項  
三 前二號の事項に關する各部課との連絡に關する事項

- 四 他課の主宰に屬せざる事項
  - 技術課は左の事項を掌る
  - 一 特設部所管事務の範圍に於ける技術に關する事項
  - 第十五條の二 特殊鋼部は特殊鋼に關する生産、配給計畫の設定及遂行並に事業の整備に關する事項及技術の改善、研究に關する事項を掌る
- 第十五の三 特殊鋼部各課の事務分掌を左の通り定む
- 企畫課は左の事項を掌る
- 一 生産設備の建設及整備に關する事項
  - 二 事業整備の實施に關する事項
  - 三 價格に關する事項
  - 四 特殊鋼二次製品に關する事項
  - 五 他課の主宰に屬せざる事項

生産課は左の事項を掌る

- 一 生産計畫の立案に關する事項
- 二 生産割當に關する事項
- 三 生産の管理に關する事項



- 四 配給計畫の立案及實施に關する事項
- 五 特殊鋼割當證明書の發行及管理に關する事項
- 六 配給及消費の監理に關する事項
- 七 配給機構の整備に關する事項
- 八 ニツケル、コバルト及合金鐵(滿鐵鐵及珪素鐵を除く)の確休及配給に關する事項

技術課は左の事項を掌る

- 一 技術の改善及作業能率の増進に關する事項
- 二 規格の統一に關する事項
- 三 技術に關する研究及研究機關との連絡に關する事項

四 製品の検査に關する事項

第十六條 關係官廳及關係團體等との連絡に關しては一般的事項に付ては總務部、専門事項に付ては當該關係部に當る

第十七條 會長必要ありと認むるときは事務局各部に次長を置くことを得

次長は事務局長之を命ず

次長は所屬部長を輔佐し部長事故あるときは其の事務を代行す

第十八條 各課に課長を置く事務局長之を命ず

課長は部長の命を承け當該課の事務を主掌す

第十九條 必要あるときは部に部付、資料室に主査、課に副長を置くことを得

部付、主査及副長は事務局長之を命ず

部付は部長に直屬し其の命を承け部務を處理す

主査は部長に直屬し其の命を承け擔當事務を主掌す

副長は課長を輔佐す

第二十條 局員の各部所屬は事務局長之を命ず

第二十一條 部員の各課及資料室所屬並に部付勤務は事務局長の特に命ずるものを除くの外部長之を命ず

第二十二條 支部及出張所は本部の指揮に遵ひ業務を處理するものとす

第二十三條 支部及出張所に長を置く事務局長之を命ず

支部長及出張所長は所屬員を指揮し所轄事務を處理す

第二十四條 滿洲連絡事務所に長を置く

事務所長は日滿連絡事務を擔當する理事を以て之に充つ

滿洲連絡事務所に次長を置く事務局長之を命ず

事務所長は所屬員を指揮し所轄事務を處理す

次長は事務所長を輔佐し事務所長事故あるときは其の事務を代行す

第二十五條 支部に課を置くことを得

課に長を置く必要に應じ課に副長を置くことを得

課長及副長は事務局長之を命ず

課長及副長は夫々上長の命を承け擔當事務を處理す

附 則

本規程は昭和十八年二月一日より之を施行す

従前の事務局分掌規程は之を廢止す

六 支部及出張所

關西支部 支部長 稻田 捷太郎

大阪市北區宗是町一大阪ビル内(電話土佐堀3310)

(四四二)

九州支部 支部長 久保 親夫

八幡市枝光日鐵八幡製鐵所内

朝鮮支部 支部長 波江野 繁

京城府貞洞一ノ二八

ベルリン出張所 囑 託 島村 哲夫

同 淺井 一彦

ベルリン市ランケ通二十一番地

關西支部事務分掌規程

鐵鋼統制會(支部及出張所)

第一條 支部に左の課を置く

總務課

管理課

第二條 總務課の事務分掌を左の通定む

一 本部との總括的連絡に關する事項

二 關西會員各社、關係官廳及關係團體等との業務連絡に關する事項

三 機密及人事に關する事項

四 文書の接受、發送及保管に關する事項

五 諸規程に關する事項

六 會計に關する事項











鐵鋼統制會(常設委員會)

企畫課	課長事務取扱	山田	滿
生産課	課長	稻津	健介
技術課	課長	稻津	健介

(兼任)  
大正十五年東大工學部・特殊鋼協議會技術課長  
(兼任)

八 常設委員會

(一) 委員會に關する規程

第一條 本會定款第二十條の委員會に付ては本規程の定むる所に依る

第二條 委員會は當分の間左の如く設置す

- 原料委員會
- 生産委員會
- 配給委員會
- 技術委員會
- 勞務委員會

第三條 原料委員會に於ては原材料に關する事項を協議す

第四條 生産委員會に於ては生産に關する事項を協議す

第五條 配給委員會に於ては配給に關する事項を協議す

第六條 技術委員會に於ては技術に關する事項を協議す

第七條 勞務委員會に於ては勞務に關する事項を協議す

第八條 委員は會員中より選定し事務局長之を委嘱す

事務局長必要と認めたる場合委員中より専門委員を選定委嘱することを得

委員は豫め事務局長の承認を得て代理者を定め本人差支ある場合代理者をして委員會に出席せしむることを得但し専門委員の代理者は之を認めず

事務局長特に必要と認めたる場合委員外より専門委員を選定委嘱することを得

第九條 委員會は必要に應じ隨時之を開催す

委員會は事務局長之を招集し關係部長之を司會す

附 則

第十條 本規程は昭和十七年四月一日より實施す

(一) 原料委員會要領

第一 目的

本會定款第二十條に基き原材料に關する事項につき必要に應じ會員の意見を徴する爲め原料部に原料委員會を設置す

第二 委員會の組織

本委員會に委員若干名を置く  
委員は會員中より選定し事務局長之を委嘱す  
事務局長必要と認めたる場合は委員及製鐵原料に關し學識經驗あるものより専門委員を選定委嘱することを得  
事務局長は隨時必要に應じ原料配給業務の遂行の圓滑を期する爲め専門委員を召集し其の意見を徴することを得  
委員は豫め事務局長の承認を得て代理者を定め本人差支へある場合代理者をして委員會に出席せしむることを得  
専門委員の代理者は之を認めず

第三 會議

原料委員會は原則として年二回之を開催し、原材料に關

鐵鋼統制會(常設委員會)

する事項につき協議懇談するものとす但事務局長必要と認めたる場合は隨時之を開催することを得

第四 他部委員會との關係

本委員會は必要に應じ、他部委員會と會議の共同主催をなし又は相互出席等事業遂行上緊密なる連絡を圖るものとす

(三) 勞務専門委員設置方針

一 勞務者賃金並移動防止等に關する事項を研究協議する爲め専門委員を設置す但し當分の間賃金並移動防止に關し同一委員を以て之に充つ

二 勞務専門委員は會員工場を地區別に別表の通分劃し其の地區に在る會員工場を以て一の隣組織とし其の代表たる會社工場より適任者を委嘱す

三 専門委員は鐵鋼統制會の指示する協議事項に關し當時前項の隣組織に於ける各會員工場と連携を保ち其の總意を代表す

四 日本製鐵株式會社本店並日本鋼管株式會社本社は地區に拘らず各専門委員を依嘱す



五 専門委員の任期は委嘱の時より一年とす但し重任を妨げず専門委員止むを得ざる事故あるときは辭退することを得

(四) 勞務委員會内規

(一) 本委員會は會長の諮問に應じ意見を徴するは勿論委員會の招集に限らず常時本會と聯絡を保ち勞務に關する調査、調整及管理等の改善に就き協議し且之が實現に協力すると共に將來は他産業團體勞務との有機的聯絡を保持し勞働政策の統制運営に資せんとするを以て目的とす  
(二) 委員會は委員長、常務委員及委員を以て組織し、委員長は本會總務部長の職に在るものとし、委員は會員たる統制團體及會社の勞務の實際状況に通曉する職員各一名(勞務課長或は主任)を以て之に充て、常務委員は委員中より選定委嘱し積極的中軸の役割を果すべきものとす  
(三) 委員の任期は通常一ヶ年とし重任を妨げざるものとす但し任期中にして其の職務の変更、其他已を得ざる場合は解任するものとす

(四) 委員會は必要に應じ隨時事務局局長召集し委員長司會するものとす

(五) 調査委員會

委員長 企畫部長

副委員長 企畫部次長

委員會規程

第一條 調査委員會は調査業務に關する連絡協力機關とす  
第二條 委員會は委員長、副委員長各一名及委員若干名を以て之を組織す  
第三條 委員長及委員は事務局局長之を指名す  
第四條 委員會に常務委員會を設く、常務委員會は委員長之を指名す必要ある場合は委員長臨時に常務委員を指名することを得  
第五條 委員長は會務を總理す  
委員長事故あるときは副委員長之を代理し副委員長事故あるときは委員長の指命する委員其の職務を代理す  
第六條 常務委員會の委員長は委員長を以て之に充つ  
第七條 委員會に常任幹事を置く委員長之を指名す

常任幹事は委員長の指揮を受け會務を整理す  
必要ある場合は委員長臨時幹事を指名することを得

(六) 特定品種生産確保特別委員會

委員長 生産部長

委員會規程

第一條 特定品種生産確保特別委員會は特定品種の生産計畫の實施及生産管理に付具體的事項を調査検討し以て計畫生産の完遂を圖るを目的とし事務局内に之を設置す

第二條 委員會は厚鋼板及鋼管に付左の事項を處理す

- 一 生産実績の検討
- 二 生産阻害事項の究明
- 三 前項の事項除去に關する具體案の立案
- 四 生産割當調整案の作成
- 五 其他生産確保に必要な事項

委員長必要ありと認むるときは事務局局長の承認を得て委員會に於て處理すべき鋼材の品種を追加することを得

第三條 委員會は委員長一名委員若干名を以て組織す

第四條 委員長及委員は事務局局長之を指名す

第五條 委員長は會務を總理す

第六條 委員長事故あるときは委員長の指名せる委員其の職務を代理す

第七條 委員長必要ありと認むるときは事務局局長の承認を得て委員以外に臨時出席者を指名又は委嘱することを得

第八條 委員長必要ありと認むるときは關係作業所に於て本會議を開催することあるべし

第九條 委員會に幹事若干名を置く

第十條 幹事は委員長之を指名す

第十條 幹事は委員長の指揮を受け會務を整理す

九 統制會設立關係資料



鐵鋼統制會（統制會設立關係資料）

(一) 會員資格者指定

(昭和十六年十月三十日・商工省告示第千十三號)

重要産業團體令第七條ノ規定ニ依リ鐵鋼ノ生産及販賣並ニ製鐵原料タル鐵鋼、マンガン鐵及鐵屑ノ販賣ニ關スル事業（朝鮮ニ於ケル當該事業ヲ含ム）ノ統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者左ノ通指定ス

（會員資格者名略）

(二) 設立命令

(昭和十六年十月三十日・商工省告示第千十四號)

重要産業團體令第八條第一項及重要産業團體令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通定ム  
昭和十六年十月三十日商工省告示第千十三號ヲ以テ指定シタル者ハ鐵鋼ノ生産及販賣並ニ製鐵原料タル鐵鋼、マンガン鐵及鐵屑ノ販賣ニ關スル事業（朝鮮ニ於ケル當該事業ヲ含ム）ノ統制會ヲ設立スベシ  
前項ノ統制會ノ設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ハ昭和十六年十一月三十日迄トス

(三) 設立委員指名

(昭和十六年十月三十日・商工省告示第千十五號)

重要産業團體令施行規則第一條第二項ノ規定ニ依リ鐵鋼ノ生産及販賣並ニ製鐵原料タル鐵鋼、マンガン鐵及鐵屑ノ販賣ニ關スル事業（朝鮮ニ於ケル當該事業ヲ含ム）ノ統制會ノ設立委員左ノ通命ジタリ

- 日本製鐵株式會社社長 平生 鈺三郎
- 日本鋼管株式會社取締役社長 白石 元治郎
- 川崎重工業株式會社取締役社長 鑄谷 正輔
- 株式會社神戶製鋼所取締役社長 田宮 嘉右衛門
- 株式會社尼崎製鋼所取締役社長 井上 長太夫
- 株式會社中山製鋼所取締役社長 中山 悅治
- 小倉製鋼株式會社取締役社長 末 兼要
- 住友金屬工業株式會社取締役社長 春日 弘
- 株式會社吾妻製鋼所專務取締役 油田 尚郎
- 大阪製鋼株式會社取締役社長 高石 義雄
- 日亞製鋼株式會社取締役社長 田中 德松
- 株式會社日本製鋼所取締役社長 杉 政人

三菱鋼材株式會社取締役社長 伊集院 清彦  
日本鋼材株式會社取締役社長 渡邊 義介  
鐵鋼原料統制株式會社取締役社長 小日山 直登

(四) 會長銓衡委員氏名

(昭和十六年十月三十一日官報掲載)

- 平生 鈺三郎 (委員長)
- 中松 眞卿
- 久保田省三 白石 元治郎 鑄谷 正輔
- 田宮 嘉右衛門 小川 逸郎

鐵鋼ノ生産及販賣並ニ製鐵原料タル鐵鋼、マンガン鐵及鐵屑ノ販賣ニ關スル事業（朝鮮ニ於ケル當該事業ヲ含ム）ノ統制會ノ會長ノ銓衡委員ヲ命ズ

(五) 鐵鋼統制會創立總會

- 一 日時 昭和十六年十一月二十日午前十時
- 二 場所 東京都麹町區丸ノ内二丁目二番地丸ノ内會館
- 三 議事

(一) 定款ノ決定

(二) 統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法  
決定

(三) 初年度ノ收支豫算及初年度ニ於ケル重要産業團

鐵鋼統制會（統制會設立關係資料）

體令第十九條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法決定

(四) 現鐵鋼統制會ノ事業財產及權利義務繼承決定

鐵鋼統制會ハ其ノ成立後事業開始ノ日ヲ以テ現鐵鋼統制會ノ事業、財產及權利義務一切ヲ繼承スルモノトス

(六) 設立認可

(昭和十六年十一月二十一日・商工省告示第千八十二號)

鐵鋼ノ生産及販賣並ニ製鐵原料タル鐵鋼、マンガン鐵及鐵屑ノ販賣ニ關スル事業（朝鮮ニ於ケル當該事業ヲ含ム）ノ統制會ハ昭和十六年十一月二十日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

(七) 會長任命

(昭和十六年十一月二十一日・商工省告示第千八十三號)

重要産業團體令第十四條第一項ノ規定ニ依リ昭和十六年十一月二十日平生 鈺三郎ヲ鐵鋼統制會々長ニ任命シタリ



鐵鋼統制會(統制會設立關係資料)

(八) 理事長及理事任命

(昭和十六年十一月二十二日・商工省告示第九十四號)

重要産業團體令第十四條第五項ノ規定ニ依リ昭和十六年十一月二十二日鐵鋼統制會ノ理事長及理事任命ノ件左ノ通認可シタリ

理事長	小日山直登	理事	桃木長治
理事	渡邊政人	同	井村竹市
同	山縣愷介	同	奥村慎次
同	水津利輔	同	永野重雄
同	梅根常三郎		

(備考) 水津、永野兩理事ハ昭和十六年十二月四日附任命同月六日附罷可  
奥村理事ハ昭和十六年十二月三十一日付解任  
梅根理事ハ昭和十七年三月二十六日罷可

附 錄

特殊鋼統制組合

設立年月日—昭和十八年三月十七日  
所在地—東京都麹町區有樂町一ノ二  
電話—九ノ内(23)六七三〇・六七三一・四〇一九

一定 款

第一章 總 則

第一條 本組合は鐵鋼統制會の統制指導の下に特殊鋼製造事業の統制運營を圖り且特殊鋼製造事業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は重要産業團體令に依り設立し特殊鋼統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は東京府、大阪府、神奈川縣、愛知縣、兵庫縣、廣島縣及秋田縣とす

鐵鋼統制會(特殊鋼統制組合)

第四條 本組合の事務所は之を東京市に置く

第五條 本組合の公告は官報を以て之を爲す

第二章 組 合 員

第六條 本組合は地區内に於て特殊鋼の製造事業を營む者にして商工大臣の指定したるものを以て之を組織す

第三章 事業及其の執行

第七條 本組合は第一條の目的を達成する爲左に掲ぐる事業を行ふ

一 特殊鋼の生産及配給に關する統制指導其の他組合員の特殊鋼製造事業に關する統制指導

二 組合員の特殊鋼製造事業に要する資材、資金、勞務等の確保配分に關する事項

三 特殊鋼製造事業の整備確立に關する事項

四 特殊鋼製造事業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其の他組合員の特殊鋼製造事業の發達に關



する施設に關する事項

五 特殊鋼製造事業に關する調査及研究に關する事項

六 組合員の特殊鋼製造事業に關する検査に關する事項

七 前各號に掲ぐるものの外本組合の目的を達するに必要なる事項

第八條 組合員の特殊鋼製造事業に關する統制に付ては鐵鋼統制會の統制規程の定むる所に依る

第四章 役員

第九條 本組合に左の役員を置く

理事長 一人

理事 若干人

監事 若干名

評議員 若干名

第十條 理事長は本組合を代表し特殊鋼製造事業の統制指導其の他組合事務を總理す

理事は理事長を輔佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定むる順位に依り理事長事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ  
監事は本組合の財産の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十一條 理事長は特殊鋼製造事業に關し經驗ある者の中より鐵鋼統制會の會長商工大臣の認可を受け之を命ず  
理事は特殊鋼製造事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長商工大臣の認可を受け之を命ず  
評議員は特殊鋼製造事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず  
監事は評議員の過半数の同意を以て之を選任す

第十二條 役員は任期は左の通とす

理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も商工大臣の認可を受け理事を解任することを得  
補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

第五章 會計

第十三條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎事業年度終了後二月以内に之を開催し、臨時總會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す  
前項の事業年度は之を一年とし毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る  
總會は理事長之を招集し之が議長となる

第十四條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 定款の変更

二 收支豫算

三 第十八條及第十九條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十五條 理事長は通常總會に於て本組合の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第六章 事務局

第十六條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く

第十七條 前條の外事務局及其の職員に關する事項は理事長別に之を定む

第七章 會計

鐵鋼統制會(特殊鋼統制組合)

第八章 過怠金

第二十一條 本組合は本定款に違反したる組合員に對し五千圓以下の過怠金を課することを得  
第二十二條 本組合は鐵鋼統制會の統制規程に違反したる組合員に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得

二 役員

- 理事長 山田 滿
- 理事 松岡 松平
- 評議員 舟崎 由之
- 同 福島 三郎
- 監事 矢野松三郎
- 村山 勇
- 工藤 治人
- 堀内 清



鐵鋼原料統制株式會社

設立年月日—昭和十五年八月一日  
所在地—東京都麹町區丸ノ内二ノ一  
六（第二鐵鋼會館内）  
電話—丸ノ内（23）六九四・八四  
二・五四九二・四七五二

第一章 總 則

- 第一條 當會社は鐵鋼原料統制株式會社と稱す
- 第二條 當會社は左の業務を營むを以て目的とす
  - 一 日本國へ輸入せらるゝ鐵鐵、半製品、鐵屑及鐵鑛石の買取並に販賣
  - 二 日本國內に於て生産せられたる鐵鐵の買取並に販賣
  - 三 前各號以外の鐵鋼原料の買取並に販賣
  - 四 前各號諸原料の取引に關する委託又は受託
  - 五 其他商工大臣の命ずる業務
  - 六 前各號に附帶する業務
- 第三條 當會社は本店を東京市に置く但し必要に應じ取締

役會の決議に依り支店又は出張所を設けることを得

- 第四條 當會社の資本金は壹百萬圓とす
- 第五條 當會社の定款の變更、合併及解散の決議は商工大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず
- 第六條 當會社の公告は官報に掲載して之を爲す
- 第二章 株 式
- 第七條 當會社の總株式數は貳萬株とし壹株の金額を五拾圓とし其の全額を一時に拂込むものとす
- 第八條 當會社の株券は記名式とし壹株券、五株券、拾株券、五拾株及百株券の五種とす
- 第九條 株金の拂込を怠りたる株主は期日の翌日より拂込完了の日迄壹百圓に付壹日四錢の割合を以て違約金を支拂ひ且之が爲に生じたる損害を賠償すべし
- 第十條 株主は當會社取締役會の承諾を得るに非ざれば株式の讓渡又は質入を爲すことを得ず
- 第十一條 株式の讓渡に因り株式名義の書換を請求せんとするときは當會社所定の請求書及株券裏面に當事者又は其の代理人記名捺印の上讓受人の印鑑を添へ之を當會社

に提出し尙代理人に依る場合には其の代理權を證する書面を添付すべし

法律上の原因に基く株式取得に因り名義書換を請求せんとするときは前項の請求書、其の事由を證する書面及株券裏面に取得者又は其の代理人記名捺印の上取得者の印鑑を添へ之を當會社に提出し尙代理人に依る場合には其の代理權を證する書面を添付すべし

株式を質權の目的としたるに因り其の登録を爲さんとするとき及質權の消滅に因り其の登録を抹消せんとするときは亦前二項に準ず

第十二條 株券を喪失したるに因り株券の再發行を請求せんとするときは當會社所定の請求書に除權判決の正本又は謄本を添へ當會社に請求すべし

第三章 株 主 總 會

- 第十三條 株式の名義書換又は質權の設定、移轉及抹消の登録を爲さんとするときは株券壹枚に付貳拾錢前條に依る新株券の交付を受けんとするときは新株券壹枚に付五
- 第十六條 定時株主總會は毎年三月に之を招集す
- 第十七條 總會に於ける株主の議決權は壹株に付壹個とす



總會の決議は法令に別段の定めある場合を除くの外出席株主の議決權の過半數を以て之を爲す可否同數なるときは議長之を決す

第十八條 總會の議長は株主として其の議決權を行使することを妨げず

第十九條 總會の議長は取締役社長之に任ず取締役社長事故あるときは他の取締役之に任ず

第二十條 總會に出席する株主代理人は當會社の株主たることを要す

第二十一條 總會の議事の經過の要領及其の結果は之を議事録に記載し議長並に出席したる取締役監査役及株主壹名之に署名す

第四章 役員

第二十二條 當會社に取締役拾名以内監査役參名以内を置く

第二十三條 取締役及監査役は株主總會に於て之を選任す取締役及監査役の選任及解任の決議は商工大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第二十四條 當會社に社長壹名を置く

當會社に於て必要ありと認むるときは常務取締役壹名を置くことを得

社長及常務取締役は取締役中より商工大臣之を指名す社長は會社を代表し會社全般の業務を統轄す

常務取締役は會社を代表し社長を輔け日常の會社業務の執行を擔當す

第二十五條 取締役又は監査役に缺員を生じたるときは補缺選舉を行ふ但し法定の員數を缺かず且業務執行上支障なきときは補缺選舉を爲さざることを得

補缺選舉に依り選任せられたる者の任期は前任者の殘任期間とす

第二十六條 取締役の任期は之を參年とし監査役の任期は之を貳年とす但し退任期が最終の決算期に關する定時株主總會前に終了するときは總會終結の日迄之を伸長す

第二十七條 取締役會は取締役を以て之を組織す

取締役會の議長は社長之に任じ社長事故あるときは常務取締役、常務取締役事故あるときは取締役の互選に依る者之に任ず

取締役會の議事は出席取締役の過半數を以て之を決す可

否同數するときは議長之を決す

第二十八條 役員報酬は創立總會又は株主總會の決議を以て之を定む

第五章 計 算

第二十九條 當會社の營業年度は年壹期とし毎年一月一日より十二月末日迄とす

第三十條 取締役は每營業年度の末日を以て諸勘定を決算したる後營業報告書、財産目錄、貸借對照表、損益計算書及利益金處分案を作成し之を株主總會に提出すること

第三十一條 當會社の每營業年度に於ける總益金より總損金及職員退職手當引當金若干を控除したる殘額を當會社の純益金と定め左の如く處分す

- 一 法定積立金 百分の五以上
  - 一 株主配當金 若干
  - 一 役員賞與金 若干
  - 一 職員賞與金 若干
  - 一 後期繰越金 若干
- 前項に掲ぐるものの外必要に應じ別途積立金を爲すこと

を得

第三十二條 當會社の利益金處分の決議は商工大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第三十三條 株主配當金は毎決算期末現在の株主若は質権者に支拂ふものとす但し配當金は支拂開始の日より滿參年間之を請求せざるときは權利者は其の權利を失ひ當會社の所得に歸するものとす

二 役員

取締役社長	永野重雄	藤澤勇次
常務取締役	大屋幾久雄	阿部雅雄
取締役	酒井喜四	葉山健二郎
同	渡邊政人	
同	河村英夫	
監査役	梅根常三郎	藤井丙午



### 鐵鋼販賣統制株式會社

設立年月日—昭和十六年十二月十三日  
所在地—東京都麹町區丸ノ内二ノ二

電話—丸ノ内(23)一二五—一五

電話—丸ノ内(23)一二五—一五  
二五七一—四・七二八—一九

#### 一定 款

#### 第一章 總 則

第一條 本會社は鐵鋼販賣統制株式會社と稱す

第二條 本會社は左の事業を営むを以て目的とす

一 鐵鋼の購入、販賣並に輸移出入

二 鐵鋼の取引に關する委託又は受託を爲すこと

三 前各號の事業を遂行する爲に必要と認むる事業に投資し又は其の事業を営む株式會社の發起人となること

四 其他商工大臣の命ずる業務

五 前各號に附帶關聯する業務

第三條 本會社の資本總額を金五百萬圓とす

第四條 本會社は本店及び支店を左の地に置く

本店 東京市  
支店 大阪市、八幡市、名古屋市、京城府、臺北市

取締役會の決議に依り必要の地に出張所を設置することを得

第五條 本會社の公告すべき事項は官報に之を掲載す

#### 第二章 株 式

第六條 本會社の株式は拾萬株とし壹株の金額を五拾圓とし其の全額を一時に拂込むものとす

第七條 本會社の株式は總て記名式とし其の株券は壹株券五拾株券及千株券の三種とす

第八條 本會社の株式は取締役會の承諾なくして之を譲渡することを不得す

株券の裏書に依る譲渡は之を禁ず

第九條 株券の名義書換を爲さんとする者は本會社所定の書式に依り當事者連印の書面を作成し之に株券を添へ本會社に請求すべし

改氏名、相續の開始、遺贈、裁判の執行等に因りて株券の名義書換を爲さむとする者は戶籍吏の證明書其他本會社の必要と認むる證據書類を添付することを要す

第十條 株主株券を喪失したるときは遲滞なく其の旨を本會社に届出づべし其の届出を爲さざりし爲生じたる名義書換に付ては本會社其の責に任ぜず

第十一條 株券の名義書換手数料は株券一通に付拾錢とし株券の引換其他新交付の手數料は新券一通に付五拾錢とす

#### 第三章 株 主 總 會

第十二條 定時株主總會は毎年二回五月及十一月に之を招集す

本會社必要ありと認めたるときは臨時株主總會を招集す總會の日時及場所は取締役會之を定む

第十三條 總會の議長は社長たる取締役之に當る社長事故あるときは取締役中の一人之に當る

第十四條 總會の議長は株主として其の議決權を行使することを妨げず

第十五條 株主の議決權は其の所有壹株に付壹個とす

第十六條 株主總會の議事に付ては議事録を作るものとす議事録には議事の經過の要領及其の結果を記載し議長並に出席したる取締役監査役記名捺印するものとす

#### 第四章 役 員

第十七條 本會社に左の役員を置く

取締役 拾名以内

監査役 參名以内

第十八條 取締役及監査役は株主總會に於て之を選任す

第十九條 株主總會に於て取締役中より社長及専務取締役壹名を選任し又必要に應じ取締役の互選を以て常務取締役若干名を選任することを得社長及専務取締役は各自會社を代表す

第二十條 會社の重要事項を決議する爲め取締役會を組織す

取締役會は社長之を招集し社長其の議長に任ず社長事故あるときは専務取締役、専務取締役事故あるときは取締役の互選に依る者其の職務を行ふ

第二十一條 取締役の任期は之を參年とし、監査役の任期は之を貳年とす但し退任期が最終の決算期に關する定時株主總會前に終了するときは總會終結の日迄之を伸長す

第二十二條 取締役又は監査役に缺員を生じたるときは補缺選舉を行ふ但し法定の員數を缺かざるときは次の株式



總會又は改選期迄其の選舉を延期することを得  
補缺選舉に依り選任せられたる者の任期は前任者の在任  
すべかりし期間とす

第二十三條 取締役所及監査役の報酬は株主總會の決議を以  
て之を定む

第五章 計 算

第二十四條 本會社の決算期は毎年四月一日より九月三十  
日迄及十月一日より翌年三月三十一日迄の二期とす

第二十五條 毎決算期に於ける總益金より諸經費、減價償  
却費及諸損失を控除したる殘額を本會社の純益金とす

第二十六條 本會社の利益金は左の方法に依り之を處分す  
るものとす

- 一 法定積立金 純益金の百分の五以上
  - 一 特別積立金 若干
  - 一 株主配當金
  - 一 後期繰越金
- 前項に掲ぐるものの外必要に應じ別途積立金を爲すこと  
を得

第二十七條 株主配當金は三月三十一日及九月三十日現在

の株主に之を支拂ふものとす

第二十八條 配當金は其の決議を爲したる株主總會當日よ  
り滿貳年内に請求なきときは之を本會社の所得とす

附 則

第二十九條 第一期の決算期は本會社創立の日より昭和十  
七年三月三十一日迄とす

第三十條 發起人の氏名、住所及引受株式の數左の如し

二 役 員

取締役社長	酒井喜四	同	波江野繁	同	山口義太郎
專務取締役	寺田滿	同	阿部雅雄	同	渡邊政人
常務取締役	渡邊博史	同	淺田長平	同	永野重雄
同	同	同	河村英夫	同	川崎芳熊
監査役	春日弘	同	藤井丙午	同	

帝國滿俺クロム株式會社

設立年月日 昭和十六年四月二日

所 在 地 東京都京橋區築地五ノ二

電 話 築地(55)一五四五・一六

一九・一六四七・二九四二

一 定 款

第一章 總 則

第一條 本會社は帝國滿俺株式會社と稱す

第二條 本會社は本店を東京市に置く

本會社は支店又は出張所を置くことを得

第三條 本會社は本邦に於ける滿俺鑛石の需給の圓滑及價  
格の公正並に増産を圖る爲左の事業を營むを以て目的と  
す

- 一 滿俺鑛石の賣買、輸出、輸入、移出及移入
- 二 滿俺鑛業の經營並に資金の融通又は投資
- 三 滿俺鑛業の爲必要なる機械、器具、材料又は設備の  
賣買
- 四 滿俺鑛業に關する技術の指導

五 前各號の事業の外滿俺鑛業の發達を圖るに必要な  
一切の事業

第四條 本會社の資本は五百萬圓とす

第五條 本會社は社債を發行せんとするときは政府の認可  
を受くべし返済期限一年以上又は拂込金額を超ゆる借入  
金を爲さんとするとき亦同じ

第六條 本會社の公告は官報及中外商業新報に掲載して之  
を爲す

第二章 株 式

第七條 本會社の株式は十萬株とし一株の金額を五十圓と  
す

第八條 本會社の株式は記名式とし十株券、五十株券及百  
株券の三種とす

第九條 株金は第一回の拂込を一株に付二十五圓とし第二  
回以後の拂込は事業の必要に應じ取締役會の決議を以て  
其の金額及期日を定め三十日以前に各株主に之が通知を  
發するものとす

第十條 株主株金拂込期日に株金の拂込を爲さざるときは  
其の拂込むべき金額に對し拂込期日の翌日より拂込當日



迄百圓に付一日二錢の割合を以て違約金を支拂ふものとす

第十一條 株主又は其の法定代理人は株式取得のとき其の氏名、住所及印鑑を本會社に届出づべし其の變更ありたるとき亦同じ

第十二條 會社其の他の法人が本會社の株式を所有するときは其の代表者を定め本會社の株主名簿に之が記載を受くべし其の變更ありたるとき亦同じ

第十三條 本會社の株式は取締役會の承諾を得るに非ざれば之を譲渡し又は質權の目的と爲すことを得ず  
本會社の株式は株券の裏書に依りて之を譲渡することを得ず

第十四條 株式の譲渡に因り株券の名義書換を爲さんとするときは本會社所定の書式に依り當事者連印の書面を作成し之に株券及本會社に於て必要と認むる證據書類を添へ本會社に其の請求を爲すべし  
改氏名、相續其の他の事由に因り株券の名義書換を爲さんとするときは前項に準じて本會社に其の請求を爲すべし

第十五條 株券の種類を變更せんとするときは株券引換請求書に株券を添へ之を會社に提出すべし

株券の喪失に因り新株券の交付を受けんとするときは本會社所定の書式に依り作成したる請求書に除權判決の正本又は謄本を添へ之を本會社に提出すべし  
株券の汚損又は毀損に因り新株券の交付を受けんとするときは其の事由を記載したる請求書に株券を添へ之を本會社に提出すべし

第十六條 株券の名義書換の手数料は株券一通に付二十錢とし株券の引換其の他新株券の交付の手数料は新株券一通に付五十錢とす

第十七條 本會社は三月三十一日及九月三十日より各定時株主總會終結の日迄株式の譲渡に因る株券の名義書換を停止す臨時株主總會開催の通知を發したる日より其の總會終結の日迄亦同じ

第十八條 定時株主總會は毎年五月及十一月に臨時株主總會は必要ある毎に社長之を招集す  
第十九條 總會の議長は社長之に當る社長事故あるときは

常務取締役又は他の取締役中の一人之に當る

第二十條 總會の議長は株主として其の議決權を行使することを妨げず

第二十一條 株主は本會社の他の株主に委任して其の議決權を行使することを得此の場合に於ては本會社に委任狀を差出すべし

第二十二條 總會の決議は出席したる株主の議決權の過半数を以て之を爲す可否同數なるときは議長の決する所に依る

第二十三條 定款の變更並に會社の合併及解散の決議は政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜざるものとす

第二十四條 總會に於ける議事の経過及結果は其の要領を議事録に記載し議長並に出席したる取締役及監査役之に記名捺印すべし

第四章 役員

第二十五條 本會社に取締役六名以内監査役二名以内を置く取締役及監査役の選任又は解任に付ては株主總會の決議を経たる上政府の認可を受くるものとす

第二十六條 取締役の任期は就任後第六回の定時株主總會終結の時を以て、監査役の任期は就任後第四回の定時株主總會終結の時を以て終了す  
補缺又は増員に因りて就任したる取締役又は監査役の任期は他の在任の取締役又は監査役の任期終了と同時に終了す

第二十七條 取締役又は監査役に缺員を生じたる時は臨時株主總會を招集し補缺選舉を行ふ但し法定の員數を缺かざる限りは次回の改選期迄之を延期することを得

第二十八條 取締役は取締役會を組織す  
取締役會は本會社の營業方針其の他業務に關する重要事項を決議す

取締役會の決議は取締役の過半数を以て之を爲す可否同數なるときは議長の決する所に依る  
取締役會には監査役出席し意見を述べふことを得

第二十九條 取締役の互選に依り社長一人及常務取締役若干名を定む  
社長は取締役會を招集し其の議長と爲る社長事故あるときは常務取締役又は他の取締役中の一人其の職務を行ふ



社長は取締役會の決議を執行し社務を總理す  
常務取締役は社長を輔佐して社務を分擔掌理し社長事故  
あるときは之を代理す

第三十條 社長は本會社を代表す

第三十一條 取締役は取締役會及監査役の承認を得て同種  
の營業を目的とする他の會社の取締役又は無限責任社員  
と爲ることを得

第三十二條 取締役及監査役の報酬は株主總會の決議を以  
て之を定む

第三十三條 取締役會の決議を以て本會社に顧問又は相談  
役を置くことを得

第五章 計 算

第三十四條 本會社の營業期間は四月一日より九月三十日  
迄及十月一日より翌年三月三十一日迄とす

第三十五條 本會社の利益金は當該營業期の總益金より總  
損金及繰越損金を控除したる殘額とす

第三十六條 本會社の利益金は政府の認可を受け左の方法  
に依り之を處分するものとす

一 法定準備金

- 二 任意積立金
- 三 役員賞與金
- 四 株主配當金
- 五 後期繰越金

第三十七條 株主配當金は三月三十一日及九月三十日現在  
の株主名簿に記載せられたる株主に之を支拂ふものとす  
株主配當金は其の支拂開始の日より起算し五年以内に支  
拂の請求なきときは之を本會社の所得とす

附 則

第三十八條 本會社の初營業年度は會社成立の日より昭和  
十六年九月三十日迄とす

第三十九條 本會社の負擔に歸すべき設立費用は五千圓以  
内とす

二 役 員

- |       |        |
|-------|--------|
| 取締役社長 | 菅 禮之助  |
| 常務取締役 | 齋藤 三三  |
| 同     | 中村 節雄  |
| 同     | 杉林 健治郎 |
| 取締役   | 桐原 陽平  |
| 同     | 中川 源一郎 |
| 同     | 中村 三男吉 |
| 同     | 石川 利雄  |

- |     |        |
|-----|--------|
| 同   | 吹原 彌生三 |
| 監査役 | 難波 秀吉  |
| 同   | 加藤 豊治  |
| 相談役 | 香田 五郎  |
| 同   | 立花 俊一  |
| 同   | 大島 貫一  |

金屬回收統制株式會社

設立年月日 昭和十七年九月二十一日

所在地 東京都淺草區花川戸一ノ一

(淺草松屋)

電話 話一淺草(84)九一〇七一八・

九五七九・九三五三―四

一 定 款

第一章 總 則

第一條 當會社は金屬回收統制株式會社と稱す

第二條 當會社は金屬(鐵屑、故銅、故鉛、故亞鉛、古錫  
及之等以外の非鐵金屬の屑又は故並に主務大臣より指定  
せられたる金屬を謂ふ以下同じ)の回收及配給を統制す  
る爲左の事業を營むを以て目的とす

一 金屬の買入及販賣

二 前號の事業に附帶する事項

第三條 當會社は主務大臣の命を受け金屬の回收及配給を  
統制する爲金屬の賣買を業とする者に對し必要なる指導  
監督、補助金の交付其の他に當ることあるべし

第四條 當會社は本店を東京市に支店を大阪市に置き取締  
役會の決議に依り必要の場所に支店又は出張所を置くこ  
とを得

第五條 當會社の資本金は五百萬圓とす

第六條 當會社の公告は官報に掲載して之を爲す

第二章 株 式

第七條 當會社の總株數は十萬株とし一株の金額を五十圓  
とす

當會社の株式は全額拂込とす

第八條 當會社の株式は之を記名式とし其の株券は十株券  
百株券、千株券の三種とす

第九條 株金の拂込を怠りたる株主は拂込期日の翌日より  
拂込完了の日迄百圓に付一日四錢の割合を以て違約金を  
支拂ひ且之が爲に生じたる損害を賠償すべし

第十條 株主は當會社取締役會の承認を得るに非ざれば株



式の譲渡又は質入を爲すことを得ず

株式の譲渡は株式の裏書に依り之を爲すことを得ず

第十一條 株式の譲渡に因り株式の名義書換を爲さんとするとき又は株式に對する質權の設定移轉の登録又は其の抹消を爲さんとするときは當會社所定の書式に依り當事者連署の書面を作成し之に株式及當會社に於て必要と認むる證據書類を添へ當會社に其の請求を爲すべし

改氏名、相續其の他の事由に依り株式の名義書換を爲さんとするときは前項に準じて當會社に其の請求を爲すべし

第十二條 株式の種類を變更せんとする株主は當會社所定の様式に依る請求書に株式を添へ之を當會社に提出すべし

株式を喪失したる株主は當會社所定の様式に依る請求書に除權判決の正本又は謄本を添へ之を當會社に提出し新株式の交付を請求することを得

株式を汚損又は毀損したる株主は其の事由を記載したる書面に該株式を添へ之を當會社に提出し新株式の交付を請求することを得此の場合當會社其の眞偽を鑑別し難き

ときは前項の規定を準用す

第十三條 株式名義書換の手續料は株式一通に付貳拾錢、株式の引換其他新株式交付の手續料は新株式一通に付五拾錢とす

第十四條 株主又は其の法定代理人は株式取得のとき質權者又は其の法定代理人は質權登録のとき其の氏名、住所及印鑑を當會社に届出づべし其の變更ありたるとき亦同じ

法定代理人は其の代理權を證する書面を提出することを要す

本條の規定に違反したるに因り生じたる一切の損害に付當會社は其の責に任せず

第十五條 會社其の他の法人が當會社株式を所有し又は質權者たるときは其の代表者を定め當會社の株主名簿に之が記載を受くべし其の變更ありたるとき亦同じ

第十六條 株式名義の書換は毎決算期末日の翌日より定期株主總會終了の日迄及臨時株主總會招集の通知を發したる日より該總會終了の日迄之を停止す

第三章 株主總會

第十七條 定時株主總會は毎年五月及十一月に之を招集す

前項の外必要の都度臨時株主總會を招集す

第十八條 株主總會に於ける株主の議決權は一株に付一個とす

株主總會の決議は法令に別段の定ある場合の外は出席株主の議決權の過半數を以て之を爲す可同數なるときは議長之を決す

第十九條 株主總會の議長は株主として其の議決權を行使することを妨げず

第二十條 株主總會の議長は社長之に任ず社長事故あるときは社長の指名する他の取締役之に任ず

第二十一條 株主は當會社の取締役又は他の株主に委任して其の議決權を行使することを得此の場合に於ては當會社に委任狀を差出すべし

第二十二條 株主總會の議事に付ては議事録を作成し議事の經過の要領及其の結果を記載し議長並に出席したる取締役及監査役之に署名すべし

第二十三條 當會社の定款の變更、利益金の處分、合併及解散の決議は商工大臣の承認を受くるものとす

第四章 役員

第二十四條 當會社に取締役十名以内監査役三名以内を置く

第二十五條 取締役及監査役は株主總會に於て之を選任す取締役及監査役の選任及解任の決議は商工大臣の承認を受くるものとす

第二十六條 當會社に社長一名を置く當會社に於て必要ありと認むるときは副社長一名及常務取締役若干名を置くことを得

社長、副社長及常務取締役は取締役中より商工大臣之を指名す

社長、副社長及常務取締役は商工大臣の承認を受くるに非ざれば他の職業に従事することを得ず

第二十七條 社長は會社を代表し會社全股の業務を統轄す副社長及常務取締役は社長を輔け日常の會社業務の執行を擔當す

第二十八條 監査役の互選を以て常任監査役一名を置くことを得

常任監査役は常時會社の會計を監督す



第二十九條 取締役又は監査役に缺員を生じたるときは臨時株主總會を招集し補缺を選任す但し法定の員數を缺かず且業務執行上支障なきときは補缺を選任せざることを得

補缺として選任せられたる者の任期は前任者の殘任期間とす

第三十條 取締役の任期を三ヶ年とし監査役の任期を二ヶ年とす但し任期中に到來する最終の事業年度に關する定時株主總會終結前に其の任期満了するときは同總會終結に至る迄之を伸長す

第三十一條 取締役を以て取締役會を組織し社長之を主宰す

取締役會の議長は社長之に任じ社長事故あるときは社長の指名する取締役其の職務を行ふ

第三十二條 役員報酬は創立總會又は株主總會の決議を以て之を定む

第三十三條 當會社は取締役會の決議に依り顧問又は相談役を置くことを得

第五章 計 算

第三十四條 當會社の事業年度は四月一日より九月三十日迄及十月一日より翌年三月三十一日迄とす

第三十五條 當會社の毎事業年度に於ける總益金より總損金を控除したる殘額を當會社の純益金とし左の如く處分す

- 一 法定準備金
- 一 株主配當金
- 一 後期繰越金

前項に掲ぐるものの外必要に應じ特別積立金、役職員賞與金其の他に處分することを得

第三十六條 株主配當金は其の決算期末日現在の株主又は登録買權者に拂渡するものとす但し配當金は支拂開始の日より起算し滿三箇年請求せざるときは其の權利を喪失し當會社の所得に歸するものとす

第三十七條 本定款に規定なき事項は總て法令の規定に據るものとす

附 則

第三十八條 當會社第一期の決算に限り第二期の決算と併合することを得

第三十九條 當會社の創立に要する費用は發起人の負擔とす

第四十條 當會社設立の際に於て發起人の引受くべき株數及住所氏名左の如し

金屬回收統制株式會社のため商法第六十六條の規定に依り本定款を作成し發起人左に署名捺印す

昭和十七年七月十三日

二 役 員

取締役社長	大久保 偵次
取締役副社長	崎山 刀太郎
常務取締役	岡 憲 市
同	藤田長太郎
同	秋山 靜太郎
同	酒 井 茂 吉
取 締 役	永 野 重 雄
同	藤 井 三 郎
監 査 役	藤 井 丙 午
同	久 島 精 一
同	柳澤 芳次郎

特殊鋼販賣株式會社

設立年月日—昭和十七年四月一日  
所 在 地—東京都京橋區銀座七ノ四  
電 話—銀座(57)五八八・五八九

一 定 款

第一章 總 則

第一條 本會社は特殊鋼販賣株式會社と稱す

第二條 本會社は左の事業を營むを以て目的とす

一 特殊鋼の購入、販賣並に輸移出入

二 特殊鋼の取引に關する委託又は受託を爲すこと

三 其他商工大臣の命ずる業務

四 前各號に附帶する業務

第三條 本會社の資本金は金壹百萬圓とす

第四條 本會社は本店を東京市に置く

取締役會の決議に依り必要の地に支店又は出張所を設置することを得

第五條 本會社の公告すべき事項は官報に之を掲載す

第二章 株 式



第六條 本會社の株式は二萬株とし一株の金額を金五十圓とし其の全額を一時に拂込むものとす

第七條 本會社の株式は總て記名式とし其の株券は一株券十株券、五十株券及百株券の四種とす

第八條 本會社の株式を譲渡し又は之に質權を設定するには取締役會の承諾を得ることを要す

株券の裏書に依る株式の譲渡は之を禁止す

第九條 株主又は其の法定代理人は株式取得のとき其の氏名、住所及印鑑を本會社に届づることを要す、其の變更ありたるとき亦同じ

外國に居住する株主は日本帝國内に假住所を定むるか又は日本帝國内に居住する代理人を定め本會社に届け置くべし、其の變更ありたるとき亦同じ

前各號の届出を怠りたる株主は自己に對する催告其他一切の通知の遅延又は不着を理由として本會社に對抗することを得ず

第十條 株主無能力者なるとき又は無能力者となりたるときは其の旨を本會社に届出づべし

前項の届出を爲さざるときは株主は法定代理人の同意又

は親族會の決議の無かりしこと其他之に類する法律上の手續の缺陷を以て本會社の爲したる利益の配當又は株式の名義書換其他の法律上の手續につき異議を述ぶることを得ず

第十一條 第八條の規定に依り株式を譲渡し名義書換を請求するには本會社所定の請求書に譲渡人及讓受人連署の上株券を添へ本會社に提出することを要す

改氏名、相續、遺贈、裁判の執行等に因りて株券の名義書換を爲さむとする者は戶籍吏の證明書其他本會社の必要と認むる證據書類を添付することを要す

第十二條 第八條の規定に依り株式に質權を設定して其の登録を請求するには本會社所定の請求書に質權者及質權設定者連署の上株券を添へ本會社に提出することを要す其の抹消につき亦同じ

第十三條 株券の分合又は株券の引換を爲さむとする株主は本會社所定の書式により請求書を作成し之に株券を添へ本會社に提出すべし

第十四條 株主株券を喪失したるときは遅滞なく其の旨を本會社に届出づべし、其の届出を爲さざりし爲め生じた

る名義書換に付ては本會社其の責に任せず

株券の喪失に依り其の再發行を請求するには本會社所定の請求書に除權判決の謄本を添へ本會社に提出することを要す

第十五條 株式の名義書換又は質權の登録若くは其の抹消の手續料は株券一通につき十錢とし株券の引換其他新交付の手續料は新券一通につき五十錢とす

株式の名義書換の請求と株券の新交付の請求とが競合したるときは各別に其の手續料を徴收す

第十六條 本會社は四月一日及十月一日より各定時株主總會終結の日迄株式の名義書換又は質權の登録若くは其の抹消を停止す

前項の外必要ある場合に於ては公告を爲したる上前項の手續を停止す

### 第三章 株主總會

第十七條 定時株主總會は毎年二回五月及十一月に之を招集し必要ありと認めたるときは臨時株主總會を招集す

總會の日時及場所は取締役會之を定む

第十八條 總會の議長は社長たる取締役之に任ず、社長事

故あるときは専務取締役之に當り、専務取締役事故あるときは常務取締役中より常務取締役事故あるときは取締役中より互選せられたるもの之に當る

第十九條 總會の議長は株主として其の議決權を行使することを妨げず

第二十條 株主の議決權は其の所有一株につき一箇とす

第二十一條 株主は本會社の他の株主を代理人として其の議決權を行ふことを得

前項の場合に於ては本會社に委任狀を差出すことを要す但し第九條第二項に定めたる代理人が代理人に依らずして議決權を行ふ場合は此の限に在らず

總會の決議につき特別の利害關係を有する者は代理人として他の株主の議決權を行ふことを得ず

第二十二條 總會の決議は法律に別段の定めある場合を除くの外出席したる株主の議決權の過半數を以て之を爲し可否同數なるときは議長之を決す

第二十三條 總會の議事に付ては議事録を作成することを要す議事録には議事の經過の要領及其の結果を記載し議長並に出席したる取締役、監査役及株主一名記名捺印するも、



のとす

第四章 役員

第二十四條 本會社に左の役員を置く

取締役 十名以内

監査役 三名以内

第二十五條 取締役及監査役は株主總會に於て之を選任し  
商工省の承認を受けるものとす

第二十六條 取締役の互選に依り社長及専務取締役各一名  
並に常務取締役若干名を選任し商工省の承認を受けるも  
のとす

社長及専務取締役は各自會社を代表す

第二十七條 會社の重要事項を決議するため取締役會を組  
織す

取締役會は社長之を招集し社長其の議長に任ず、社長事  
故あるときは専務取締役之に當り、専務取締役事故ある  
ときは常務取締役中より、常務取締役事故あるときは取  
締役中より互選せられたるもの之に當る緊急を要する場  
合に於ては取締役會は書面に依りて決議を爲すことを得  
第二十八條 取締役の任期は三ヶ年、監査役の任期は二ヶ

年とす

但し取締役及監査役は任期中の最後の決算期に關する定  
時總會の終結に至る迄其の任期を伸長することを得  
補缺によりて選任せられたる取締役又は監査役の任期は  
前任者の残存期間とす

第二十九條 取締役及監査役の報酬は株主總會の決議を以  
て定む

第三十條 本會社に參與若干名を置くことを得  
參與は社長之を命じ其の諮問に應じ會社の要務に參與す

第五章 計算

第三十一條 本會社の決算期は毎年四月一日より九月三十  
日迄及十月一日より翌年三月三十一日迄の二期とす

第三十二條 毎決算期に於ける總益金より諸經費、減價償  
却費及諸損失を控除したる残額を本會社の純益金とす

第三十三條 本會社の利益金は左の方法に依り之を處分し  
商工省の承認を受けるものとす

- 一 法定積立金 純益金の百分の五以上
- 一 特別積立金 若干
- 一 従業員退職積立金

- 一 役員賞與金
  - 一 株主配當金
  - 一 後期繰越金
- 前項に掲ぐるものの外必要に應じ別途積立金を爲すこと  
を得

第三十四條 株主配當金は三月三十一日及九月三十日現在  
の株主に支拂ふものとす

第三十五條 配當金は其の決議を爲したる株主總會當日よ  
り滿二ヶ年以内に請求なきときは之を本會社の所得とす

二役員

取締役社長	山田 滿	
専務取締役	河合好藏	
常務取締役	守山文一郎	大西幸重
取締役	鈴木四郎	今井精三
同	大谷益次郎	
監査役	渡邊三郎	石原米太郎
同	秋田政一	



# 石炭統制會

---

所在地	東京都麹町區丸ノ内一丁目〇番地(淺野會館内)
電話	丸ノ内(23) 七〇六—八 一八三〇・五五〇・六三六
設立命令	昭和一六・一〇・三〇
創立	昭和一六・一一・二六
會員數	二二社 統制組合：七 統制會社：一

---



石炭統制會 目次

一定	款	一五	附	東京地方石炭統制組合・定款・統制規定・役員	一五
二	統制規程	一八		大阪地方石炭統制組合・定款・統制規定・役員	一九
三	役員氏名	二八		北海道地方石炭統制組合・定款・統制規定・役員	二〇
四	會員名簿	二九		仙臺地方石炭統制組合・定款・統制規定・役員	二〇
五	事務局職制	二七		山口石炭統制組合・定款・統制規定・役員	二〇
六	支部及出張所	二〇		北九州石炭統制組合・定款・統制規定・役員	二〇
七	主要役職員氏名	二〇		西九州石炭統制組合・定款・統制規定・役員	二八
八	統制會設立關係資料	二五		日本石炭株式會社・定款・役員	三三

一定 款

昭和十六年十一月二十六日商工大臣認可  
昭和十六年十一月二十七日商工省告示第千百三十二號  
昭和十六年十一月二十七日施行

第一章 總 則

第一條 本會は本邦に於ける石炭産業の総合的統制運営を圖り且石炭産業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は重要産業團體令に依り設立し石炭統制會と稱す

第三條 本會は事務所を東京市に置き必要に應じ支部又は出張所を設く

第四條 本會は左に掲ぐる者を以て之を組織す  
一 石炭鑛業を營む鑛業權者にして商工大臣の指定したるもの  
二 重要産業團體令に依り設立せられたる石炭統制組合

三 日本石炭株式會社  
四 其の他商工大臣の指定したる者

第五條 本會は會員に對し經費を賦課す

石炭統制會(定款)

第二章 事 業

第七條 本會は本會の目的を達する爲左に掲ぐる事項に付必要なる事業を行ふ  
一 石炭の生産及配給竝に石炭産業に要する資材、資金、勞務等の需給に關する政府の計畫其の他石炭産業に關する政府の計畫に對する參畫

二 石炭の生産計畫の設定及遂行に關する事項  
三 石炭に關する資材、資金及勞務の確保及配分に關する事項

四 石炭の配給基本計畫の設定及遂行に關する事項  
五 石炭の價格に關する事項



六 石炭に関する輸送力の確保及荷役の改善に関する事項

七 石炭産業の整備確立に関する事項

八 石炭産業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其の他事業經營の合理化に関する事項

九 會員及會員たる石炭統制組合の組合員の事業に関する指導及検査に関する事項

十 石炭に関する調査及研究並に報道及宣傳に関する事項

十一 其の他本會の目的を達するに必要な事項

第八條 本會は事業の執行に付商工大臣の認可を受け統制規程を定む

第三章 役員

第九條 本會に左の役員を置く

- 會長 一人
- 理事長 一人
- 理事 五人以上
- 監事 二人以上
- 評議員 若干名

第十條 會長は本會を代表し會務を總理し石炭産業の統制指導に任ず、理事長は會長を補佐し會務を掌理し會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事は會長及理事長を補佐し會務を分掌し豫め會長の定めたる順位に依り會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は本會の財産の状況を監査す

評議員は會長の諮問に應じ又は會長に對し意見を具申す

第十一條 會長は商工大臣の命じたる銓衡委員の推薦したる者の中より商工大臣之を命ず

理事長及理事は石炭産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

評議員は石炭産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命ず

監事は評議員其の過半數の同意に依り之を選任す

第十二條 會長、理事長及理事の任期は三年とし監事及評議員の任期は二年とす

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も理事長又は理事を解任することを得

前項の解任は商工大臣の認可を受くるものとす

第十三條 會長、理事長及理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し商工大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第四章 總會

第十四條 總會は定時總會及臨時總會の二種とす

定時總會は毎年一回三月に、臨時總會は會長必要ありと認むるとき之を開催す

總會は會長之を招集す

第十五條 總會の議長は會長之に當る會長事故あるときは理事長之に當り會長及理事長共に事故あるときは豫め會長の定めたる順位に依り會長の職務を代理する理事之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

一 定款の變更

二 收支豫算

三 第五條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十七條 會長は毎年總會に本會の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第五章 事務局

第十八條 本會の事務を處理する爲本會に事務局を置く

第十九條 理事長は會長の指揮監督を承け事務局を統理す

第二十條 前二條の外職員其の他事務局に關する事項に付ては別に之を定む

第六章 會計

第二十一條 本會の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第二十二條 前條の外會計に關する事項に付ては別に之を定む

第七章 違約處分

第二十三條 本會は統制規程の定むる所に依り統制規程に違反したる會員に對し過怠金を課す



二 統制規程

昭和十七年二月二十一日  
商工省告示第百八十八號

第一條 會員は會長の定むる所に依り其の事業計畫を定め會長の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

第二條 會員は前條第一項の規定に依り會長の承認を受けたる事業計畫を實施すべし

第三條 會員は會長の定むる所に依り其の事業(統制組合たる會員に在りては其の組合員の事業)に要する物資の數量及金額を記載したる書類を會長に提出すべし

第四條 會長必要ありと認むるときは會員に對し其の事業(統制組合たる會員に在りては其の組合員の事業)に要する物資の使用又は取得に關し數量、用途、取得先其他必要なる事項を指示することあるべし

第五條 會員は會長の定むる所に依り其の事業(統制組合たる會員に在りては其の組合員の事業)に要する技術者、勞務者及資金の取得計畫を記載したる書類を會長に提出すべし

すべし

第六條 會長は商工大臣の承認を受け日本石炭株式會社に對し石炭の配給計畫の設定及遂行に關し必要なる事項を指示することあるべし

第七條 會員又は會員たる統制組合の組合員(以下組合員と稱す)は會長の定むる所に依り石炭の豫定原價計算及原價計算を記載したる書類を會長に提出すべし

第八條 會員又は組合員は會長の定むる所に依り財産、收支豫算、收支決算及利益金の處分方法を記載したる書類を會長に提出すべし

第九條 會員又は組合員其の事業に著手し又は其の事業を休止若しは廢止せんとするときは會長の定むる所に依り其の旨を記載したる書類を會長に提出すべし

第十條 會長石炭産業の統制運営上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員又は組合員に對し事業の著手、繼續、休止又は廢止を命ずることあるべし

第十一條 會長石炭産業の統制運営上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員又は組合員に對し事業設備の新設、擴張若しは改良を命じ又は作業方法若しは作業用品の改良に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十二條 會員又は組合員石炭を目的とする鑛業權の讓渡若しは讓受又は隣接石炭鑛區との間の石炭鑛區の増減の契約を爲さんとするときは會長の承認を受くべし但し第十三條の規定に依る指示に依る場合は此の限に在らず

第十三條 會長石炭産業の整備確立を圖る爲特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員又は組合員に對し鑛業權の讓渡若しは讓受隣接石炭鑛區との間の石炭鑛區の増減又は事業設備、作業用品等の讓渡、讓受、賃貸若しは賃借に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十四條 災害其の他緊急の事態發生したる場合又は災害を豫防する爲必要ある場合に於ては會長は會員又は組合員に對し他の會員又は組合員に必要なる協力を爲すべきことを命ずることあるべし

第十五條 會長石炭産業の統制運営上特に必要ありと認むるときは會員又は組合員に對し其の事業の經營の改善に關し必要なる事項を命ずることあるべし

第十六條 會長石炭産業の統制運営上又は其の發達を圖る爲必要ありと認むるときは其の定むる所に依り會員又は組合員に對し補償金、補助金又は獎勵金を交付することあるべし

第十七條 會員は第一條第二項、第四條、第六條、第十條、第十一條又は第十三條乃至第十五條の規定に依る會長の命令又は指示を受けたるときは之に従ふべし

第十八條 會員は第三條、第五條又は第七條乃至第九條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

第十九條 本會は本規程に違反したる會員に對し一萬圓以下の過怠金を課することあるべし

第二十條 本規程に依り組合員より會長に提出すべき書類は會長の定むるものを除くの外當該統制組合の理事長を経由すべし



